

いのちのとりで裁判全国アクション 提出資料

2025 年 11 月 4 日

最高裁判決のへの対応に関する専門委員会 御中

意 見 書（２）

いのちのとりで裁判全国アクション

本意見書においては、第 7 回専門委員会における資料及び議論に関して意見を述べる。

なお、以下の諸論点における厚労省の主張の多くは、法的根拠がなく苦し紛れの弁解というほかない点において通底している。かかる主張を行う厚労省の本音は、「面倒な計算を避けたい」、「被害回復額を値切りたい」というものかもしれないが、違法な基準改定を行った厚労省が、そのような勝手な理由で被害回復を免れることなど到底許されない。被害回復が実務的に可能である以上、最低生活を保障すべき義務を負う国が、最高裁判決に基づき被害の完全回復を図るべきことは当然である。記録の散逸や当事者の捕捉困難などの実務上の課題については、元々、最低生活の保障という極めて重大で影響が大きい生活扶助基準を違法に引き下げたうえ、12 年以上にわたって理由なくこれを争った厚労省の責任と負担のもとで対処、解決しなければならないことであり、かかる課題の存在を口実に、最高裁判決にもとづき被害を完全回復するという当然の責務を怠ることなど許されるものではない。

生活保護利用者は、違法な平成 25 年改定によって長年にわたり「健康で文化的な最低限度の生活」を下回り厳しい生活を強いられ続けている¹。貴委員会においては、かかる生活実態を直視した上で、被害の全面回復を可能とする積極的な提案がなされることを切に要望する。

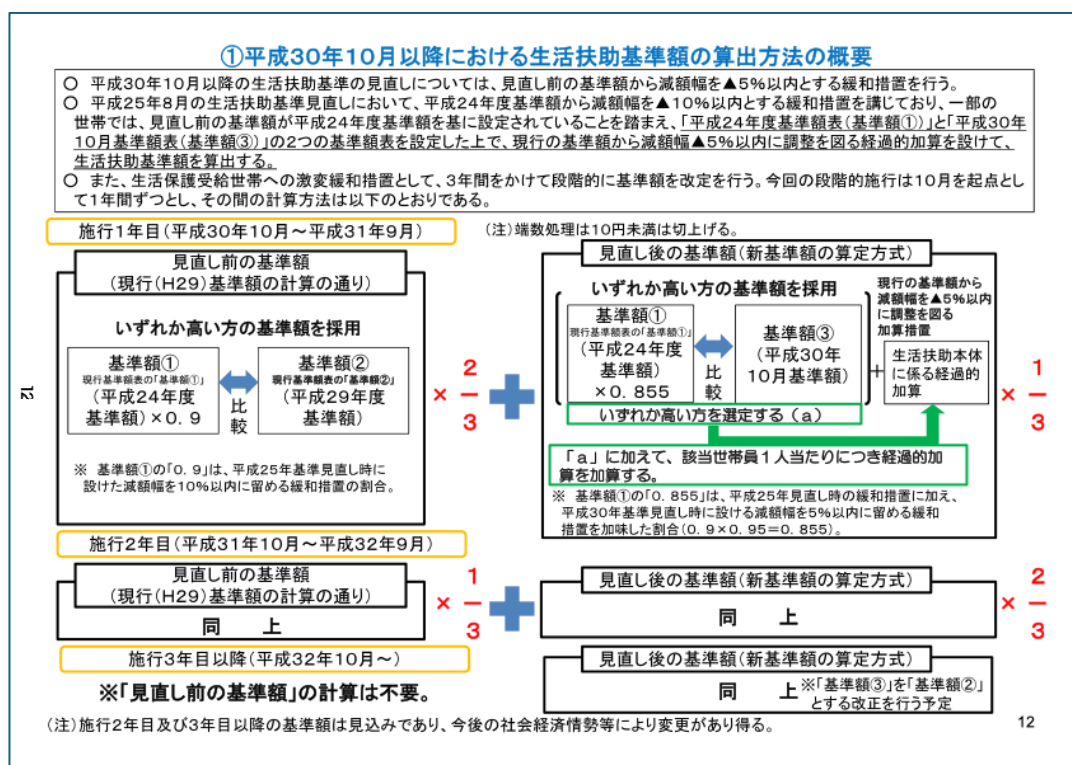
¹ 添付の資料 4、5 に記載された当事者の声をご参照。

第1 被害救済の時間的範囲について

1 基準生活費について

(1) 平成 25 年改定は平成 30 年改定後にも影響すること

下記の概念図は平成 30 年 9 月 4 日「生活保護関係全国係長会議資料」に厚生労働省が示した平成 30 年改定の概要である（添付資料 1・12 頁）。



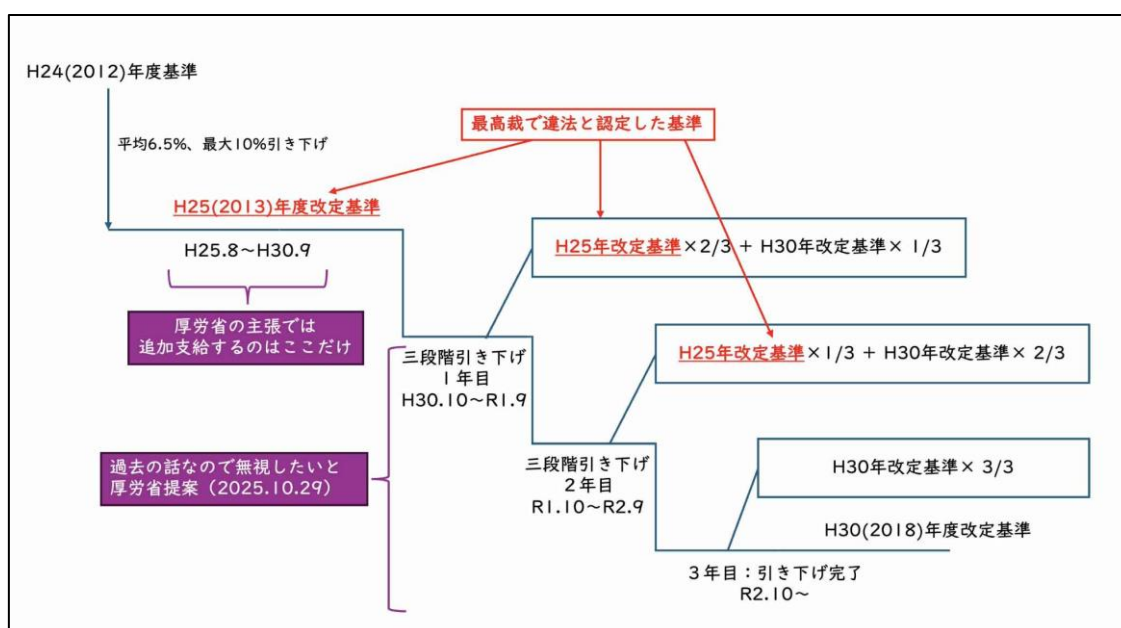
厚労省が資料【27 頁】で示している図は、3 段階の激変緩和措置が終わった「令和 2 年度時点」のものであるため、本図の一部分（主に左側）を恣意的に切り取られたものになっており、3 年間の段階実施などの概念図が記載されていない点において平成 30 年改定の内容を正確に理解できるものではない（その意味では、当方の 2025 年 10 月 28 日付け意見書（以下、「当方意見書(1)」という。）第 5 の 3（15 頁）で示した概念図も同様である）。

すなわち、平成 30 年改定における激変緩和措置には、「3 年間かけた段階的改定」と「減額幅最大 5%」の 2 種類があり、上記概念図の左側の部分は、平成 25 年改定後の基準（平成 30 年改定前の平成 29 年基準）である。

当方意見書(1)では、今後、平成 25 年改定による減額改定の見直しにあたって、

平成 24 年基準との差額が補償されることになれば、上記概念図の右側の部分の基準額①において、平成 24 年基準に乗じる数値が「0.855（＝0.9×0.95）」ではなく「0.95」となるという影響が出ることを指摘した。

加えて、上記概念図右側の部分にある「経過的加算」は、「見直し前の基準額（＝平成 25 年改定後の基準額）からの減額幅を▲5%以内に調整」するためのものであるから、今後、平成 25 年改定に関して何らかの追加給付が行われることになれば、必ず増加方向での影響を受けることになる。



(立命館大学准教授・桜井啓太氏作成)

さらに、平成 30 年 10 月から 3 年間かけて実施された、3 年間の段階引き下げについては、平成 25 年改定の基準（平成 29 年基準）を 2/3、1/3 ずつ引き入れて、実際の保護基準を決定している。このことから、平成 30 年 10 月以降の保護基準についても、少なくとも平成 30 年改定の 1 年目（平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）と 2 年目（令和元年 10 月～令和 2 年 9 月）については、確実に平成 25 年改定基準の影響がある。

今後、平成 25 年改定後の基準について、何らかの追加給付を行うこととなれば、平成 30 年改定の 1 年目と 2 年目については、実際の保護基準算定にあたって参照していた平成 25 改定の基準の分（1 年目においては 2/3、2 年目において 1/3）が確実に増えるので、激変緩和措置による三段階実施の対象となった生活保

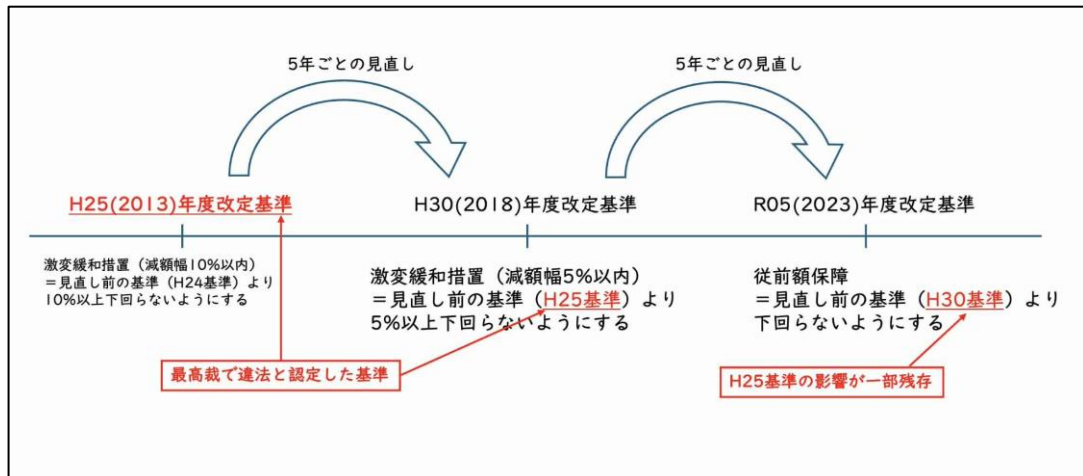
護利用者については必ず影響があることとなる。

以上のとおり、平成 25 年改定の見直しは、3 つの局面から、平成 30 年改定後の基準生活費額にも確実に影響を与えるのである。

(2) 平成 25 年改定は令和 5 年改定及び令和 7 年改定後にも影響すること

当方意見書(1)第 3 の 2(2) (5 頁、添付資料 2) で指摘したとおり、令和 5 年改定においては、1 人 1000 円を加算してもなお減額となる世帯については基準を据え置く（従前額保障）措置が講じられ、令和 7 年改定においても、1 人 500 円（計 1500 円）を加算してもなお減額となる世帯については同様の措置が講じられている。

ここにいう従前額とは、平成 30 年改定後の基準であり、この基準については、(1)で述べたとおり、平成 25 年改定が見直されて何らかの追給がなされれば必ず影響をうけるのであるから、平成 25 年改定の見直しの影響は、令和 5 年改定及び令和 7 年改定後にも当然影響することとなる。



（立命館大学准教授・桜井啓太氏作成）

なお、上記(1)(2)の詳細については添付資料 2（桜井啓太「2013 年生活保護基準引き下げ処分の最高裁違法判決による 2018 年以降の生活扶助基準の影響に関する検証」・賃金と社会保障 1879・80 号 97 頁）を参照されたい。

(3) 厚労省の弁解は成り立たないこと

厚労省は、「3年間かけた段階的改定」と「減額幅最大5%」が、「いずれも平成30年からの3年間で基準額が急激に下がらないようにするために講じた激変緩和措置であるため、……平成30年見直しにより適用されていた基準との差額は既得権ではなく、遡及的に支給を要するものではないという整理ができる」として、仮に、平成25年改定を見直して何らかの追加給付を行うこととなっても、平成30年改定後の基準への影響は一切勘案する必要はないと考えているようである。

しかしながら、まず、厚労省の資料は、「3年間かけた段階的改定」と「減額幅最大5%」が、「いずれも平成30年からの3年間で基準額が急激に下がらないようにするために講じた激変緩和措置であるため」と記載しているが、「減額幅最大5%」については、3年間の限定適用ではなく、明らかに誤った記述が前提とされている。「減額幅5%」適用は、少なくとも次の改定（令和5年度改定）まで当該期間の毎年の保護基準に適用されているし、令和5年改定で従前額保障が設定されていることを鑑みれば、一部では現時点にまで影響している可能性がある。

そもそも、かかる見解は、太田委員も指摘されたとおり、全く意味不明である。ひょっとすると、厚労省は、激変緩和措置は「上乘せ」だから後でどのように扱ってもよい（なかったものと扱ってもよい）と考えているのかもしれないが、それぞれの基準改定にあたって、当該激変緩和措置が採用されて保護基準が設定され、当該基準に従って実際に保護行政が行われてきている以上、まさしく「既得権」であって、これを事後的になかったものと扱うようなことが許されるはずがない。厚労省の見解は、暴論の類であり、方針の是正を強く求めるものである。

2 加算について

厚労省は、基準生活費同様にデフレ調整（▲4.78%）が行われた加算のうち、「平成25年改定後、水準の検証やそれに基づく改定はおこなわれていないもの（期末一時扶助、障害者加算等）」について、「平成29年検証を踏まえて改定を行うまでの平成30年9月までを対象期間とする」とし、その根拠としては、「生活扶助基準本体の平成30年改定による水準については、平成29年検証により平成25年基準改定以後（デフレ調整反映後）の水準で妥当とされた」ことのみが挙げられている（資料22頁）。

しかし、上記資料自体に記載されているとおり、加算については何の検証も行われていない平成29年検証は、デフレ調整後の加算額の妥当性を基礎付ける根拠

になる余地がない。しかも、太田委員のご指摘どおり、平成 29 年検証は、夫婦子一人世帯についてのみ生活扶助基準額と一般低所得世帯の生活扶助相当支出額が概ね均衡することが確認されただけで、最高裁判決（多数意見）も平成 29 年検証によってデフレ調整の違法性は治癒されないとしている。

したがって、今後、平成 25 年改定後の基準の見直しにあたって、デフレ調整が撤回されることになれば、その影響を受ける加算額については、今日に至るまでの全額が補償されるべきが当然である。

第2 被害救済の人的範囲について

1 原告以外の生活保護利用世帯について

(1) 確定判決を得た原告とそれ以外の原告を区別すべきではない

原告と原告以外の生活保護利用世帯とを区別するにあたって、大阪訴訟・愛知訴訟の原告以外にも原告となっている者が存在し、これらの者のうち判決が確定している者については、大阪訴訟・愛知訴訟の原告らと同一に扱うべきことは既に主張したとおりである。また、これらの原告のうち判決が確定していない者についても、太田委員が指摘する取消訴訟の代表訴訟的な性格を考慮すれば、訴訟提起をした者の間で、判決が確定していないことは、これを別異に取り扱ってよい理由にはならない。

なぜなら、判決が確定しているか否かは、個々の訴訟の進行状況や、これから行われるであろう再処分 of 時期という原告の意思や努力だけでは如何ともし難い事由によるものであるため、これらを理由に別異取扱いをすることは、憲法 14 条 1 項の平等原則の要請を充たさないからである。

したがって、ここでいう「原告」とは、本件改定を争ったすべての原告と解すべきであり、以下ではこれを前提とする。

(2) 行訴法 33 条 1 項の「その事件」に原告以外の生活保護利用世帯の法律関係が含まれる

現在、厚労省の提出資料によれば、原告と原告以外の生活保護利用世帯との間で、救済方法を区別する可能性が示されている。しかし、既に委員からの指摘がなされたとおり、原告と原告以外の者を区別することは、憲法 14 条 1 項の平等原則、生活保護法 4 条の無差別平等の原則に違反する。

また、原告とそれ以外の者とを区別する考え方が議論対象になったのは、確定判決を得た原告との関係では実体法上の給付請求権が存在することから、これに対する配慮として、新たな水準の調整のみならず、ゆがみ調整に関する減額を改めて行えるかについても、別に考慮する必要があるという文脈であったはずである。たしかに、確定判決を得た原告とそれ以外の者との間では、財産権や不利益変更という別の論点において異なる考慮は必要であろうが、少なくとも、新たな水準の引下げとの関係で問題となる反復禁止効については、原告とそれ以外の者を区別する論拠にはならない。

また、判決の拘束力（行訴法 33 条 1 項）の内容である反復禁止効は、違法性を導く理由中の判断に生じるところ、本判決は、デフレ調整の違法を理由に「本件改定」それ自体を違法と判断している。反復禁止効は、既判力とは別の実体法上の不作為義務なのであるから、その効力については、判決が確定した原告との関係に限定されると解すべきではなく、第三者に対しても当然にその効力を有することになる。

判決の拘束力は「その事件」について及ぶと定められているところ、原告と原告以外の生活保護利用世帯との間では、同種事件というにとどまらず、本件改定に係る基本的事実関係は全く同一である。そのため、行訴法 33 条 1 項の「その事件」とは、本件改定を基礎とするすべての各処分であると解するべきである。

したがって、確定判決を得た原告に限らず、それ以外の生活保護利用世帯との間の法律関係も「その事件」に含まれる。

(3) 紛争の 1 回的解決の要請は原告以外にも及ぶ

仮に、同一事情、同一理由、同一処分でないため、行訴法 33 条 1 項の拘束力としての反復禁止効が直接及ばないとしても、紛争の 1 回的解決の要請から、口頭弁論終結時までに行政庁が提出可能であったにもかかわらず提出しなかった理由による再処分は禁止されると解されている。この点は、本専門委員会でも繰り返し確認されている。その理論的根拠は、信義則、権利濫用、遮断効の趣旨、紛争解決の蒸し返しの禁止等の多岐にわたるが、太田委員が指摘する取消訴訟の代表訴訟的な性格を踏まえれば、紛争の 1 回的解決の要請について確定判決を受けた原告らに限定する理由は存在しない。

本件訴訟は、形式的には原告らに対する本件各処分の取消訴訟であるが、その実質は、本件改定の違法性を争うものである。形式的には、確定判決を得た原告

らに対する本件各処分が取り消されているものの、本判決は理由中の判断において、本件改定を違法と判断しており、現時点において、その違法状態は解消されていない。

本件各処分に関する事実関係は原告との間で異なる部分はあるが、本件改定の違法性との関係では、厚生労働大臣の1つの告示に基づいて行われたものであり、個々の原告の間で違いはないばかりか、原告以外の生活保護利用世帯との関係でも何ら違いはない。

たしかに、原告以外の者との関係でなされた各処分は取り消されておらず、出訴期間の経過により不可争力が生じているが、だからといって当該処分が適法であると判断されているわけではない。むしろ、本判決は、これらの処分の根拠となっている厚生労働大臣の告示に基づく本件改定それ自体が違法であると明確に判断している。原告以外の者には、現時点では実体法上の給付請求権が存在しないとしても、本件改定に関する違法を是正することにより、新たな給付請求権が発生し得る地位にあることに変わりはない。繰り返しになるが、本件改定に関する事実関係と法的根拠は、原告か否かに関わらず共通するのであるから、本判決が本件改定を違法とした効果は、原告以外の生活保護利用世帯との関係でも生じるものである。

そもそも紛争の1回の解決の要請が重視されるのは、判決の拘束力を拡張するための法理なのであるから、判決の拘束力としての反復禁止効でないとの理由をもって、原告以外には紛争の1回の解決の要請が及ばないと解することはできない。

- (4) 原告以外の生活保護利用世帯にも減額処分時からの遅延損害金を支払うべきである

第7回専門委員会の【資料】38頁においては、原告との関係における遅延損害金について、「新たな基準により再処分を行う場合には、当該再処分の時点から遅滞の問題が生ずるものと整理すること」とされている。しかし、かかる整理は妥当ではない。即ち、本件各処分が違法として取り消されている以上、もし新たな処分を行うとすれば、本件各処分がなされた時点から正しい処分が行われるべきであったところであり、本件各処分がなされた時点から遅滞に陥っているのであるから、本件各処分時からの遅延損害金が支払われるべきことは、太田委員及び興津委員ご指摘のとおりである。

また、「原告以外については当時の保護変更決定が引き続き有効であり、遅滞の問題は観念しえない」との記載があるが、誤りである。上記のとおり、取消訴訟の代表訴訟的な性格を踏まえるとともに、本判決が本件改定を違法と判断していることから、本件改定を是正すべきとする実体法上の効果が生じている。こうした実体法上の効果は既に生じており、本判決の趣旨に従えば、厚生労働大臣には、違法とされた本件改定を是正すべき法的義務がある。違法とされた本件改定によって受けた影響は、原告と原告以外の生活保護利用世帯とで何ら変わらないのであるから、本判決の趣旨に従って本件改定を是正する新たな告示に基づく再処分がなされるとすれば形式的には不可争力が生じている原告以外の者との関係においても、新たな告示の効果は等しく及ぶものと解すべきである。

したがって、原告以外の生活保護利用世帯についても、原告と同じく、本件改定に基づく減額処分時から履行遅滞に陥っていると解するほかなく、減額処分時に遡って遅延損害金が支払われるべきである。

2 死者・保護廃止された者・海外在住者について

死者については、当方意見書(1)で述べたとおりである。

既に保護を廃止された者や、現在国内にいない者について、厚労省は、「現に最低生活の保障を要しない」ことを理由に、保護を継続利用している者との扱いに差を設けることを考えているようである（資料 30 頁）。しかしながら、太田委員らからの御指摘のとおり、今般の補償は、過去において最低生活を下回る生活を強いられていたことを根拠として行われるものであって、現に最低生活の保障を要するか否かは何ら関係がない。

したがって、こうした者についても当然に追給がなされなければならない。なお、確かに、こうした者の中には連絡がつかなかったり、資料がなかったりで、現実の被害回復実務が困難な場合も想定されるところではあるが、こうした実務的課題は別途切り分けて対応策を検討すべきである。

第3 生活扶助基準が影響している他制度の取扱いについて

中国残留邦人への給付など生活保護と同様の給付を行っている制度や、就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等生活扶助基準を参照している制度で現に平成 25 年改定による影響を受けている制度については、当然のことなが

ら、平成 25 年改定の見直し内容と同様の方法で被害回復を図るべきであり、地方自治体に対しても、その旨指導援助すべきである。

第 4 ゆがみ調整に加えて消費水準に基づく高さ調整を行うことの問題点について

1 第 7 回専門委員会の議論を踏まえれば水準を引上げるべきである

第 6 回専門委員会において、委員より、水準調整をするに当たって比較対象とすべき生活扶助相当支出額（第 1・十分位）として、【資料 1】15 頁のうち終点を「H24 平均」とし、「調整等」は「なし」とする「141,238 円」、「生活扶助基準（H25 改定前）との乖離率」は「-5.61%」とするのが妥当であるとの意見が示された。第 7 回専門委員会においては、【資料】13 頁 10 番の「-5.75%」を採用するのが令和 4 年検証の方法と整合しており、より妥当であるとの議論がなされた。

しかし、これらの意見を前提に、ゆがみ調整をするのであれば、新たな水準の引下げは許されず、むしろ水準を引上げなければならない。その理由について、第 7 回専門委員会の「-5.75%」を用いて説明すれば、次のとおりである。

(1) ゆがみ調整と水準調整の順序は第 5 回専門委員会【資料 1】33 頁の調整方法に限られない

まず、第 5 回専門委員会【資料 1】33 頁（以下「本件スライド」という。）は「平成 25 年改定と同じ順序で処理する場合」（方法①）も「令和 5 年改定と同じ順序で処理する場合」（方法②）も、「どちらの方法でも結果は同じ」と記載している。

しかし、仮に、「ゆがみ調整」（2 分の 1 処理を含む。）に加えて、デフレ調整に代わる新たな「水準調整」を行うのであれば、この図で示されている方法①②以外にも、平成 25 年報告書の趣旨を全うさせるためには、まず 2 分の 1 処理をしないフルスペックの「ゆがみ調整」をした後に、「水準調整」をし、そのうえでゆがみ調整の「2 分の 1 処理をする」という方法（方法③）がある。方法③は、2 分の 1 処理は激変緩和措置であるとの国の主張と合致する。なぜなら、2 分の 1 処理が激変緩和措置なのであれば、適正な「水準調整」（高さの調整）をしてから、激変緩和措置である 2 分の 1 処理をしなければならないからである。

(2) 平成 25 年改定においては方法①と方法③の結果に差異はない

平成 25 年改定のようにデフレ調整による水準の調整を行う場合であれば、方法①

と方法③に違いはない。その理由は以下のとおりである。

前提として、本件スライドには、夫婦子1人世帯の2分の1処理をした後のゆがみ調整による減額幅は「▲3.5%」と記載されている（ただし、その計算過程は不明であり、弁護団の計算と異なるとの指摘もあるが、本稿では問題があることを指摘するにとどめ、この点は措くこととする。）。そのため、仮に2分の1処理をしなかった場合、夫婦子1人世帯は、ゆがみ調整により「▲7%」となるはずであった。

ゆがみ調整それ自体は、全生活保護利用世帯の生活扶助基準の水準調整をするものではないとしても、少なくとも、夫婦子1人世帯に対する生活扶助基準を「▲7%」とする効果はある（なお、次に掲げる取扱厳重注意文書（「生活保護制度の見直しについて」と題する文書のこと）²の5頁にも、次のとおり、「平成25年検証の結果を完全に反映した場合の平均値」は現行の基準額との比較では92%となり「▲8%」であることが前提となっている。なぜ数字が異なるのかは不明であるが、以下では本件スライドに準じて「▲7%」を前提とする。）。

² 2分の1処理に関する北海道新聞のスクープ報道の元資料となった、本田良一記者が情報開示請求手続を通じて入手した資料。

世帯類型ごとの基準額

※今回の検証で参照した平成21年全国消費実態調査の個票データの分析に基づく。

【現行の基準額と今回の検証結果を勘案した基準額を比較した場合】

世帯類型	①現行基準額を適用した場合の平均値	②検証結果を完全に反映した場合の平均値(注1)	検証結果の影響(②/①)
夫婦子1人	約15万7千円	約14万3千円	92%
夫婦子2人	約18万6千円	約15万9千円	86%
高齢単身(60歳以上)	約7万3千円	約7万7千円	105%
高齢夫婦(60歳以上)	約10万6千円	約10万8千円	102%
単身(20～50代)	約7万8千円	約7万7千円	98%
母子世帯(18歳未満の子1人)	約13万9千円	約13万1千円	95%

【見直し後の基準額】

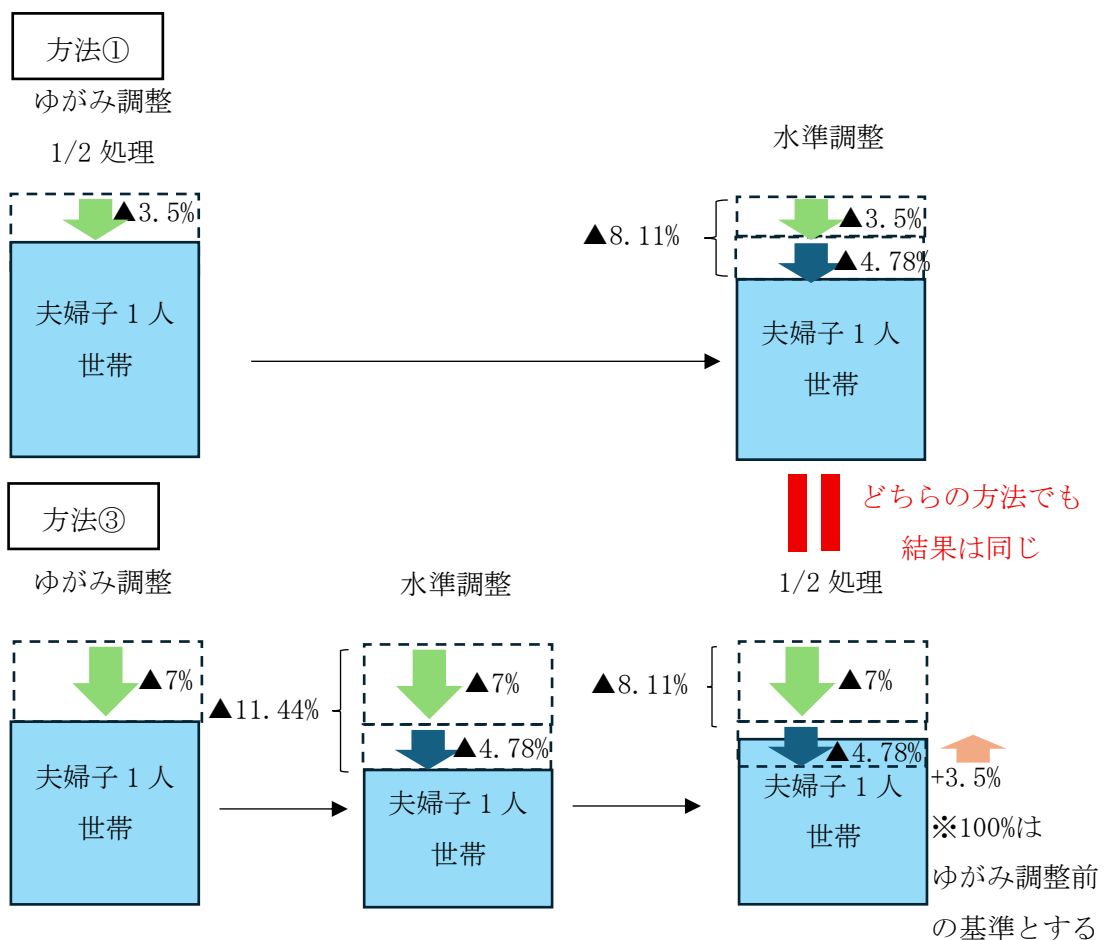
③見直し後基準額を適用した場合の平均値(注2)	検証結果の影響(③/①)
約14万4千円	92%
約16万9千円	91%
約7万1千円	97%
約10万3千円	97%
約7万4千円	94%
約12万9千円	93%

※現行の基準額は、消費実態と比べた場合、単身世帯より多人数世帯、高齢者より若年者の方が相対的に乖離が大きい傾向があり、その影響によって上記のような結果となっている。

- (注1) 今回の基準部会における検証結果である年齢・世帯人員・地域差による影響を完全に調整した場合。
 (注2) 年齢・世帯人員・地域差による影響の調整を1/2とし、平成20年から23年の物価動向を勘案した場合。
 (世帯ごとの増減幅は最大10%とした上で、平均値を算出。)
 (注3) 基準額はいずれも児童養育加算、母子加算、冬季加算を含む。
 (注4) 児童養育加算は平成21年当時の児童手当制度によるが、直近の制度でも①と③の差は変わらない。

5

方法①による場合、まずはゆがみ調整と2分の1処理を同時に行うことで、夫婦子1人世帯は「▲3.5%」となる。次いで、デフレ調整として「▲4.78%」をすることで、合計「▲8.11%」となる(計算式: $((1-3.5\%) \times (1-4.78\%)-1)$)。他方、方法③による場合であっても、まずはゆがみ調整で夫婦子1人世帯は「▲7%」となる。次いで、デフレ調整として「▲4.78%」をすると「▲11.45%」となるが(計算式: $((1-7\%) \times (1-4.78\%)-1)$)、2分の1処理をすることでゆがみ調整が「+3.5%」となる結果、やはり「▲8.11%」となる(計算式: $((1-3.5\%) \times (1-4.78\%)-1)$)。



(3) 消費による水準の調整を行う場合には方法①②と方法③とで結論が変わる

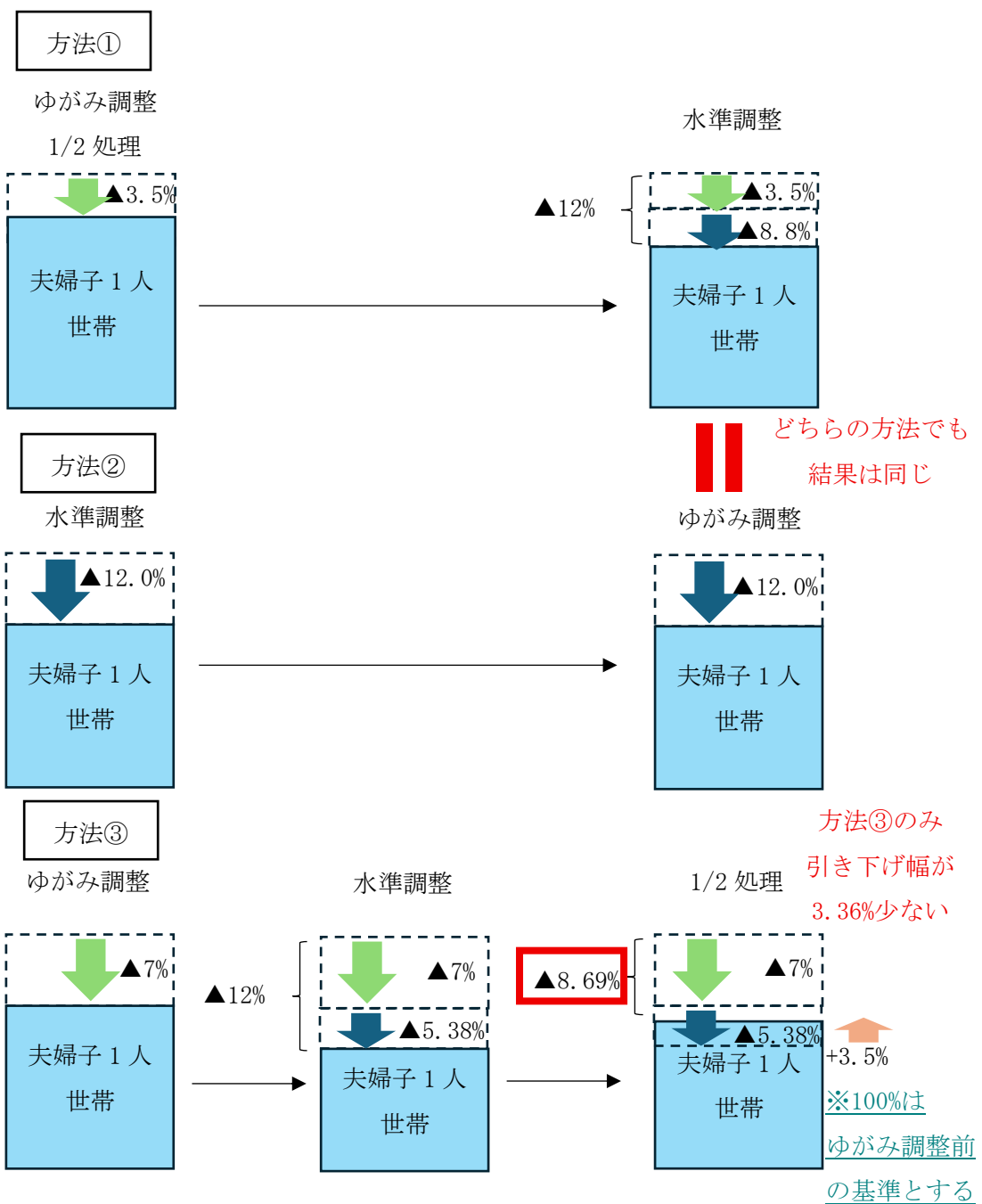
ところが、デフレ調整と異なり、消費による水準の調整を行う場合、方法①②と方法③とでは、結論が異なることになる。具体的には次の図のとおりである。

方法①による場合は、本件スライドのとおり、2 分の 1 処理を含むゆがみ調整として「▲3.5%」をした後、水準調整として生活扶助相当支出額（第 1・十分位）と合致させるべく「▲12%」に満つるまで「▲8.86%」（細かな誤差は捨象する。）することになる。他方、方法②による場合、先に水準調整として「▲12%」をすることになる。この両方で結果は異ならない。

しかし、方法③による場合、まずはゆがみ調整（2 分の 1 処理を含まない。）を行うことで「▲7%」をした後、水準調整として生活扶助相当支出額（第 1・十分位）と合致させるべく「▲12%」に満つるまで「▲5.38%」（細かな誤差は捨象する。）をすることになる。その後、2 分の 1 処理をすることで、ゆがみ調整として引き下げるはずの「▲7%」を「+3.5%」することになる結果、夫婦子 1 人世帯に対

する給付額は「▲8.69%」となる（計算式： $((1-3.5\%) \times (1-5.38\%)-1)$ ）。

したがって、2 分の 1 処理には、夫婦子 1 人世帯との関係では、給付額を「+3.48%」（計算式： $(-5.38\%)-(-8.86\%)$ ）とする効果があるところ、方法③ではこれが生きるが、方法①②によれば、この効果が失われてしまうのである。



(4) 方法①②によれば激変緩和措置とされる 2 分の 1 処理の効果の一部が失わ

れる

本判決が認定しているとおり、2分の1処理が行われたのは「平成25年報告書においては、平成25年検証の結果をそのまま生活扶助基準に反映させると、児童のいる世帯への減額の影響が大きくなることが見込まれており、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には児童のいる世帯への影響に配慮する必要があるともされていた」からにはほかならない。また、国側は、2分の1処理を激変緩和措置であると説明していた。

夫婦子1人世帯は、文字通り「児童のいる世帯」である。仮に、2分の1処理を水準の引下げよりも先に行ってしまうと、夫婦子1人世帯との関係では「児童のいる世帯への影響に配慮する必要がある」とする2分の1処理の理由が妥当しなくなり、本件改定における2分の1処理の目的に反する。

これを整理すると、2分の1処理が夫婦子1人世帯に与えた効果は、方法①③のように平成25年と同じ順序で処理する場合においては、夫婦子1人世帯の水準をゆがみ調整により「▲7%」とすべきところを2分の1処理により「▲3.5%」（全体との関係では「+3.36%」）とすることにある（以下「第1の効果」という。）。他方、方法②のとおり令和5年改定と同じ順序で処理する場合、夫婦子1人世帯の基準額の平均を保ちながら較差指数にゆがみ調整を反映する方法を採用することになるところ、展開のための指数（格差指数）の増減幅をも2分の1とする結果、フルスペックのゆがみ調整により減額となる見込みであった「児童のいる世帯」への影響に配慮する効果がある（以下「第2の効果」という。なお、増額幅が半減することの問題点は、既に主張したとおりであり、宇賀反対意見も指摘しているところである。）。

それにもかかわらず、方法①②を採用することで、夫婦子1人世帯の消費水準を生活扶助相当支出額（第1・十分位）に合致させることは、2分の1処理のうち、夫婦子1人世帯をゆがみ調整による「▲7%」を2分の1処理により「▲3.5%」（全体との関係では「+3.36%」）とする第1の効果を消滅させ、第2の效果に限定するものであるから、夫婦子1人世帯との関係では本件改定における2分の1処理の目的である「児童のいる世帯への配慮」という目的と合致しないことになる。また、国が主張するように、2分の1処理が激変緩和措置なのであれば、論理的にもゆがみ調整と水準調整をした後に、激変緩和措置である2分の1処理が行われなければならないことは先に述べたとおりである。

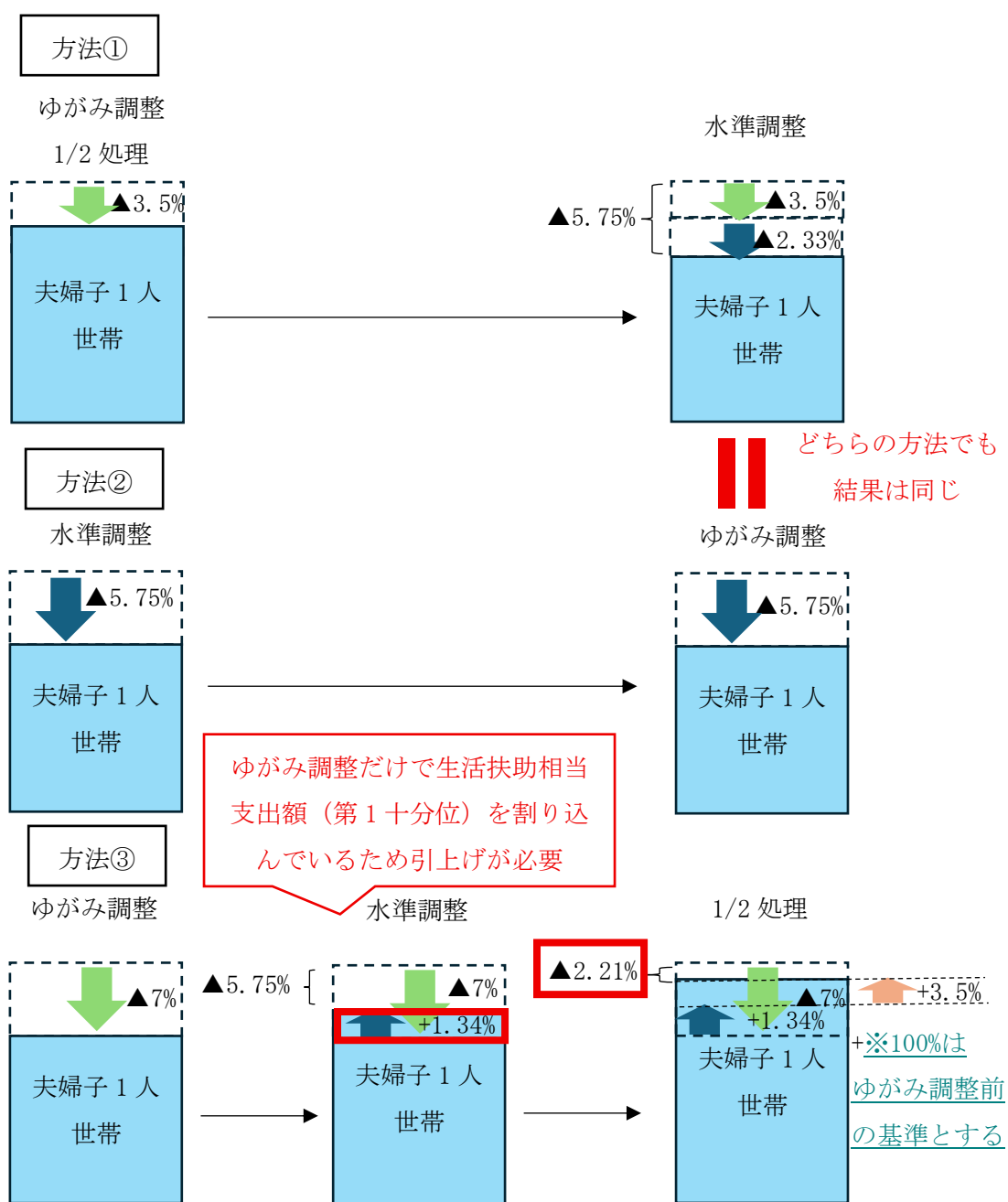
したがって、「児童のいる世帯への配慮」をするためには、方法③のように2分の1処理を水準調整の後に行わなければならない。

(5) 前回までの議論を前提とすれば水準を上げるべきである

ところで、第6回専門委員会において、委員より、水準調整をするに当たって比較対象とすべき生活扶助相当支出額（第1・十分位）として、【資料1】15頁のうち終点を「H24 平均」とし、「調整等」は「なし」とする「141,238 円」、「生活扶助基準（H25 改定前）との乖離率」は「-5.61%」とするのが妥当であるとの意見が示された。第7回専門委員会においては、【資料】13 頁 10 番の「-5.75%」を採用するのが令和4年検証の方法と整合しており、より妥当であるとの議論がなされた。この意見を前提として、方法③により計算をした場合、水準調整としては、むしろ引き上げなければならない。

すなわち、方法①による場合は、2分の1処理を含むゆがみ調整として「▲3.5%」をした後、水準調整として生活扶助相当支出額（第1・十分位）と合致させるべく「▲5.75%」に満つるまで「▲2.33%」することになる。他方、方法②による場合、先に水準調整として「▲5.75%」をすることになる。この両者で結果は異なる。

しかし、方法③による場合、まずはゆがみ調整（2分の1処理を含まない。）を行うことで「▲7%」をした後、水準調整として生活扶助相当支出額（第1・十分位）と合致させるべく「▲5.75%」に満つるまでするはずであるが、既に「▲7%」となっているから、生活扶助相当支出額（第1・十分位）を既に下回っている。そのため、生活扶助相当支出額（第1・十分位）と合致させるためには、「+1.34%」の水準調整をしなければならない。その後、2分の1処理をすることで、ゆがみ調整部分を2分の1にすることになる結果、夫婦子1人世帯に対する給付額は「▲2.21%」にとどまることになる（計算式： $\{1-(7\%【ゆがみ調整】 \times 1/2【2分の1処理】)\} \times (1+1.34\%【水準調整】)-1$ ）。



したがって、「平成 25 年報告書においては、平成 25 年検証の結果をそのまま生活扶助基準に反映させると、児童のいる世帯への減額の影響が大きくなることが見込まれており、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には児童のいる世帯への影響に配慮する必要があるともされていた」との本判決が指摘する 2 分の 1 処理の趣旨を貫徹するためには、2 分の 1 処理が夫婦子 1 人世帯のゆがみ調整による引き下げ幅を「▲ 7 %」から「▲ 3.5 %」にとどめるという第 1 の効果を維持させるべく、方法③によるべきであり、そのためには水準調整と

して「+1.34%」をしなければならない。

2 第1・十分位層を比較対象とすることの問題点について

第7回の専門委員会において、太田委員は、「高さ調整もすることになりそうだが、その場合であっても、調整実施後の基準が最低限度の生活の需要を満たしているかの検証は必要だと思う。その点、第1・十分位との比較に基づいているから満たしていると言えるのか。変曲点を下回るということにならないと言えるのか。」という趣旨の発言を行った。上記発言から、太田委員が、基準が変曲点を下回ることがあれば最低限度の生活の需要を満たしているとは言えないと認識していることが推察される。

これに対して、厚労省は、「平成25年検証において第1・十分位を比較対象とするのが相当であることが確認されているので、その点は検討済みである。」旨回答した。

しかしながら、太田委員の上記認識に関連して、平成25年基準部会報告書は、「⑥また、分散分析等の統計的手法により検証したところ、各十分位間のうち、第1・十分位と第2・十分位の間に消費が大きく変化しており、他の十分位の世帯に比べて消費の動向が大きく異なると考えられること」を、第1・十分位を比較対象とするのが相当であることの理由として挙げていることが問題となる。

すなわち、第1・十分位と第2・十分位の間に消費が大きく変化しており、他の十分位の世帯に比べて消費の動向が大きく異なるという事実は、厚労省の説明とは逆に、第1・十分位の消費水準が変曲点を下回っていると評価すべき根拠ではないかということである。

平成24年11月9日の第11回生活保護基準部会において、厚生労働省（伊沢課長補佐）は、「今回の検証では過去の検証指標等を踏襲いたしまして、年間所得階級第1十分位を比較対象世帯階級として実施しております。そのため、第1十分位に属する世帯が生活扶助基準の比較対象として妥当か、つまり第1十分位に属する低所得層はほかの十分位の世帯に比べまして、消費水準が大きく異なる層であるかどうかといったことにつきまして、確認する必要があるのではないかと

いった点がございまして、9ページ及び10ページにおいて、実態としてどの分位階級が消費構造において他の分位階級と大きく変化が認められるのか。統計的手法を用いまして、検証を行ってみてはどうかという御提案を事務局からさせていた

だいているペーパーでございます。これら分散分析及び Chow テストといった統計的手法を適用することによりまして、その他の分位間での差と比較し、第1十分位と第2十分位の間に於いて最も大きな違いが認められるようであれば、第1十分位に属する低所得層は他の十分位の世帯に比べ、消費水準が大きく異なることが確認できたと言えるのではないかという点につきまして、専門的な視点から御意見を賜りたいと考えております。」との説明を行っている（添付資料3）。

上記厚生労働省の説明は、平成15年9月30日の第2回社会保障審議会福祉部会生活保護の在り方に関する専門委員会において厚生労働省が説明した「変曲点」の概念（「収入階級ごとの消費支出額を比較すると、所得の減少に伴って、消費支出はゆるやかに減少するものであるが、ある所得階層以下になると、それまでのゆるやかな低下傾向と離れて、急激に下方へ変曲する所得分位があることが認められる。これを『変曲点』と解釈する。」）を前提として、「変曲点」が属する所得階級を発見する方法について述べているものと解される。そして、そうであるならば、「変曲点」は「第1・十分位と第2・十分位の間に存すると考えるのが相当ということになり、第1・十分位は「変曲点」を下回っていることになる。

以上のとおり、冒頭で述べた厚生労働省の回答は、太田委員の懸念を払拭する内容とはなっていないどころか、逆に懸念を裏付ける内容となっている。

以 上

平成30年10月以降における生活保護基準の見直し

■ 一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図り、生活扶助基準の見直し（増減額）を行う。

- ※ 夫婦子1人世帯（モデル世帯）の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にばらつき。
- ※ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の单身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助本体、母子加算等の合計の減額幅を、見直し前の基準から▲5%以内にとどめる。
- ※ 見直しは段階的に実施（平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階）。

■ 児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

・ 児童養育加算

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用（具体的には学校外活動費用）を加算。支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

現行：月1万円（3歳未満等1.5万円）／中学生まで ⇒ 見直し後：月1万円／高校生まで

※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施（平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階）。

・ 母子加算

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算

現行：母子（子ども1人）の場合 平均月約2.1万円 ⇒ 見直し後：平均月1.7万円

※ 見直しは段階的に実施（平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階）。

・ 教育扶助・高等学校等就学費

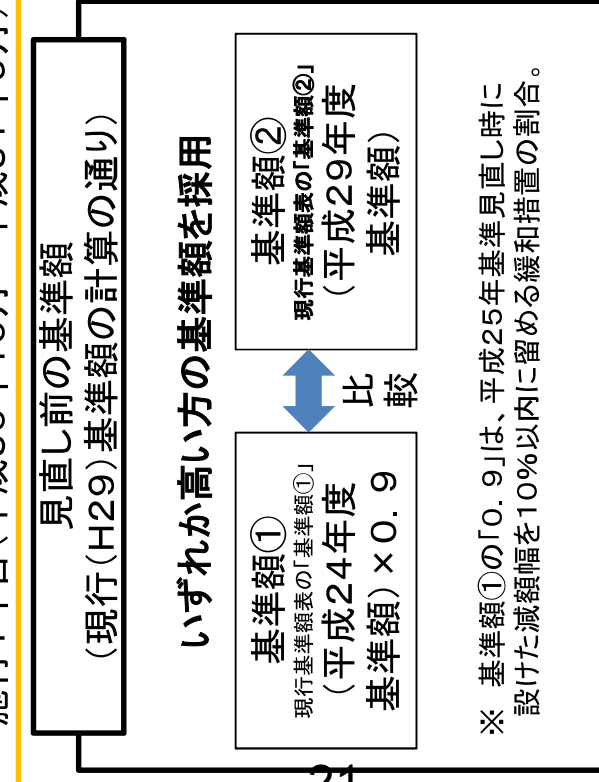
- － クラブ活動費の実費支給化：年額61,800円（金銭給付）⇒ 年額8.3万円（実費上限）※高校の場合
- － 入学準備金（制服等の購入費）の増額：63,200円（実費上限）⇒ 8.6万円（実費上限）※高校の場合
- － 高校受験料支給回数数の拡大、制服等の買い直し費用の支給
- ※ 見直しは平成30年10月に実施。

①平成30年10月以降における生活扶助基準額の算出方法の概要

- 平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しについては、見直し前の基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置を行う。
- 平成25年8月の生活扶助基準見直しにおいて、平成24年度基準額から減額幅を▲10%以内とする緩和措置を講じており、一部の世帯では、見直し前の基準額が平成24年度基準額を基に設定されていることを踏まえ、「平成24年度基準額表(基準額①)」と「平成30年10月基準額表(基準額③)」の2つの基準額表を設定した上で、現行の基準額から減額幅▲5%以内に調整を図る経過的加算を設けて、生活扶助基準額を算出する。
- また、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年間をかけて段階的に基準額を改定を行う。今回の段階的施行は10月を起点として1年間ずつとし、その間の計算方法は以下のとおりである。

施行1年目(平成30年10月～平成31年9月)

(注)端数処理は10円未満は切上げる。



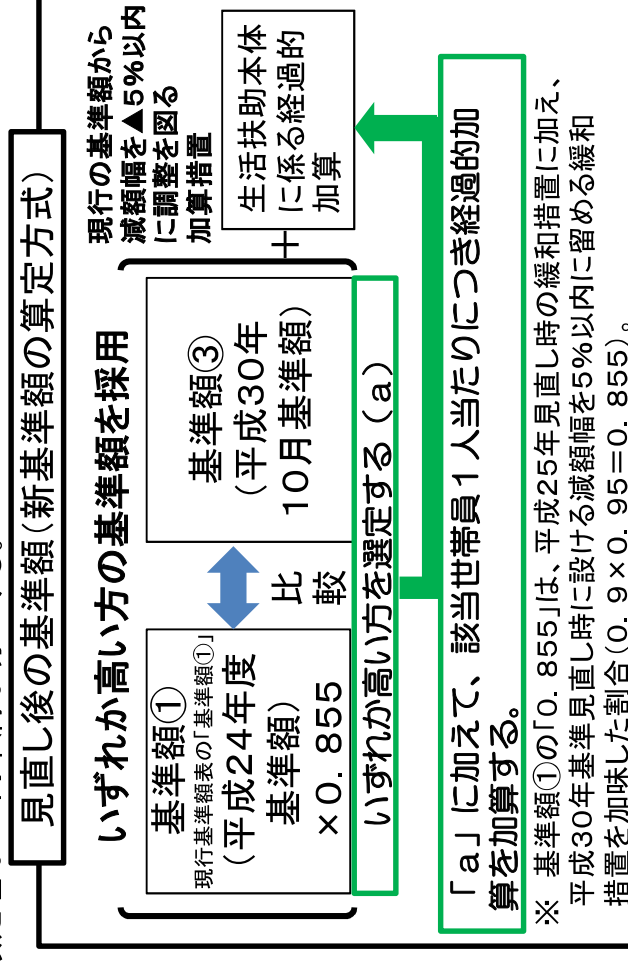
※ 基準額①の「0.9」は、平成25年基準見直し時に設けた減額幅を10%以内に留める緩和措置の割合。

施行2年目(平成31年10月～平成32年9月)



※「見直し前の基準額」の計算は不要。

(注)施行2年目及び3年目以降の基準額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。



「a」に加えて、該当世帯員1人当たりにつき経過の加算を加算する。

※ 基準額①の「0.855」は、平成25年見直し時の緩和措置に加え、平成30年基準見直し時に設ける減額幅を5%以内に留める緩和措置を加味した割合（ $0.9 \times 0.95 = 0.855$ ）。

見直し後の基準額(新基準額の算定方式)

見直し後の基準額(新基準額の算定方式)

上※「基準額③」を「基準額②」とする改正を行う予定

平成30年10月の生活扶助基準額表

(月額・円)

生活扶助基準(第1類)																		
年齢	基準額①(旧基準(平成24年基準))						基準額②(現行基準(平成29年基準))						基準額③(新基準(平成30年10月基準))					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	21,510	20,540	19,570	18,600	17,640	16,670	26,660	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550	44,010	42,730	40,620	40,620	37,810	36,430
3～5	27,110	25,890	24,680	23,450	22,240	21,010	29,970	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220	44,010	42,730	40,620	40,620	37,810	36,430
6～11	35,060	33,480	31,900	30,320	28,750	27,170	34,390	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790	45,010	43,700	41,550	41,550	38,670	37,250
12～17	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650	47,090	45,710	43,460	43,460	40,460	38,970
18～19	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650	46,760	45,390	43,160	43,160	40,170	38,700
20～40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120	38,430	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060	46,760	45,390	43,160	43,160	40,170	38,700
41～59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450	39,360	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810	46,760	45,390	43,160	43,160	40,170	38,700
60～64	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510	46,760	45,390	43,160	43,160	40,170	38,700
65～69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510	44,700	43,390	41,260	41,260	38,410	36,990
70～74	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340	44,700	43,390	41,260	41,260	38,410	36,990
75～	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340	40,350	39,180	37,250	37,250	34,670	33,400

生活扶助基準(第2類)																		
人員	基準額①(旧基準(平成24年基準))						基準額②(現行基準(平成29年基準))						基準額③(新基準(平成30年10月基準))					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000
2人	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	0,8850	0,8850	0,8850	0,8850	0,8850	0,8850	0,8548	0,8548	0,8548	0,8548	0,8548	0,8548
3人	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	1,0000	0,8350	0,8350	0,8350	0,8350	0,8350	0,8350	0,7151	0,7151	0,7151	0,7151	0,7151	0,7151
4人	0,9500	0,9500	0,9500	0,9500	0,9500	0,9500	0,7675	0,7675	0,7675	0,7675	0,7675	0,7675	0,6010	0,6010	0,6010	0,6010	0,6010	0,6010
5人	0,9000	0,9000	0,9000	0,9000	0,9000	0,9000	0,7140	0,7140	0,7140	0,7140	0,7140	0,7140	0,5683	0,5683	0,5683	0,5683	0,5683	0,5683

生活扶助基準(第2類)																		
人員	基準額①(旧基準(平成24年基準))						基準額②(現行基準(平成29年基準))						基準額③(新基準(平成30年10月基準))					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640	40,800	39,050	36,880	36,030	34,420	32,970	28,490	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300
2人	49,460	47,240	45,010	42,790	40,560	38,330	50,180	48,030	45,360	44,310	42,340	40,550	41,830	40,090	40,090	40,090	40,090	40,090
3人	54,840	52,370	49,900	47,440	44,970	42,500	59,170	56,630	53,480	52,230	49,920	47,810	46,410	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
4人	56,760	54,210	51,660	49,090	46,540	43,990	61,620	58,970	55,690	54,390	51,970	49,780	48,400	46,390	46,390	46,390	46,390	46,390
5人	57,210	54,660	52,070	49,510	46,910	44,360	65,690	62,880	59,370	57,990	55,420	53,090	48,430	46,420	46,420	46,420	46,420	46,420

平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算①

○ 平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算の算出方法については、世帯人員毎に定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。
(計算例)60代後半1人、40代1人、高校生1人の3人世帯であって1級地の1の場合の経過的加算額
→ 「12～17歳」0円＋「41～59歳」1,050円＋「65～69歳」2,240円＝3,290円

(月額・円)

	単身世帯						2人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	730	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～24歳	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25～29歳	910	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30～34歳	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35～39歳	2,620	1,870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40～44歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45歳以上	2,060	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	3人世帯						4人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	0	0	0	0	0	0	4,460	3,500	1,090	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	2,330	2,310	1,890	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～24歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25～29歳	1,050	530	0	0	0	0	0	0	0	480	820	180
30～34歳	920	450	0	0	0	0	760	820	420	1,080	820	0
35～39歳	2,240	1,690	560	0	0	0	760	820	420	1,420	1,640	990
40～44歳	0	0	0	0	0	0	140	100	0	0	0	0
45歳以上	1,250	780	0	0	0	0	140	100	0	560	730	110

平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算②

(月額・円)

	5人世帯						6人世帯					
	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2
0～2 歳	4,230	4,080	3,640	0	0	0	3,940	3,850	2,950	0	0	0
3～5 歳	2,170	2,110	1,740	0	0	0	1,860	1,850	1,310	470	100	0
6～11 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59 歳	0	0	0	0	590	410	0	0	0	0	270	370
60～64 歳	560	620	270	1,170	1,380	400	150	210	0	780	990	310
65～69 歳	560	620	270	1,170	1,400	1230	150	210	0	780	1,000	1,100
70～74 歳	100	0	0	400	170	0	0	0	0	100	510	0
75 歳以上	100	0	0	410	870	420	0	0	0	100	540	250

	7人世帯						8人世帯					
	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2
0～2 歳	2,800	2,630	1,480	3,500	3,500	1,370	2,030	1,840	960	2,540	3,210	3,270
3～5 歳	1,050	1,110	600	1,710	1,810	2,020	690	700	370	1,130	1,480	1,680
6～11 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64 歳	0	0	0	230	470	810	0	0	0	0	100	390
65～69 歳	0	0	0	230	470	810	0	0	0	0	100	390
70～74 歳	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0
75 歳以上	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0

	9人世帯						10人世帯以降					
	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2	1 級地の 1	1 級地の 2	2 級地の 1	2 級地の 2	3 級地の 1	3 級地の 2
0～2 歳	1,630	1,670	870	1,930	2,320	3,070	1,600	1,520	820	1,860	2,280	2,990
3～5 歳	600	350	100	590	930	1,420	440	360	0	510	860	1,360
6～11 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64 歳	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
65～69 歳	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
70～74 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75 歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②平成30年10月以降における児童養育加算及び母子加算の見直しの概要

- 平成30年10月の児童養育加算及び母子加算の見直しについては、生活扶助本体と同様に、3年間をかけて段階的に加算額を改定する。ただし、児童養育加算については、今回の見直しにおいて新たに支給対象となる高校生の加算額は平成30年10月から段階施行を行わずに支給する。
- また、現行の生活扶助本体、児童養育加算及び母子加算の合計した基準額から減額幅を▲5%とする緩和措置を行うこととしており、調整が必要な世帯に対して「児童に係る経過的加算」及び「母子世帯に係る経過的加算」を設けて調整を行う。

児童養育加算				(月額・円)
	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(H31. 10月)	施行3年目以降(H32. 10月～)	
3歳以上18歳まで	10, 000			
3歳未満	13, 300	11, 600	10, 000	
第3子以降の 小学校修了前				
※ ①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯、②3人以下の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯(当該児童に居宅以外の基準生活費が算定される場合に限る)、③第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯については、現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要 なため、児童に係る経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。				
	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(H31. 10月)	施行3年目以降(H32. 10月～)	
児童に係る経過的加算	950	2, 650	4, 250	

母子加算

(月額・円)

施行1年目(H30. 10月)				施行2年目(H31. 10月)			施行3年目以降(H32. 10月～)		
母子加算 対象者	1人目	2人目に 加算する額	3人以上1人 増す毎に 加算する額	1人目	2人目に 加算する額	3人以上1人 増す毎に 加算する額	1人目	2人目に 加算する額	3人以上1人 増す毎加算 する額
1級地	21, 400	2, 800	1, 600	19, 900	3, 800	2, 200	18, 400	4, 700	2, 800
2級地	19, 800	2, 600	1, 500	18, 400	3, 500	2, 100	17, 000	4, 300	2, 600
3級地	18, 400	2, 400	1, 400	17, 100	3, 200	1, 900	15, 800	4, 000	2, 400

※現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要な世帯に対しては、母子世帯に係る経過的加算を該当世帯に別途加算する(次頁参照)。

(注) 施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

16

母子世帯に係る経過的加算

施行1年目(平成30年10月)の加算額

- ① 3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※1)が1人のみいる世帯の加算額
(例:三世代同居の世帯や子2人のうち長子が高校を卒業した3人世帯など)

母子加算の対象となる者の年齢	(月額・円)					
	1 級地 1	1 級地 2	2 級地 1	2 級地 2	3 級地 1	3 級地 2
0～5 歳	1,090	1,090	0	0	0	0
6～11 歳	1,090	1,090	1,050	0	0	0
12～14 歳	1,090	1,090	1,050	910	580	0
15～17 歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	910	580	0

母子加算の対象となる者の年齢	(月額・円)					
	1 級地 1	1 級地 2	2 級地 1	2 級地 2	3 級地 1	3 級地 2
0～2 歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	0
3～14 歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
15～17 歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950

母子加算の対象となる者の年齢	(月額・円)					
	1 級地 1	1 級地 2	2 級地 1	2 級地 2	3 級地 1	3 級地 2
0～14 歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
15～17 歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950

- ② 養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※1)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合の加算額

母子加算の対象となる者が入院・入所(※2)中である場合の人数	(月額・円)					
	1 級地 1	1 級地 2	2 級地 1	2 級地 2	3 級地 1	3 級地 2
1 人	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
2 人	100	100	150	150	120	120

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。
※2 医療型障害児入所施設に限る。

(注)施行2年目の加算額は施行1年目の加算額の2倍、施行3年目以降の加算額は施行1年目の加算額の3倍を乗じた額とする予定(端数処理の関係で調整があり得ることに留意)。ただし、施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

平成30年10月以前の生活保護基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置(経過的加算)の概要

加算の種類	減額幅を▲5%以内とする緩和措置の対象世帯	調整方法
生活扶助本体	年齢、世帯人員、居住地域別の組合せの世帯属性により様々な	世帯人員別に定めた年齢区分別の経過的加算を設け、該当する世帯員1人当たりにつき加算する。
児童養育加算	①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯 ②3人以下の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯(当該児童に居宅以外の基準生活費が算定される場合に限る) ③第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯 ※ 世帯員全員が居宅の3人以下の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯については、生活扶助本体の見直し影響を考慮すると、▲5%を超える減額とはならない。	該当世帯について、対象となる児童1人当たりの加算額を別途設定し、その加算額を加算する。
母子加算	①3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※)が1人のみいる世帯 ②養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合 ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。	該当世帯について、加算額を別途設定し、その加算額を加算する。

③平成30年10月以降における教育扶助及び高等学校等就学費の見直しの概要

見直し前の考え方（H30.9月以前）

見直し後の考え方（H30.10月以降）

	内 容		支給方法	見直し内容
	学用品費	その他の教育費		
基準額	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	【金銭給付（月額）】 小学校2,210円 中学校4,290円 高 校5,450円	○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ※ ハーモニカ、笛といった「楽器購入費」は、「教材代」で対応し、基準額から除外する。 ○ 「楽器購入費」を追加 【実費支給】 ※ 上限設定なし
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費		【実費支給】 ※ 上限設定なし	○ 「クラブ活動費」を対象として、実費支給に転換 ※ 「家庭内学習費用」は、児童養育加算において対応する。
学習支援費	家庭内学習費用（学習参考書や一般教養図書などの購入費用。ただし、教材代の対象となるものは除く。）、クラブ活動費		【金銭給付（月額）】 小学校2,630円 中学校4,450円 高 校5,150円	○ 【実費上限（年額）】 小学校15,700円以内 中学校58,700円以内 高 校83,000円以内
入学準備金	ランドセル、学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費（※1回限り）		【実費上限（年額）】 小学校40,600円以内 中学校47,400円以内 高 校63,200円以内	○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ○ 福祉事務所が必要と認めた場合、入学準備金の対象品目の複数回支給を認める
入学 [※] 高校受験料	入学検査料（※1回限り）		公立高校入学検査料相当額	○ 複数回受験をした場合、原則として2校目の支給を認める 入学検査料相当額（私立高校含む）

※ 学習支援費における実費支給においては、領収書確認による精算給付だけでなく、クラブ活動にかかると必要な費用が事前に確認できる資料（見積書等）をもって、事前給付を可能とする。また、学校で実施するクラブ活動以外にも、一定の要件を満たす活動も給付対象とする。

2013年生活保護基準引き下げ処分の…2018年以降の生活扶助基準への影響に関する検証 [桜井啓太]

2013 年生活保護基準引き下げ処分の 最高裁違法判決による 2018 年以降の生活扶助基準への影響に関する検証

桜井啓太 立命館大学准教授 生活保護情報グループ

1. 本稿の目的

2025 年 6 月 27 日、生活保護基準引き下げの取り消しを求める集団訴訟（いのちのとりで裁判）について、最高裁第三小法廷は引き下げ処分を違法であるとの判断を示した。最高裁判決の直接の効果は一義的には訴訟の原告となる（2013 年（基準引き下げの始期）～2015 年（提訴時期）の 3 年間）。しかし、生活扶助基準の引き下げは、少なくとも当時の生活保護受給者全般に及ぶものであり、その基準設定（以下、「2013 年基準」という。）に瑕疵が認められた場合、見直しによって保護費が減額となった当時の全受給者を対象（全世帯の 97%）として、再度その処分の取り消しと改定が行われなければならない。

このことから最高裁判決によって違法な手続きと認定された 2013 年度引き下げ処分（以下、「2013 年処分」という。）の影響の範囲を捉える必要がある。なお、減額の影響額について当時の国は、生活扶助基準本体の影響額を 3 年間で 600 億円（加算分 70 億円、期末一時扶助 70 億円は省く）と示していたが、これは国費ベース（国庫負担分 3/4）であり、事業費ベース（地方自治体 1/4 を含む）や、2013 年処分が直接影響していた 5 年間（2013 年 8 月～2018 年 9 月）を加味すると、影響額はさらに膨らむ。時事通信は、その影響額を 2013 年から 2018 年までの 5 年間で 2,900 億円余となると試算している（注¹）。

時事通信の試算に象徴されるように、引き下げの影響を次期改定の 2018 年 9 月までとみなす見方が大勢をなしているが、そのような見方は 2013 年処分の影響を矮小化してしまうおそれのあるものである。原爆訴訟然り公害訴訟然り、司法による違法判決を受けて国が対応を迫られた際に、国がその被害認定の対象範囲をできる限り狭く留めようとするのは常套手段である。実際のところ 2013 年の引き下げ処分の影響はどこまで続いているのか、その後の改定（2018 年改定、2023 年改定）で「リセット」されたと考えて良いのかについて、本稿ではこれを検証することを目的とする。

結論を先に述べると、2013 年の引き下げ処分は、一部の世帯においては 2018 年 10 月以降現在（執筆時の 2025 年 7 月現在）に至るまで影響しており、このことを踏まえて引き下げ処分の影響と補償は検証されなければならない。

注¹ 時事通信「生活保護減額、3 千億円規模か 13～18 年、時事通信試算―違法訴訟、27 日最高裁判決」2025 年 6 月 2 日配信記事。ただし、この試算は国費・事業費の区別がなく、また段階実施時期の算定方法など疑問点が多い点は付言しておく。

2. なぜ 2018 年度以降も影響しているか？

生活扶助基準については、5 年間ごとの見直しが行われており、2013 年基準のあと、① 2018 (平成 30) 年基準、② 2023 (令和 5) 年基準において、生活扶助基準の大規模な見直しが行われている。このため、2013 年基準 (2013 年処分) の影響は、2013 年 8 月～2018 年 9 月までであり、2018 年 10 月以降の基準については、当時の保護基準部会 (① 2016 年 4 月～2017 年 12 月、② 2021 年 4 月～2022 年 12 月) の検証に沿って新たに再策定されているため、2013 年処分の影響はリセットされているという見方がある (国はそのスタンスのようである)。

確かに保護基準部会の検証自体はリセットされていると考えて良いだろう。しかし、基準部会の検証と実際の基準設定は同一ではない。このリセット論は、2018 年及び 2023 年の基準設定における「激変緩和措置」と「従前額保障」の影響を見逃しており、①、②ともに 2018 年 9 月以前の基準 (すなわち 2013 年基準) を参照していることから、2013 年基準が違法となり変更となれば、当然のことながら連鎖的に 2018 年以降の生活扶助基準にも影響してくる。以下に具体的に検証していく。

3. 激変緩和措置による 2018 年 10 月以降の生活扶助基準の算定方法

3.1. 2018 年基準における激変緩和措置

2016～2017 年に設置された保護基準部会の検証を経て、2018 年 10 月から新たな生活扶助基準が設定された。国は、この設定にあたって、生活保護基準部会による「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」という指摘を踏まえて、基準額設定の際には、「減額する幅は従前 (すなわち、2013 年基準 (厳密には 2018 年 9 月までの基準)) の 5% 以内に止め」、2018 年 10 月から「3 回にわたる段階実施とする」という激変緩和措置を講じている。厚生労働省の資料が、以下の図 1 である。

この「3 回にわたる段階実施」(3 段階実施) と「減額幅の上限 5% 設定」がポイントとなる。なお、2013 年処分においても、減額幅の上限を 2012 年基準から最大 10% に止め、3 年間に分けた段階実施とする激変緩和措置が実施されており、この点も後ほど重要なポイントとなる。

平成29年検証を踏まえた生活扶助基準（本体）の見直し

全体の基準額の水準

- ・ 全体の給付水準については、夫婦子1人世帯（モデル世帯）の基準額が一般低所得世帯の消費水準と均衡しているとの検証結果を踏まえ、据え置き。

基準体系（第1類費・第2類費別、年齢階級別、世帯人員数別、級地別）

- ・ 基準体系については、年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額に乖離（ゆがみ）があるとの検証結果を踏まえ、その是正のための見直しを行った。
- ・ なお、平成29年基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」との指摘があったため、基準額の設定の際には、減額する場合の幅は5%以内に止め、平成30年10月から3回に分けた段階実施とするなど、激変緩和措置を講じたこととした。

※ 第1類費の基準検証にあたっては、年齢区分をライフステージ別にある程度大括りで区分することとした上で、年齢に応じた基準額の水準及び世帯人員数に応じた基準額の水準について消費実態との均衡が図られているかを検証。

※ 級地間較差については、第1類費と第2類費とで共通の較差が設けられていたが、基準検証にあたっては、第1類費と第2類費に分けた上で、居住地域（級地）別に応じた基準額の水準について消費実態との均衡が図られているかを検証。

世帯類型	級地	生活扶助基準本体			(参考) 生活扶助基準本体+ 児童養育加算+母子加算			段階実施1回目	
		見直し前	見直し後	増減率	見直し前	見直し後	増減率	H30年10月～	増減率
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、子3～5歳)	1級地-1	14.8万円	14.5万円	-2.4%	15.8万円	15.5万円	-2.3%	15.7万円	-0.8%
	2級地-1	13.5万円	13.5万円	+0.2%	14.5万円	14.5万円	+0.2%	14.5万円	+0.1%
	3級地-2	12.0万円	12.6万円	+5.0%	13.0万円	13.6万円	+4.6%	13.2万円	+1.5%
母子世帯(子1人) (30代親、小学生)	1級地-1	11.5万円	12.0万円	+4.9%	14.7万円	14.9万円	+0.9%	14.8万円	+0.3%
	2級地-1	10.4万円	11.3万円	+8.6%	13.5万円	14.0万円	+3.5%	13.6万円	+1.2%
	3級地-2	9.3万円	10.5万円	+13.4%	12.2万円	13.1万円	+7.0%	12.5万円	+2.4%
母子世帯(子2人) (40代親、高校生と中学生)	1級地-1	16.3万円	15.6万円	-4.4%	19.7万円	19.9万円	+0.7%	20.5万円	+3.7%
	2級地-1	14.8万円	14.1万円	-5.0%	18.1万円	18.2万円	+0.6%	18.8万円	+3.9%
	3級地-2	12.7万円	12.8万円	+0.5%	15.8万円	16.8万円	+5.8%	16.8万円	+6.2%
高齢単身世帯 (65歳)	1級地-1	8.0万円	7.6万円	-5.0%	8.0万円	7.6万円	-5.0%	7.8万円	-1.7%
	2級地-1	7.2万円	6.9万円	-4.9%	7.2万円	6.9万円	-4.9%	7.1万円	-1.6%
	3級地-2	6.4万円	6.4万円	-0.3%	6.4万円	6.4万円	-0.3%	6.4万円	-0.1%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地-1	11.9万円	11.8万円	-0.8%	11.9万円	11.8万円	-0.8%	11.9万円	-0.3%
	2級地-1	10.8万円	11.1万円	+2.7%	10.8万円	11.1万円	+2.7%	10.9万円	+0.9%
	3級地-2	9.6万円	10.3万円	+7.3%	9.6万円	10.3万円	+7.3%	9.9万円	+2.4%

※ 見直し後の基準額は、減額幅5%以内とする激変緩和措置を適用した上での額。

※ 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引き上げ等を踏まえた基準改定を行ったことから、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

図1 2018年基準の概要

出所：厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000900196.pdf>

注：波線は筆者

3.2. 3段階実施

2018年基準は、2018年10月から適用となるが、従前の基準から減額となる世帯では、まず3回に渡る段階引き下げが行われている。これは、①2013年基準による2018年9月時点の保護基準と、②2018年基準を段階的に調整していく処理であり、以下のような算定式でなされる。

施行1年目 (2018年10月～2019年9月)

$$\textcircled{1}2018\text{年見直し前基準} \times 2/3 + \textcircled{2}2018\text{年見直し後基準} \times 1/3$$

↑ 2013年処分による基準*を使用 (*最高裁判決で違法と確定)

施行2年目 (2019年10月～2020年9月)

$$\textcircled{1}2018\text{年見直し前基準} \times 1/3 + \textcircled{2}2018\text{年見直し後基準} \times 2/3$$

施行3年目 (2020年10月～)

$$\textcircled{1}2018\text{年見直し前基準} \times 0/3 + \textcircled{2}2018\text{年見直し後基準} \times 3/3$$

ここで明らかなように、引き下げ1年目と2年目は、実際の保護基準において、①の2013年基準の影響が2/3、1/3ずつ含まれており、2018年10月をもってリセットとなっているのではないことがわかる。

このため、最高裁判決によって2013年処分による2013年基準(～2018年9月)が取り消し・変更となる場合は、当然その基準を部分的に取り込んでいた2018年10月～2020年9月までの支給額にも影響してくる。このことから、3段階実施がなされた世帯については、①の基準を「新基準」に差し替える必要が出てくる。また、3段階実施を適用していなかった世帯(2013年基準 $\leq$ 2018年基準)についても、新基準と2018年基準の間で減額が確認された場合(2013年新基準 $>$ 2018年基準)、新たに減額となったとして3段階実施を適用しなければならない。

3.3. 減額幅の上限5%設定

次に「減額幅の上限5%設定」について述べる。これは2018年基準が従前の基準よりさらに5%以上の引き下げとなる場合、その減額幅を5%までに留めるという処理である。たとえば「高齢単身世帯(65歳)1級地-1」「母子世帯(子2人)2級地-1」が、この上限設定によって-5.0%となっている(実際の2018年基準を適用すると5%以上の減額になっていたが、減額上限に達したとして措置を適用する)。

この減額幅の上限5%設定を組み込む形で、2018年10月以降の保護の実施要領(基準額表)は作成されている。表1は、3年間の段階適用が終了後の2022(令和4)年度の保護基準額表である。

表1 生活扶助基準額表(2022(令和4)年度)

○生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和4年4月)

【最低生活費=A+B+C+D+E+F】

(単位:円/月額)

生活扶助基準(第1類)												
年齢	基準額①						基準額②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	21,820	20,830	19,850	18,860	17,890	18,910	44,630	43,330	41,190	41,190	38,340	36,940
3~5	27,490	26,260	25,030	23,780	22,560	21,310	44,630	43,330	41,190	41,190	38,340	36,940
6~11	35,550	33,950	32,350	30,750	29,160	27,550	45,640	44,320	42,140	42,140	39,220	37,780
12~17	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030	47,750	46,350	44,070	44,070	41,030	39,520
18~19	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
20~40	42,020	40,140	38,240	36,350	34,460	32,570	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
41~59	39,840	38,050	36,250	34,470	32,680	30,880	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
60~64	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200	47,420	46,030	43,770	43,770	40,740	39,250
65~69	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510
70~74	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620	45,330	44,000	41,840	41,840	38,950	37,510
75~	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620	40,920	39,730	37,780	37,780	35,160	33,870

人員	減減率①						減減率②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548	0.8548
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151	0.7151
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010	0.6010
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683	0.5683

生活扶助基準(第2類)												
人員	基準額①						基準額②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	45,320	43,280	41,240	39,210	37,160	35,130	28,890	27,690	27,690	27,690	27,690	27,690
2人	50,160	47,910	45,640	43,390	41,130	38,870	42,420	40,660	40,660	40,660	40,660	40,660
3人	55,610	53,110	50,600	48,110	45,600	43,100	47,060	45,110	45,110	45,110	45,110	45,110
4人	57,560	54,970	52,390	49,780	47,200	44,610	49,080	47,040	47,040	47,040	47,040	47,040
5人	58,010	55,430	52,800	50,210	47,570	44,990	49,110	47,070	47,070	47,070	47,070	47,070

※ 冬季には地区別に冬季加算が別途計上される。札幌市の例:4人世帯の場合は月額22,270円(10月~翌4月)

生活扶助基準(第1類+第2類)①	生活扶助基準(第1類+第2類)②
※ 各世帯世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた減減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。	
(「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.855」又は「生活扶助基準(第1類+第2類)②」のいずれか高い方) +生活扶助本体における経過的加算【A】	

資料提供:札幌市

出所:『生活保護のてびき 令和4年度版』(第一法規) 58-59 頁

実際の基準額算定にあたっては、基準額①と基準額②を各々計算し、基準額①に係数0.855を乗じたものと②を比較していずれか高い方を選択するという算定式となっている。この基準額①とは2012年基準、基準額②とは2018年基準であり、係数0.855とは2013年基準の減額上限10%に、2018年基準の減額上限5%を掛けた係数である(すなわち $0.9(10\% \text{以上減額しない} 2013 \text{年度措置}) \times 0.95(5\% \text{以上減額しない} 2018 \text{年度措置}) = 0.855$)。

噛み砕いていうと、2012年基準(基準額①)に10%減額(2013年処理の影響)して、さらに5%減額した基準額と、2018年基準②を比較し、より高いものが2018年10月以降の実際の生活扶助基準となる。

このため、2013年基準に瑕疵がある場合、そこでの減額上限10%を組み込みながら、2018年の算定方式を定めていることから、2018年以降の生活扶助基準は、2013年基準の影響を内包しているといえる。仮に2013年度~2018年度の基準が、最高裁判決によって取り消しとなり、2012年基準を援用するという判断になった場合、2018年基準の計算にあたっては、基準額①に適用する係数は0.855ではなく、0.95でなければならない(2013年の減額上限

10%を示す根拠がなくなり、2018 年基準の「従前」が 2012 年基準となることから、「従前の基準の 5%以内」は、2012 年基準の 5%以内となるため）。

3.4. 具体例①：高齡單身世帶（65歲）1級地-1（表2）

理解しやすいように具体例で考えていく。高齢単身世帯（65 歳）1 級地-1（2020 年度時点）の場合である。高齢単身世帯（1 級地-1）は、現在の生活保護状況においてもっともウエイトの大きい世帯であり、影響も広範に及ぶと考えられる。

表2 高齢単身世帯(65歳) 1級地-1:2020年度時点(2018年基準を反映)

ケース番号:

■世帯構成

員	属性グループ	年齢	職地	冬季 加算区	区分	日用品・ 住宅費	基準額① 第1類基準	第1型① 第1類基準×第1割合	基準額② 第1型② 第1類基準×第1割合	加算①	加算②	加算③	加算④	親子加算 対象人数 加算対象人数	児童養育加算 75歳未満 内小学校 就学した	介護保険料 加算
1	1	65	1級地-1	VI区	居宅		37,670	100	37,670	45,330	100	45,330				

■11月から3月までは冬季加算が合算されます

合計a + 合計b

76,880 + 0

入院・施設等

0

食費

0

加算額

0

調整額

0

生活扶助合計

76,880

+

冬季加算(居宅)

2,630

冬季加算(別居)

0

生活扶助合計

79,510

(冬季加算合算額)

手入力⇒ + + = 76,880

住宅扶助 教育扶助 一時扶助 最低生活費合計

(冬季加算合算額)

■徴収緩和措置の処理

属性 グループ	基準額① Ⅱ-1					基準額② Ⅱ-2					基準額①×0.855<基準額②→基準額①×0.855					基準額①×0.855≤基準額②→基準額②				
	第1類	過減率%	第2類基準	第2類率%	基準額①	第1類	過減率%	第2類基準	第2類率%	基準額②	基準額①	基準額① ×0.855	基準額②	経過の 加算	合計a Ⅱ-3	基準額①	基準額① ×0.855	基準額②	経過の 加算	合計b Ⅱ-4
1	37,670	100.00	45,320	100.00	82,990	45,330	100.00	28,890	100.00	74,220						82,990	70,956	74,220	2,660	76,880
15																				
															合計a					合計b
																				76,880

※1 基準額①=第1類×過減率①×第1類割合+第2類×第2類割合

※2 基準額②=第1類×過減率②×第1類割合+第2類×第2類割合

※3 合計a = 基準額①×0.855

※4 合計b = 基準額②

■算出根拠

算出グループ	基準額①	基準額②	基準額①×0.855 (0.9)	計算式
1	82,990	74,220	70,956	基準額①×0.855≤基準額② ⇒ 基準額②+経過の加算
				70,956 ≤ 74,220 ⇒ 74,220 + 2,660 = 76,880

施行3年目以降(令和2年10月~)

出所：厚生労働省の生活保護基準額検証ツール(2020年10月)を一部改変して作成

表2の「■激変緩和措置の処理」を見ると、

基準額①82,990 円 (2012 年基準相当)

基準額②74,220 円（2018 年見直しによる基準）であり、

基準額①×0.855=70,956円≤基準額②、であることから、

基準額②に経過的加算（2,660 円）を足した 76,880 円が算定されている。

仮に 2013 年度の最大 10% の減額処分がない場合は、係数が 0.885 ではなく、0.95 が採用されなければならないため、

基準額①×0.95=78,840 円＞基準額②となり、78,840 円が採用されなければならない（月額1,960 円のプラス）。

3.5. 具体例②：母子世帯（子2人：40代親、高校生と中学生）2級地－1

次に母子世帯2級地－1の場合である。母子世帯は2013年以降の保護改定により最も大きな減額影響を受けている世帯類型の1つである。同様に基準額を検証してみると、

基準額①168,760円（2012年基準相当）

基準額②139,438円（2018年見直しによる基準）であり、

基準額① $\times 0.855 = 144,289$ 円 $>$ 基準額②であることから、

基準額①に係数を乗じた基準額が採用される（端数処理により144,290円）。

しかし、仮に、2013年度の最大10%の減額処分がない場合は、係数が0.885ではなく、0.95が採用されなければならないため、

基準額① $\times 0.95 = 160,322$ 円となり、端数処理後の160,330円が算定されなければならない（月額16,040円のプラス）。

3.6. 小括

以上から、2018年の基準見直しによる激変緩和措置を含めた基準算定の方法は、2013年の基準を参照した上での算定がなされている（3段階実施における従前の参照及び最大10%の減額幅設定を組み込んだ係数0.855）。そのため、2013年処分に瑕疵があり見直しがなされる場合、当然ながら2018年10月以降の基準においてもそれが反映されたとうえでの激変緩和措置（3段階実施、減額幅5%の上限）が適用されなくてはならず、減額となっている一部の世帯の生活保護基準が改定されて、再算定される必要がある。

4. 従前額保障による2023年10月以降の生活扶助基準の算定方法

4.1. 2023年基準の従前額保障

2018年見直しからさらに5年後、2023年10月から新たな生活扶助基準が策定されており、この基準が現在（2025年7月執筆時点）においても利用されている。では2013年処分の影響は2023年にこそリセットされたのであろうか？これにおいても否である。

国は、2023年からの保護基準策定について、コロナ禍による影響やエネルギー・食料品を中心とした物価上昇の影響の動向の見極めが困難であることから、当面2年間の臨時的・特例的な対応として、

・基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額1,000円を加算するとともに、

・加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯について、現行の基準額を保障することとし、これらの見直しを令和5年10月から実施することとした。

としている(注²)。

ここでのポイントは、下線部の「従前額保障」となる。すなわち、2023年からの新たな基準策定においては、2022年度以前の基準を下回る世帯については、現行の基準額(従前額)を保障するとしている。この2022年度以前の基準というのは、先に検証した2018年基準のことであり、2018年基準は、3.の通り一部の減額された世帯において、2013年基準の影響を持ち越していることを述べた。

そのため、論理的帰結として、2013年基準に瑕疵がある場合、2018年基準(2018年10月～2023年9月)については再度見直される必要があり、2023年以降の基準においても、2018年基準より下回らない(従前額保障)としている以上、当然ながら見直しが必要とされなければならない。

なお、基準算定にあたって、2023年10月以降は、従来の基準額表①、基準額表②の比較方式を取りやめて、一本化する形式としている。しかしながら、この従前額保障のため、「経過的加算」を設定している。この点について、実際の具体例を挙げながら解説する。

4.2. 具体例①：高齢単身世帯(65歳)1級地-1

高齢単身世帯(65歳)1級地-1について2023年基準額表に従い厚生労働省の生活保護基準額検証ツール(2023年度版)で算定すると、基準額74,250円に経過的加算1,630円と月額加算1,000円が足されて、生活扶助額は76,880円となる。これは3.4で検証した2018年10月以降の保護基準額と同額である(従前額保障)。

このように2023年基準は、それ以前(2018年度～2022年度)の保護基準の基準額を下回らないように設計されており、そのための仕組みとして経過的加算が設定されている。そのため、3.で検証したように、2013年基準が変更となれば、2018年基準が変更となり、その基準額78,840円が2023年以降も算定されなければならない(月額1,960円のプラス)。

4.3. 具体例②：母子世帯(子2人：40代親、高校生と中学生)2級地-1

同様に、母子世帯の場合も生活保護基準額検証ツール(2023年度版)で検証すると、基準額146,190円に対して経過的加算0円と月額加算3,000円が足されて、生活扶助額は149,190円となる。これは3.5で検証した2018年10月以降の保護基準額144,290円に比べて、金額が高くなっているため、経過的加算が0円となる。しかし、3.で検証したとおり、2013年の基準設定に瑕疵があり見直される場合は、基準額① $\times 0.95=160,330$ 円となるはずであり、この額を基に従前額保障がなされなければならない。その場合、2023年基準も160,330円となり、月額11,140円のプラスとなる。このことから2023年の経過的加算は全面的に見直される必要がある。

注² 生活保護社会・援護局関係主管課長会議資料(令和5年3月)保護課資料(pp.40～41)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001225210.pdf>

4.4. 小括

以上から、現時点においても利用されている2023年基準の算定においても、2018年度の基準を下回らないという「従前額保障」の仕組みが「経過的加算」を通じてなされており、3.において検証したとおり、2018年の基準自体が、激変緩和措置によって2013年処分の影響を内包している。そのため、違法認定された2013年処分の影響は2023年以降の保護基準にも連鎖的に影響する。このことから影響のある一部の世帯については、すべて見直しが必要である。

5. 2018年10月以降の保護基準に影響する世帯の範囲とシミュレーション

上記の通り、2013年基準見直しの影響は、2013年～2018年9月までにとどまらず、それ以降についても連鎖的に影響がある。2018年10月以降の影響をいくつかのモデル世帯でシミュレーションしたものが表3である。

これは2013年処分が取り消しになり、2012年度までの基準を持ち越して2013年～2018年9月まで適用された場合を仮定している。2018年見直しが従前の基準から減額幅5%を設定していることから、従前の基準を2012年基準（2014年、2019年の消費増税の影響を加えた2012年相当基準）に0.95を乗じた額と、2018年見直し額、2023年見直し額を比較参照して算出している。

表3 2013年基準の処分取り消しによる2018年10月以降の影響

生活扶助基準本体 (2020年10月基準額：18年度改定施行3年後)						生活扶助基準本体 (2023年10月以降)			
世帯類型	級地	現行	2013年度基準取り消し、2012年度基準が援用される場合	増加額	増加率	現行	2013年度基準取り消し、2012年度基準が援用される場合	増加額	増加率
夫婦子1人世帯 30代夫婦、子3-5歳	1級地1	146800	158790	11990	8.2%	152900	158790	5890	3.9%
	2級地1	137170	144510	7340	5.4%	144290	144510	220	0.2%
	3級地2	127670	127670	0	0.0%	133910	133910	0	0.0%
母子世帯 (子1人) 30代親、小学生	1級地1	121970	121970	0	0.0%	122200	122200	0	0.0%
	2級地1	114100	114100	0	0.0%	115610	115610	0	0.0%
	3級地2	106510	106510	0	0.0%	107500	107500	0	0.0%
母子世帯 (子2人) 40代親、高校生と中学生	1級地1	158560	176180	17620	11.1%	158570	176180	17610	11.1%
	2級地1	144290	160330	16040	11.1%	149190	160330	11140	7.5%
	3級地2	129700	136550	6850	5.3%	138300	138300	0	0.0%
高齢単身世帯 65歳	1級地1	76880	78840	1960	2.5%	76880	78840	1960	2.5%
	2級地1	69530	71750	2220	3.2%	71990	71990	0	0.0%
	3級地2	65200	65200	0	0.0%	67350	67350	0	0.0%
高齢夫婦世帯 65歳夫婦	1級地1	119920	119920	0	0.0%	120900	120900	0	0.0%
	2級地1	112190	112190	0	0.0%	115230	115230	0	0.0%
	3級地2	104790	104790	0	0.0%	107160	107160	0	0.0%
高齢単身世帯 75歳	1級地1	70900	74080	3180	4.5%	71900	74080	2180	3.0%
	2級地1	64550	67410	2860	4.4%	65890	67410	1520	2.3%
	3級地2	60700	60700	0	0.0%	61900	61900	0	0.0%

注：厚生労働省の基準検証ツールをもとに、2020年基準、2023年基準額から計算

表3のとおり、すべての世帯が対象となるわけではなく、減額の影響が激しかった一部の世帯が対象となる。2013年処分によって減額となった世帯は、当時の国の試算によれば、全世帯の97%であったが、2018年以降に影響してくる世帯は、減額の影響が激しかった世帯（特に5%以上の減額となった全世帯の25%の世帯）が主な対象層となると考えられる（注³）。特に母子世帯（子2人）、夫婦子1人世帯、高齢者単身世帯の一部の級地で影響が強く見られる。1級地や2級地の高齢者単身世帯は被保護世帯全体に占める割合が高く、また、直近10年間で生活保護統計において激減している母子世帯において、2012年度比で10%以上の保護基準が減額となっている点も無視できない。

表3のなかから、高齢者単身世帯（75歳）1級地1、母子世帯（子2人）1級地1の影響額の推移を表したものが図2及び図3である。

注³ 2013年処分により基準が増減した世帯について国の試算では、▲10%～▲5%が全世帯の25%、▲5%～▲0%が71%、0%～2%が3%としている（第25回社会保障審議会資料4-4の4頁（2023年1月31日））。

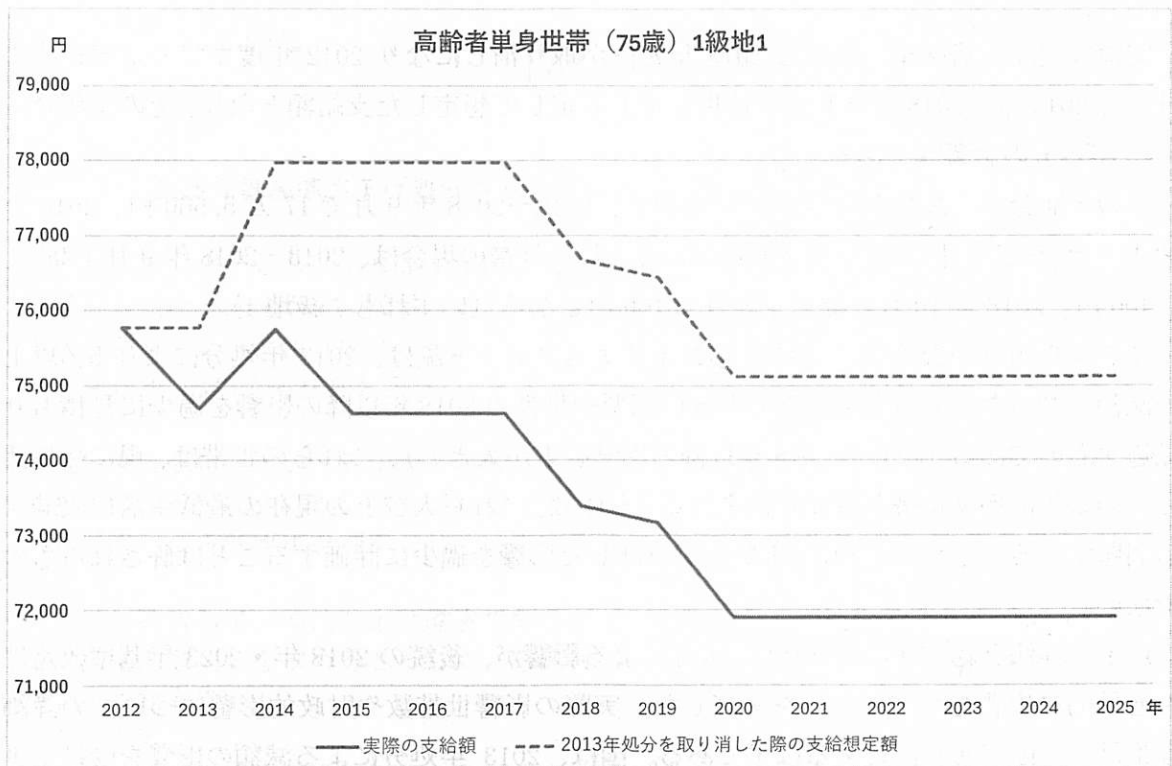


図2 高齢単身世帯(65歳)1級地-1基準額推移:2012年~2025年

出所:図2、図3とも厚生労働省の提供する各年度の生活保護基準額検証ツールによって作成

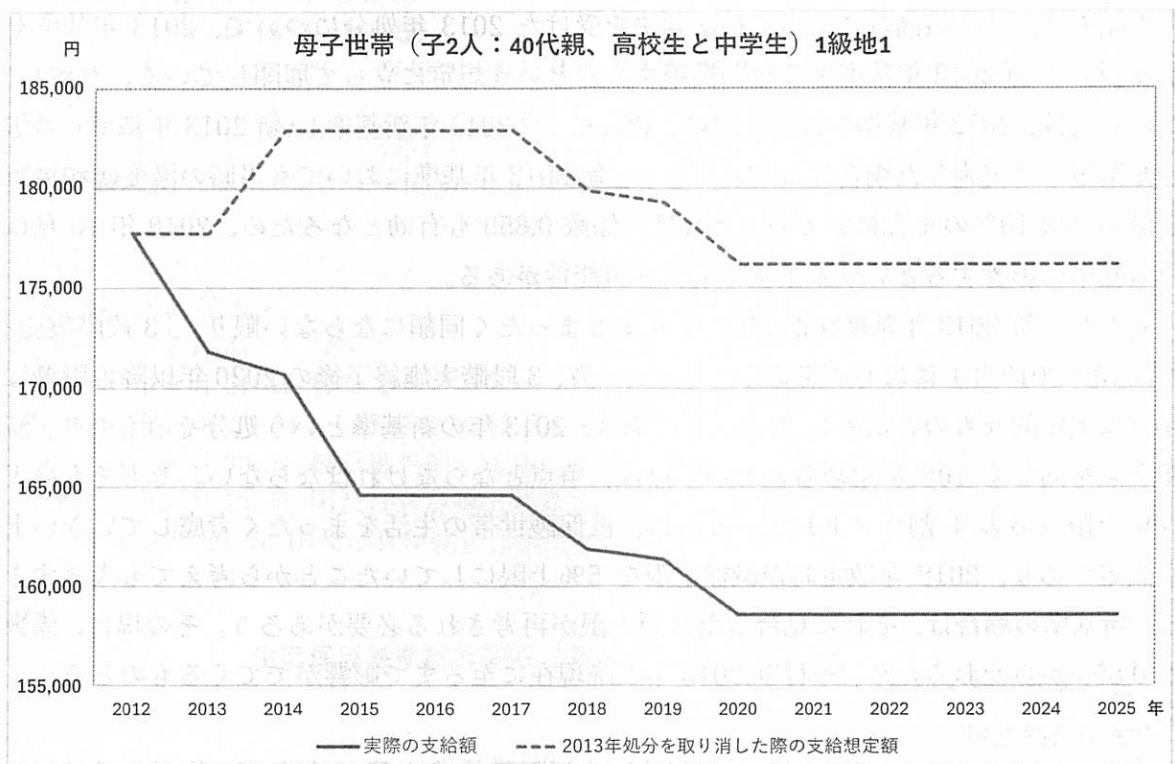


図3 母子世帯(子2人)1級地-1基準額推移:2012年~2025年

実線は実際の基準額、破線は 2013 年処分が取り消しになり 2012 年度までの基準を持ち越して 2013 年～2018 年 9 月まで適用したと仮定して想定した支給額となり、その差額分が 2013 年処分の影響額である。

この差額分は、高齢単身（75 歳）の場合、2013～2018 年 9 月で 17 万 5,560 円、2018 年 10 月～2025 年 6 月で 25 万 2,480 円となる。母子世帯の場合は、2013～2018 年 9 月で 96 万 1,400 円、2018 年 10 月以降で 138 万 2,160 円となる（いずれも 1 級地 1）。

ここから明らかなように、2018 年改定によるリセット論は、2013 年処分により 5%以上の減額となった、もっとも影響の大きい類型の世帯の 2018 年以降の影響を過少に見積もり見逃すものである（むしろ 2018 年以降の影響の方が大きい）。これらの世帯は、現に今生活している生活保護世帯が数多く含まれる。本件は、これら人びとの現在の最低生活に直結する問題であることから、2013 年処分が及ぼした影響を過少に評価することは許されるものでない。

以上、違法と認定された 2013 年処分による影響が、後続の 2018 年・2023 年基準改定にも連鎖的に影響を及ぼすことを実証した。実際の影響世帯数や財政的影響についての詳細な推計は、国であれば行えるはずである。国は、2013 年処分による減額の影響を受けた世帯を、過小に見積もることなく、2018 年 10 月以降の影響をも検証し、その補償を行わなければならない。

6. 補論（2013 年処分の取消し後の対応について）

上記の検証は、最高裁によって違法判決を受けた 2013 年処分について、2013 年基準を取り消し、「①2012 年基準を 5 年間援用する」という想定に立って展開している。ただし、この想定は、2012 年基準を援用せずに、新たに「②2013 年新基準」（新 2013 年基準）の処分を策定して実施した場合には成立しない。新 2013 年基準においても当時の激変緩和措置を減額上限 10%のままにするのであれば、係数 0.855 も有効となるため、2018 年 10 月以降の基準に影響するという本主張は崩れる可能性がある。

しかし、新 2013 年基準が旧 2013 年基準とまったく同額にならない限り、「3 段階実施」（2018～2019 年）には必ず影響してくる（一方、3 段階実施終了後の 2020 年以降の影響は非常に限定的なものとなる）。ただ、その際は、2013 年の新基準という処分そのものや、減額上限を同じく 10%に定めるかという点は、争点とならなければならない。そもそも最大 10%上限（最大 1 割カット）というのは、被保護世帯の生活をまったく考慮していない上限設定であり、2018 年改定時が減額上限を 5%上限にしていたことから考えても大きすぎる。新基準の場合は、それに見合った減額上限が再考される必要があるだろう。その場合、係数が 0.855 から変わるため、やはり 2018 年以降現在に至るまで影響がでてくるものと考えられる。

①②のいずれにせよ、2018 年 10 月以降の生活保護基準は 2013 年基準の影響を受けており、2018 年 9 月でリセットとみなす見方は誤りであることは再度指摘しておく。

所得階層間における消費構造の変化の確認について

1. 特定の世帯類型を対象に分析する場合

(1) 分析の視点

隣り合う年収十分位(第1十分位と第2十分位, 第2十分位と第3十分位, …)間の消費水準にどの程度の違いが見られるかを分析する。その結果、低所得層の中では第1十分位と第2十分位の間で最も大きな違いが見られるようであれば、消費の構造変化が最も大きくなるのは第1十分位においてであると言えるのではないか。

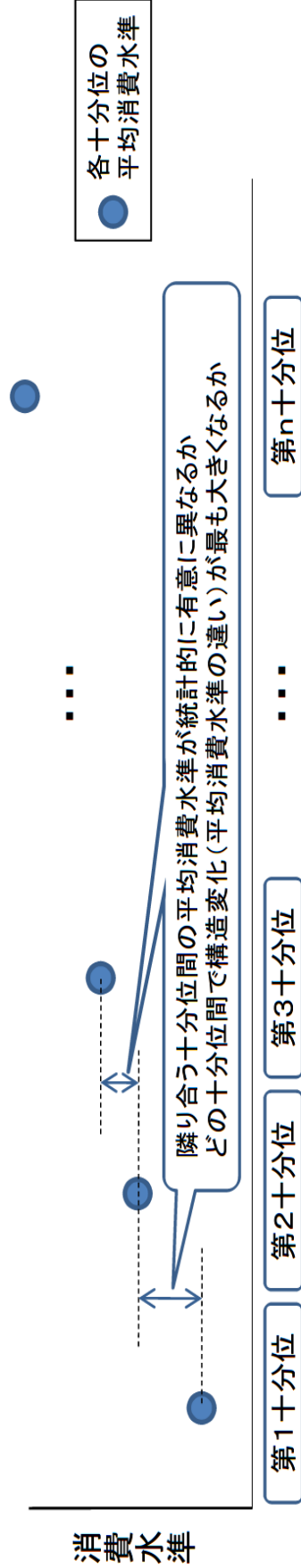
(2) 具体的な分析方法

分散分析と呼ばれる統計分析の手法を適用することにより、隣り合う各十分位間の平均消費水準の違いの度合いを定量的に評価する。

(参考)

分散分析とは

2つ以上の母集団の各母集団のある属性(ここでは消費水準)の平均値が母集団間で有意に異なっているかを推定するために一般的に用いられる統計分析の手法の一つ。



161
国と厚労省の目標

「憲法二十五条、生活保護法五十六条を守って
下さう」

国と厚労省が此の二つの法律を守らなかった
為に私も始め多くの生活保護利用者が生存権
裁判を起しました。

生活保護費のうち食費、水道光熱費などに
相当する生活扶助費の基準額を二十三年
より三割に分けて平均六・五％、最大十％

引き下げました。これは今迄がっとなし

大幅削減ではなかったでしうが、

思い出し度くないのですが自民党が二十三年
末の総選挙で政権復帰をする為に生活保護者

のバッシングを煽り生活保護費十％削減を

公約にしたのがきっかけだったと深く胸にきざん

て居る事はお察せられていたから。

二十三年から十五年にかけて夫の母が亡くなり

夫も亡くなり、だが此の間二人が入院が

續いて居りました。後々迄も此の間、生活は切り

取ってしまふに程の苦しみがありました。

162

私も此の間で、平令を運べ九十九と五月
に限り来平には百父にならずす。

裁判では六月二七日最高裁が原告勝訴も言明し
ました。私は車椅子での参加でした。あれから

四月様全過いしました。国はいまだに原告に
対する謝罪の連絡もありません。

私は儀父の残した言葉「国はに術なり法も又然り」

此の言葉を矢口迄接して行を儀父に傳えた

と思いましたがその言には全日の原告証
を解決して頂いたのです。

厚労省の管轄法律を守って下さい。

お願い致します。

東京新生救済財団長 木 明

おちがいの子や字の訂正

おやがいの子や字の訂正

おやがいの子や字の訂正

もくじ

【都道府県】 氏名 (陳述時年齢)

【北海道】 平澤 政廣 (72歳) 高裁	p.2
【青 森】 郡川恵美子 (70歳) 高裁	p.4
【秋 田】 猿田クニ子 (77歳) 高裁	p.7
【埼 玉】 匿 名 (女性・69歳) 地裁	p.9
【東 京】 八木 明 (97歳) 地裁	p.16
【神奈川】 匿 名 (女性・50代) 高裁	p.23
【石 川】 高野 等 (60代) 高裁	p.28
【三 重】 加藤 則生 (70代) 審査請求	p.30
【滋 賀】 野村 由徳 (83歳) 高裁	p.31
【京 都】 森 絹子 (79歳) 高裁	p.33
【大 阪】 小寺アイ子 (75歳) 地裁	p.35
【兵 庫】 山下 美枝 (40代) 高裁	p.37
【奈 良】 中村 誠 (60代) 高裁	p.39
【和歌山】 匿 名 (69歳) 地裁	p.41
【岡 山】 大原 三枝 (40歳) 地裁	p.44
【広 島】 中村 絹枝 (80歳) 高裁	p.47
【愛 媛】 中川小夜子 (76歳) 地裁	p.49
【熊 本】 浅井 勝也 (81歳) 高裁	p.51
【鹿児島】 田上 和義 (65歳) 高裁	p.53
「生活保護引き下げ違憲訴訟」とは	p.57

生活保護基準引き下げ違憲訴訟 (いのちのとりで裁判)

原告の意見陳述集



編・全国生活と健康を守る会連合会（全生連）

【北海道】 平澤 政廣 (72歳) 2024年3月5日 (札幌高裁)

札幌市東区に住んでいます平澤政廣です。現在妻と2人暮らします。

私は昭和45年、定時制高校を卒業するまで小樽に住んでいました。1年半の船員生活後、調理師の道に進みホテルや料理屋で修業し、33歳で独立しました。

店の経営は順調でしたが、50歳の時に「類上皮腫」という脳腫瘍が発症し、二度の手術で3か月入院しましたが、腫瘍を全部摘出することができず、いつ再発するか不安を抱えての生活をしてきました。

退院はしたものの、手術の後遺症で、数種の神経障害を抱えての生活の中で、平衡感覚と味覚の障害が大きな負担になり、仕事がスムーズにこなせなくなり、経営も悪化していく中で、追い打ちをかけるように持病の糖尿病も悪化し、医療費が生活を圧迫していききました。

どんなに頑張っても病院での受診は欠かさないため、かかりつけの病院で医療費の相談をするなかで生活と健康を守る会のことを知り、暮らし丸ごとの相談をして、生命保険や定期預金を解約して借入金を返済し、平成23年12月に生活保護を申請しました。それ以来生活保護を受給しています。

生活保護が利用出来、不安だった病院代

の心配もなくなり、不安で暮らしてきた気持ちも落ち着き、この制度に感謝し、ありがたく思っていました。

覚悟をして、受けた生活保護費での生活は、医療費の心配はなくなったものの、新たな不安が生まれました。

生活必需品や食材や光熱費を支払うと自由になるお金はほとんど残りません。受給当初は社会のつながりを持ちたいと思い、趣味のサークルなどに参加しましたが、会費やサークル後の茶話会やカラオケなどの誘いを毎回断るのが辛くなり、足が遠のくようになりました。好きだった映画やライブなども無縁のものになりました。

中でも一番つらかったのは、店の常連だった方やお世話になった方の訃報の知らせを聞くたびに、葬儀に行けなくて、家で手を合わせることしかできない自分が腹たたく、悔しい思いで涙を流しています。そして昨今の物価の値上がりは、食生活を圧迫しています。

私たち夫婦は、持病の薬を服用するため、1日三食を取らなければなりません。値下げになった肉や野菜、総菜などを買い、3・4日分をまとめて調理し、小出しにして食べるという繰り返しです。節約は当然のこと

ですが、これ以上の節約は命にかかわります。

特に、2013年から3年間にわたって保護費が引き下げられてからの生活は3年間で1か月3,990円引き下がりましたからさらに食費を切り詰める生活になっていきました。

この「新・人間裁判」の原告になるにあたって、高校の授業以来、初めて憲法と向き合いました。憲法前文を読み、心が揺さぶられる感動がよみがえり、13条、25条に勇気づけられました。

この裁判も10年が過ぎ、一進一退の地裁等での判決の中、無念な思いで旅立たれた原告の方も幾人もいられるとお聞きしました。

私も正直なところ、心身ともに疲れているのも事実です。でも昨年11月30日の名古屋高裁の判決が勝利し、希望を持って、もう少し頑張ろうと、この判決が背中を押してくれました。

私もそう長くはない人生をこの国を恨まずに、この日本という国に生まれたことが良かったと思い、最後を迎えるのが私の願いです。

裁判官の皆さん、どうか私たちが人間らしく生きることが出来る生活保護法をしっかりとしていただきたいと思います。そ

して今日、この場での陳述をさせていただく機会を得たことに感謝しています。

ありがとうございました。

【青森】 郡川 恵美子 (70 歳) 2023 年 10 月 17 日 (仙台高裁)

私は 1952 年 12 月 14 日岩手県平泉で長女として生まれました。兄弟はおりません。4 年後父の仕事の関係で北海道に移り、父は 20 年炭鉱の仕事をしてその後八戸市で石灰の仕事をしました。母は専業主婦でした。

私は北海道の高校を卒業してから美容師専門学校で学び、20 歳まで北海道で過ごし 21 歳の時に八戸に移り 30 歳まで美容師として働きました。

1980 年に結婚し穏やかに暮らしていましたが、4 年後の 1984 年、長男が 1 歳の時に夫が「心臓が痛い」と入院し、その日の夕方に私の目の前で呼吸が止まってしまいました。とてもショックで目の前が真っ暗になりました。その後、1 歳の息子のためにもと周りに勧められて、1 年後、母の友達の紹介で再婚しました。再婚した夫はすぐにパチンコにのめりこむようになって多重債務状態になり、夫の給料は差し押さえられ、私には生活費が 1 円も入らなくなっていました。再婚後に生まれた長女は幼少期病弱だったため、40 代後半から長女の話と両親の介護のため私は就労できずにいたのでこのままでは生活していけないと思い、2003 年に夫と離婚し、両親と長男、長女と

4 人で生活するようになりました。生活費は両親の年金のみでした。介護していた母が 2009 年に、父が 2011 年に死亡してからは生活が困窮し、2011 年 7 月に生活保護を受給しました。翌年には長男が就労して独立したため、以後長女との二人世帯での受給となりました。

受給して 1 年後くらいに、福祉事務所に娘と一緒に呼ばれて、「親子共々働きなさい」と言われました。認知症だった祖母の介護で心身が疲労していた当時 23 歳の娘に対し、「甘えるんじゃない! 若いのに」、「保護なんか受けているからそんな服しか着られないし化粧もできないんだ!」など心ない言葉をぶつけられ、ひどい時には、「いつまでも保護をもらっているのは犯罪と同じだ」、「保護は恥ずかしいことだ。恥ずかしいと思いなさい」とまで言われました。しまいには、薬の副作用で太っていて求職しても「着られる制服がない」等の理由で採用されないなど就労が困難な状況にあった娘に、「太っているから就職できないならやせなさい! やせようと思わないの!」ときつい言葉を一時間近くあびせられました。私も娘も本当に悔しくて泣いてしまいました。

4

暮らしていけない生活保護って何?」と思っていた時に生活と健康を守る会連合会から「審査請求しましょう」と声をかけられ、参加しました。その後、「裁判に出て訴えよう」と思い原告になりました。

2017 年 1 月 27 日の提訴日は私にとって忘れられない日です。青森の冬の寒さ、これからへの不安と怖さで心も体も震えが止まらなかったことを今でも鮮明に覚えています。翌日 28 日に「いのちのとりで裁判あおもりアクション (支援する会)」が結成され、今年 7 年目になりました。提訴の際は、同じ八戸からの川森れいさんが原告として一緒にがんばると知って心強い思いでした。川森さんはいつも弾けるほど明るく、強く、優しく、不安な私を「大丈夫だべ、とって食われたりはしないよ」と笑って励ましてくれました。そんな川森さんが 2018 年逝去しました。「この裁判は私の生きる支え、命の糧」と話し、「弁論日は違ってでも行く」と言っていた川森さんが、こんなに早く亡くられるとは思ひもありませんでした。八戸の原告は私一人になりましたが、川森さんの「この裁判には絶対に勝つ」という強い思いを引き継いで青森の原告 2 人とががんばりぬくと改めて決意し、学習会や決起集会への参加、街頭宣伝など仲間たちと一緒にがんばってきました。

6

2023 年 3 月 24 日「青森地裁」で勝利の判決が出ました。私は判決を聞いた時、主文の「取り消す」という言葉で勝ちを理解しました。法廷を出て、弁護士の方、支援のみなさんの笑顔を見て、勝訴の実感が沸き上がり、涙が溢れました。

しかし残念ながら青森市と八戸市は控訴してきました。「やはりわかってもらえなかった。また裁判が始まる」という思いと共にこれらの覚悟ができました。この気持ちは、弁護士の先生方、支援する会のみなさんがいるから持つことができました。感謝の思いでいっぱいです。

これからまた、神覚団長、佐藤明夫さん、雲の上から川森れいさん、私・郡川恵美子の 4 人の原告がゴールをめざして歩み続けけます。

もし裁判に勝って、基準が元に戻って、さらに「健康で文化的な最低限度の生活」がもらえるくらいに基準が上がったら、私はまずみんなで喜びたい。そしていろいろな心配事が解放されて、ぜいたくでなくてもいい、普通の暮らしがしたいです。

裁判官のみなさん、どうか人間らしい温かみのある目でしっかりと私たちの生活を見て、私たちの声に真剣に耳を傾けて下さいますよう訴えて私の陳述を終わります。

その時のことは一生忘れられません。

娘は必死に仕事を探し、デパートの地下の食品売り場で接客の仕事に就くことができました。接客業なので身ぎれいにする必要があるため、しばしば購入する職場の制服代等の被服費、化粧品が必要となります。就労していなかった時には週に 1、2 回程度だった入浴もほぼ毎日するため水道代やガス代も増加しました。長女の給与収入は月額約 6 万円程度ですが生活保護の収入認定の関係で勤労控除は約 2 万円弱でした。長女が就労することによる収入の増加分の 2 万円ほどは、就労するために実際にかかる経費でほぼ消えてしまい、働いても生活は大変なままでした。

そんな時に保護費の引き下げがありました。引き下げ後は、食費を節約するために朝食を抜くことが多くなり、たまに食べるときは先に朝食をとる長女が残したもので済ませています。昼食は娘からカップヌードルの麺少しとスープをもらい米飯を食べています。私は糖尿病の持病があり通院していますが、病院からは炭水化物の他に多品目をバランスよく摂取するよう指導されます。でもお金に余裕がないので指導に沿った食生活をすることができません。特に、病院から米飯・パン・麺類等の炭水化物の摂りすぎを注意されていますが、できるだけ食

費を安く済ませようとする、どうしても米飯や麺類で空腹を満たす食事になってしまいます。他にも水洗トイレの水道料金を少しでも節約するために、朝は長女と二人で連続してトイレを使用した後で、1 回にまとめて水を流すようにしています。家に洗濯機がないので洗濯は手洗いとコインランドリーを利用しています。エアコンがないので、夏の暑い時期にはどうしても耐えられないときだけ扇風機を使用しています。生活保護受給後に買った家電製品は 2021 年 5 月に 1,980 円の電気ポットくらいです。しかもこれを購入するときは米を炊く量を 3 合から 2 合に減らすなど、食費を節約したうえで現品限りで安売りしていた物を買いました。テレビは 3 年前に長男の友人からいただいた古いものです。電子レンジは長男が忘年会のビンゴ大会でもらったものです。

重い病気があり、空腹なのに数百円、数十円の食費を切り詰めて節約する毎日。月末の残金はわずか数百円です。光熱費を節約するために、熱中症になりそうな暑い夏も冷房をつけず、凍えそうな寒い冬でも暖房をつけず部屋でじっと過ごす毎日。友人や親族との交流が少しずつ失われていく毎日。大切な人の葬式すら行けずに悔しくてたまらなかった日。「これほどまで辛抱しないと

5

【秋田】 猿田 クニ子 (77 歳) 2023 年 12 月 26 日 (仙台高裁秋田支部)

猿田クニ子です。

裁判所でお話しすることになってから、ここで話すことをいろいろ考えていたのですが、一番言いたいのは、「裁判官のみなさんには、生活保護を受けている人がどれだけ厳しい生活をしているのかということをしつかりと調べてもらいたい」、ということです。

秋田地方裁判所で始まった今回の裁判で、私を含めた数名が、弁護士の質問に答えるかたちで、どのような生活をしているか、どんなことを思っているか、減額されたことでさらに生活がどうなってしまったのか、などお話ししました。でも、最初の判決には、私たちの生活がどうなのか、ということは、全然書かれていませんでした。

裁判官には、私たちの声はまったく届いていなかったのだと、たいへん残念に思いました。

いっぽうで、先月、名古屋の裁判所で、生活保護費の減額は違法だ、という判決が出ました。判決の一部を弁護士さんと一緒に読みました。そこには、訴えを起こした人たちの生活について、もともと余裕のあるものではなかったのに、減額によってさらに

余裕のない生活を長期間にわたっていられてきたものと認められる、ということが書かれてありました。

秋田で訴えを起こした私たちがどんな生活をしてきたのかについて、どうか裁判官のみなさんには、裁判に出てきたものはすべてきちんと調べてもらいたいと思います。そうすれば、保護を受けている人たちがどんなたいへんな思いをしているのか、ということを知っていただけたらと思います。

その上で、今回の保護費の減額が違法ではないのかということをお断りしていただきたいと思います。このことをどうしても言いたくて、今日、ここに来ました。

先週、雪が積もりましたので、家の前の除雪をしました。ただ、私は足が不自由で、立って何かをするということができません。なので、地面に足を伸ばして座って、自分の左右の雪を寄せ、座ったまま手で少し前に進んで、また左右の雪を寄せ、というのを繰り返して行きます。みなさんに驚かれるのですが、何年もやっていますから、だいじょうぶです。夏は、同じようにして草むしりもやっています。

業者さんに頼んだらいいのにと思うかも

7

しませんが、人にお願ひすれば、当然、お金がかかります。そこにお金をかけてしまうくらいだったら自分でやって、少しでも娘にちゃんとしたものを食べてもらうために、使わないで残しておきたいのです。暖房も、がまんできるところはがまんして過ごしています。先週は寒い日が続いたので22日に初めて台所のストーブを付けました。冬季加算はありますが、寒いからといってどんどん使っていたら必ず足りなくなります。だからいつもできるだけ辛抱しているのです。

できる限りの辛抱をして、生活してきましたが、保護費が減額されたあとは、他ではもう削るところがなく、どうしても食べる分を減らすしかありませんでした。地方裁判所での裁判の時にもお話ししましたが、自分が食べなくても子どもには食べさせたいと思ってやってきました。

「意地」もあります。生活保護を受けているとか、女一人だからとか、そのような理由でばかにされたくないという気持ちで、しっかりしなければいけないと自分に言い聞かせてきました。でもやっぱり、生活はものすごくたいへんです。

裁判官のみなさまには、私たちの今のこの生活が、これでもまだ、健康で文化的な最低限度を超えているものなのか、これまで

の証拠や本人のお話をていねいに調べていただいて、判断していただければと思います。

8

ました。その頃、兄が神奈川県に住んでいたのですが、私も兄の家に住み、そこから大学に通うことにしました。私が大学2年生か3年生のころ、父が定年退職になり、私と一緒に暮らしたいと言ってきたため、父と母は北海道から埼玉県に来て、しばらくして新座市内に自宅を購入し、私と両親の3人で生活することになりました。現在、私はこの家に1人で住んでいます。私は、大学時代、勉学の方はあまり熱心ではありませんでしたが、英語劇のサークルに入って、役者をやったり、友達と遊んだりしてとても楽しい大学4年間を過ごしました。

第3 大学卒業後、生活保護を受給するまで
1. 大学卒業後、精神疾患に罹患し、思うように仕事ができなくなったこと

(1) 私は、昭和45年ごろ大学を卒業し、父の紹介で池袋にある宝石の卸問屋に勤めることになりました。この職場は、仕事そのものは面白かったのですが、職場の人たちとの人間関係が上手くいかず、1年3か月程度勤務して、精神的な苦痛が続き、体調不良に陥り、辞めてしまいました。これが現在でも続いている私のうつ病の始まりでした。

(2) その後、しばらくの間仕事をせずに家にいたのですが、体調が回復してきたため、お菓子を扱う食品会社の事務員として築地

にある事務所に勤め始めました。この職場は、男性と女性の間の賃金格差、大卒者と高卒者の間の賃金格差などの問題があり、職場の人たちに不満が溜まっていました。そこで、私が先頭に立って、色々な人や機関に掛け合って労働組合を作りました。ところが、労働組合を結成したことについて会社が不満だったらしく、営業所の所長から辞めてくれと言われ、自主退職せざるを得なくなりました。この会社は約3年勤務しました。このとき私は、27歳くらいでした。

(3) 私は、この会社を気に入っており、また、労働組合結成については多大な努力をかけ、やりがいも感じていたので、結果として自主退職に追い込まれたことは私にとって非常にショックな出来事でした。これにより、以前よりも重いうつ状態になりました。そのため、ここから先は、病院への通院がメインの生活になったため、平日フルタイムの仕事には就けなくなり、パートの仕事をはじめては辞めて、自宅療養をしての繰り返し状態が10年以上続きました。

2. 両親の死と生活保護の申請

昭和61年、私が39歳のとき、母が亡くなりました。これまで長年一緒に暮らしていた母が亡くなったことで私は精神的に更に落ち込みました。母がいなくなったため、

【埼玉】匿名(女性・69歳)2017年7月7日(さいたま地裁)

第1 はじめに

私は、平成6年12月から埼玉県新座市で生活保護を受給して生活している。●●●●と申します。生活保護受給当初から、その支給金額がとても少なく生活に苦労していましたが、平成25年8月から3度にわたる生活扶助基準の引き下げにより、より一層生活に苦労するようになりました。このまま黙っていれば生活保護費は一層少なくなり、私だけでなく、生活保護を利用している全ての人が困ることになると思いましたのでこの訴訟の原告となりました。

以下、私が生活保護を受給するに至った経緯や生活保護を受給してからの生活の様子などについてお話させていただきます。

第2 生い立ち―大学進学まで―

1 高校卒業まで

私は、昭和22年7月18日、北海道空知郡砂川村(現在の砂川市)で生まれました。現在69歳です。私は、4人兄弟の末っ子で、姉2人と兄がいます。長女とは9歳差、長男とは8歳差、二女とは7歳差ですので、私は兄姉とはだいぶ年齢が離れており、そのためか、自分が小さいころは、両親や兄姉

からだいぶんかわいがってもらったように思っています。

私の父は、中学校の英語教師でしたが、その後、校長や教育局の仕事をしていたようで転勤が多かったです。母は専業主婦をしていました。

私は、小学校1年生まで砂川町の小学校に通っていましたが、小学校2年生から4年生までは滝川市内の小学校、4年生から卒業までは網走市内の小学校に通いました。

中学校は、栗山町の中学校を卒業しました。高校は、1年生までは栗山高校、2年生から伊達紋別高校に通い、この高校を卒業しました。

私は、姉や兄とは年齢が離れており、中学校を卒業するころには姉2人は既に結婚していました。ですので、姉や兄とは、幼いころはよく遊んでもらった印象はありますが、物心つくころには姉や兄は家から出ており、父、母と私の3人で生活していたという状況でした。

2 大学時代

高校卒業後は、東京にある4年制大学の昭和女子大学の文学部英米文学科に進学し

9

父の分まで家事をやり、スーパー内の店舗でパートの仕事をしたりしていました。

そのわずか3年半後の平成2年に父も死亡しました。これで私はひとりぼっちになり、精神的に非常に不安定になりました。

私は、これまで以上に働くことはできませんでしたが、父が残してくれたお金があったので、そのお金で暮らしていくことができました。

もっとも、お金を使えばすぐになくなることは分かっていたので、なるべく節約して毎月15万円くらいの生活費の中でやりくりをするようにしていました。しかし、収入がほとんどないので次第に貯金も尽き、いよいよ財布の中に600円しかなくなり、生活の苦しさに限界に達したため、平成6年12月に新座市役所に行き、生活保護受給の申請手続を行いました。このとき私は47歳でした。

第4 生活保護受給後の生活

1. はじめに

まず、生活保護を受給して一番驚いたことは、支給される金額があまりにも少ないということです。金額は月7万5,000円くらいだったと思います。これまで私は、月15万円程度の生活費で生活しており、それでもとても贅沢などでせず、節約をして生活

をしていましたから、今後どうやって生活していったらいいのだろう、1か月分の食費もあるのだろうかと不安になり、落ち込みました。

生活保護を受給し始めてから数か月は、支出の配分が上手くできず、それまで通りに買い物をしていて半月で保護費がなくなってしまう、電気代とストーブの石油代が払えなくなってしまったこともありました。

2. 食事について

生活保護を受給してから一番節約に気を遣うようになり、また、貧しいと感じるようになったのが食事です。

上記のとおり、月末になると保護費が尽きることがあり、おかずなしで白米ばかり食べることもよくあります。そのような時は、炊いたご飯を油であげたり、おにぎりにしたりして変化をもたせて何とか我慢しています。また、私は、子どもの頃からの習慣で朝昼晩と3食は食べるようにしていますが、例えば、カレーを作った場合、その日は、3食ともカレーを食べるなど、同じものを食べることが多くなりました。また、生活保護受給前は、魚の切り身のパックをよく買っていました。保護費の金額からすればこれも中々買えないので、受給後は、代わりに魚のあらのパックを買うようにしていまし

10

11

た。スーパーなどに買い物に行くときは、とにかく安いものを買うことにばかりに意識が集中するようになりました。

私がよく食料品を買いに行くのは近所のイオン新座店です。ここは、毎週火曜日が特売日なので、私はいつも火曜日に行って食材の買いだめをしています。イオンに行く頻度ですが、通常は週に 1 度ですが、冬場は野菜が長持ちするので、2 週間に 1 度にしています。また、自宅から徒歩 10 分くらいの場所にローソンがありますが、卵、ごぼう、豆腐、食パン、ハム、果物などの食品はイオンよりも安いのでここで買うようにしています。ローソンに行くのは、通常 2 週間に 1 度、多くても 1 週間に 1 度程度です。

外食は高いので生活保護受給後は全く行かなくなりました。外食したいと思うことも時々あるのですが、外食をしてしまうと 1 か月の生活が成り立たなくなりますのでそれはできません。

3. 入浴について

本当は毎日湯船に入りたいのですが、ガス代と水道代がかかってしまうのでそれはできません。そのため、4 日から 1 週間に 1 回程度湯船に入っています。しかし、夏場は汗もかきますし、毎日シャワーを浴びるようにはしていますが、それでもお湯を使い

すぎないように注意しながらになります。ガス代と水道代の節約のため、浴槽を使用せずにタオルで体を拭いていたこともありました。

4. 衣服や下着の購入について

生活保護受給後は、衣服や下着は減多に購入できなくなりました。時々、イオンで 500 円くらいの T シャツを購入する程度です。もしお金が貯まったら下着はまとめ買いたいと思っています。私の普段の生活で外出することは、買い物や散歩、たまに友人に会うというだけで、あまり家から出ないので別に買わなくてもいいかという気持ちです。ずっと同じ種類の衣服を着回しているような状態です。

5. 電話について

電話ですが、携帯電話は利用料が高いので持っておらず、家の固定電話しか持っていません。また、固定電話も自分から掛けると料金がかかるので極力自分からは話ほしないようにしています。友達と連絡するときもなるべく自分からは掛けないようにしていますが、これは惨めに感じることもあります。なるべくこちらから話を掛けなければ月 2,000 円程度で済んでいます。

12

私には兄弟が 3 人いますが、現在は 3 人とも北海道で暮らしており、更に 3 人とも高齢であるため、まれに電話で話をする程度で直接会うことはありません。

近所の友達と会うのは 2 か月に 1 回程度です。友達の家に招かれてコーヒーなどを飲みながら 2 時間くらいおしゃべりして帰ります。この友達は生活保護受給者ではなく、私が生活保護を受給していることを知っているなので、私に気を遣って飲み物をふるまってくることが多く、毎回申し訳なく感じながら友達に頼っている状況です。できれば、私も友達に飲み物をおごりたいのですがお金がほとんどできません。

また、私は新座生活と健康を守る会の生活保護部会という部会に所属していますが、その会議はこれまで 2 か月に 1 度、最近から 1 か月 1 度になりました。ここでは、7、8 名のメンバーと生活保護制度に関する情報交換などを行っています。

以上のとおり、私が知人と会って話をする機会があるのは、月に 1、2 度しかありません。もっと友人と話す機会が作れればと思っていますが、うつ病の影響と交際費を捻出できないことからこれ以上は中々難しいのが現状です。また、私は昭和女子大学を卒業していますが、その時のクラス会の招待状がたまに届きます。できればクラス会

に出席して大学時代の友人と会いたいのですが、会費が 7,000 円程度でとてもでないですが参加できません。

知人と会っていない時は、家で家事をしたり、テレビを見たりして過ごしています。私は、2 階建ての一軒家に住んでいますので、一人暮らしにしては家が広く、掃除をするにもそれなりに時間がかかります。あとは、洗濯や食事の準備をして、テレビを見ています。両親も亡くなり、一人で寂しい時間を過ごすことが多いですが、ペットの猫がいるため、だいたい気が紛れています。この猫は私の家族のような存在です。

9. 今回の引き下げの影響について

今回の引き下げ前の私の最低生活費は、月 7 万 5,960 円で、平成 27 年 4 月の 3 度目の引き下げ後は月 7 万 6,370 円と 410 円増えていますが、平成 26 年 4 月の 2 度目の引き下げの際、消費税が 3%増税になったため、増えているように見えるだけで、実質的には月 1,740 円、1 年間にすると、2 万 880 円もの減額となりました。

上記のとおり、今回の引き下げ前も生活費を非常に切り詰めた生活を送っていましたが、今回の引き下げ後はより一層節約を意識するようになりました。とくに、買い物に行く回数は意識的に減らすようになりま

14

6. ペットについて

私は、生活保護受給前から犬を飼っていましたが、その犬は亡くなったので、現在は猫を 1 匹飼っています。猫のえさ代は月 7,000 円程度で、定期的に病院にハミガキに行かせていますので、それなりに費用はかかっています。しかし、両親も亡くなり、1 人で生活している私の楽しみは猫の世話くらいで、家族と言っても過言ではない存在です。猫のおかげで寂しさがだいぶ紛れていると思います。ですので、猫にかかるお金は最低限は確保しなければならないと思っています。

7. 趣味などについて

(1) 美容室

月に 1 度、1,000 円カットの美容室でカットをしてもらっています。今年の 3 月から 100 円値上がりし 1,100 円になったので負担が増えました。大変安くカットしてもらっているのですが文句は言えませんが、もう少し高い金額の美容室に行きたいというのが本音です。

(2) 新聞

生活保護受給前は、朝日新聞の朝刊を購読していましたが、受給後はお金がないので、月 3,000 円程度する新聞購読は到底無理で、購読は辞めました。いまも新聞の購読

はしたいと思っていますが、現在の保護費ではそれは難しいです。

(3) 映画

父が生きていたころは、最低月 2 回程度は一緒に映画館に行って映画鑑賞をしていました。しかし、生活保護受給後は、約 20 年間で 1 度も映画館に行っていないです。現在はたまにテレビで放送している映画を見る程度です。

(4) 旅行

両親が生きていたころは、1 年に 1 度は家族 3 人で旅行に行っていましたし、そのほかにも 1 人で北海道や京都などに旅行に行っていました。しかし、生活保護受給後は 1 度も旅行に行っていないです。

(5) その他の趣味

私が 30 歳代のころですが、お花を活けたり、絵を描くことを趣味としていました。しかし、生活保護を受けた後は、お金がなく、家の庭にある木の枝を切って活かしてみる程度で、それ以上のことは全然やっていません。

8. 人とのかわりについて

私が定期的に人と会うのは、近所の友達 1 人と生活保護などの生活困者の支援グループ「新座生活と健康を守る会」の会議くらいです。

13

した。

第 5 まとめ

私は、生活保護を受給し始めて、あまりの保護費の少なさに愕然とし、まず真っ先に趣味である新聞、旅行、映画、生け花などは諦めました。私の場合、猫を飼っており、猫は家族同然の存在ですので、猫のえさ代などを減らすことはできませんが、生活保護費の中で、猫にかかる費用以外は、ほとんどが食費と水道光熱費に回している状況です。ですので、下着や衣類も中々買う余裕はなく、趣味は更に先の望みになっている状況です。

生活保護を受給してから 20 年以上が経ちましたので、ある程度いまの低い生活保護費に慣れてしまった面はあります。しかし、慣れたと言っても、これまで述べたように相当無理をした上での話ですから、やはり生活保護費はもっと上げて欲しいですし、元々低い保護費を更に引き下げるのは到底納得できません。生活保護を受給してから、希望が持てない日々が長年続いているように思えます。自分のことだけでなく、他の方々のためにも生活保護制度が生きる人の希望になるような制度になって欲しいと心から願っています。

以上

15

1. 原告団長の八木明です。私は大正 15 年 5 月 29 日生で 97 歳です。

2. 平成 25 年からの生活保護基準の段階的切り下げを本当に許されないの思いで、この裁判の原告団団長をつとめています。結審にあたり、原告団団長として意見を述べます。

3. 私が生活保護裁判の原告となるのは、生存権裁判とこの新生存権裁判の 2 回目です。

第 1 回目の東京生存権裁判は、平成 16 年から高齢加算の段階的削減に対する闘いです。5 年間にわたる長くて厳しい闘いでした。東京生存権裁判は平成 19 年 2 月 14 日に東京地方裁判所に提訴しました。私は平成 20 年 1 月 28 日に、この同じ 103 号大法廷で原告本人尋問としてお話をしました。私は、生活の実情や「厚生労働大臣は生活保護法 56 条を守って欲しい」と話しました。被告の代理人からは、家族のことや「生活と健康を守る会」の活動のことなど嫌がらせとしか思えない質問を受けました。

東京生存権裁判は、東京地方裁判所、東京高等裁判所と闘いますが、最高裁判所第 3 小法廷は上告を受理したのですが、平成 24 年 2 月 28 日に上告棄却の判決を言い渡しました。

東京生存権裁判最高裁判所判決は高齢者の生活の実情をかえりみないので、はらわたが煮えくり返る怒りの気持ちで一杯です。

ただ、東京生存権裁判最高裁判所判決は「厚生労働大臣は専門家の知見を尊重すべきである」としたことなど、この新生存権裁判（いのちのとりで裁判）の闘いの基礎になっています。東京生存権裁判最高裁判所判決は、私たち高齢者が命をかけて闘って得たものです。裁判長と裁判官には、東京生存権裁判最高裁判所判決を、表面的な言葉ではなく深く理解して、この新生存権裁判に生かして頂きたいと思います。

また、生存権裁判の闘いの中で、高齢加算と一緒になくされた母子加算を復活することができました。若いお母さんの隣に小さなお子さんが心配そうな顔で座っていたのが今でも忘れられません。たくさん子どもたちを救うことができたと思います。5 年間にわたる長くて厳しい闘いをして

16

籍簿謄本の作成の作業をしました。

その後、昭和 19 年 9 月から、調布市にありました東京重機工業株式会社という会社の勤務課に勤務しました。東京重機は軍需工場だったので閉鎖になりました。私は、会社の残務処理のメンバーに選ばれて、昭和 23 年 5 月まではそこで働いていました。

8. その後、北海道に引っ越し、函館市と札幌市で暮らしました。その間、結婚と離婚、再婚をしています。子どもは息子と娘 2 人の 3 人おり、今一緒に暮らしている娘は、前の夫との間の子です。

再婚した夫の父の八木彦内（ひこない）は、高等検察庁の退職後に札幌市で弁護士をしておりました。私は八木彦内弁護士の法律事務所でも働きました。

この義父が亡くなったのを機に、札幌の家を引き払って上京しました。

9. 上京後の生活をお話します。

私は 27 歳ごろから原因不明の鼻血や下血の異常出血を繰り返していたのです。大森にある赤十字病院で検査を受けとき、広島で黒い雨に打たれた人の衣服を洗ったことがあると話したら、原爆の第三次感染ではないかと言われ、再生不良性貧血との診

断を受けました。この病気は国指定の難病です。肝炎になり、頭髮も抜け落ちる症状の中で、体調の良い時に働き、子どもを育て、50 代後半までの間に 20 回も入院を繰り返しました。

夫はサラリーマンをしていましたが、若年性高血圧症で、40 代半ばから心臓の病気で入院を繰り返すようになり、会社勤めができなくなりました。経理の仕事をしていたので、自宅で経理の仕事をやっていたのですが、あまりお金になりませんでした。

同居している娘は体調が悪いです。

10. 私は身体の許す限り働き、仕事をいくつか掛け持ちをして、60 歳ころまでは、経済的にはなんとかこなしていました。不動産の営業の仕事をしていたこともあります。

こうして病気がちの夫を抱えながらも仕事をかけもちしてそれなりにやっていたのですが、生活が厳しくなったのは、夫の母の入院と夫の入院が重なったころからでした。そこからどんどん苦しくなっていたので、そのお話をします。夫の母は裕福な家の子女でした。弁護士の夫が救命中から、別居して単身東京に住んでいました。その夫の母が病気になる入院したのです

18

本当に良かったと思います。

4. 国の高齢者いじめは本当に許せません。

平成 16 年からの高齢加算の段階的削減では 1 か月 1 万 7,000 円が削減されて、収入が 20 パーセントも減らされました。この裁判で闘っている平成 25 年からの生活保護基準の段階的切り下げで、平均 6.5 パーセント、最大 10 パーセントも収入が減らされました。

そして、平成 30 年 10 月からの生活保護基準の段階的引き下げで、収入がまた 5 パーセントも減らされました。

裁判長と裁判官の皆様、想像してみてください。生活保護を受けている高齢者が、収入を 30 パーセントも減らされたのです。30 パーセントも収入が減られて生きていけますか。

しかも、生活保護を減らす理由は全くなく、厚生労働省は、ただ、自民党の「生活保護を 10%引き下げる」という平成 24 年総選挙政策に従ったままでのです。

本当に許せません。

5. それでは、これまでの人生と生活の事をお話します。

現在、都営住宅で娘と 2 人で生活保護を

利用して生活しています。夫は平成 17 年に亡くなりました。

6. 私は大正 15 年に北海道の函館市で生まれました。6 人兄弟の長女でした。一番下の次女とは 18 歳の差であり、弟や妹が母親のように頼ってきたことを覚えていました。

父は日本水産株式会社に勤務し、北洋漁業で船の機関長をしておりました。北洋漁業の全盛時代でしたが、その反面、昭和の不景気でホームレスの人々を増やした時代でもありました。私は函館で育ちました。

高女 2 年の時、それはそろそろロシアとの関係で北洋漁業ができなくなる頃でした。小笠原諸島の父島に日本水産の捕鯨会社があり、私たち家族は引っ越しました。私は東京都小笠原父島尋常高等小学校高等科 2 年生に転入しました。師範学校の受験勉強もしましたが、父は海軍省に徴用され硫黄島に行ったため、村立家政専門学校に入学し、2 年で卒業しました。卒業後に父島村役場に勤務をしました。

7. 太平洋戦争が始まり、昭和 19 年 7 月に私、母、第 4 人、妹 1 人の 7 人で東京に引き揚げました。引き揚げ後には、父島村役場が全焼したため、東京都庁で島民の戸

17

が、病院では借金して高額な個室に入っていたことを後になって知らされました。その借金を私たち夫婦で返すことになりました。

夫は、先ほど言ったように病気がちであまり仕事をしていなかったのですが、ちょうど夫の母と同じ時期に入院することになりました。

このため、一時期に支払うお金がかさみ、生活が本当に厳しくなりました。

このとき私は、役所の中の消回連という団体が活動していたのですが、見かねた同僚が、都営アパートの募集が出ているよと強く勧めてくれ、応募し運よく当選しました。それ以来現在に至るまで同じ所に住んでいます。

11. こうして家賃は減らすことができたものの、生活が苦しいのは相変わらずでした。68 歳からはアパートの近くの日活撮影所で清掃の仕事をはじめ、73 歳まで掛け持ちで働いていました。

それでもなお生活が苦しかったので、アパートの家賃を減らして貰えないか住宅局に相談に行った折に、「生活保護を利用したら？」と教えてもらいました。

急いで書類を整え生活保護を申し込み、平成 12 年 9 月、74 歳の時から、夫、私、

娘の 3 人の家族で生活保護を利用することになりました。

12. その後、夫の体調は良くなることなく、家でもほとんど寝たきりの状態になった末に、平成 16 年に最後の入院をし、平成 17 年に亡くなりました。

生活保護を利用し始めた当初は、高齢加算があり、夫と自分の 2 人分 3 万円程度で、なんとかやっていけました。平成 16 年から段階的に切り下げられましたが、それでも高齢加算があったから、なんとか夫の入院生活も乗り越えられたと思います。夫が亡くなった後、平成 18 年には高齢加算はゼロになりました。高齢加算がない今だったら入院の夫を抱えてとても生きていけなかったはず です。

13. 現在は、倅約を工夫しながらつつましく暮らしています。保護費として振り込まれるのは毎月約 5 万円前後ですが、ここから毎月 3 万 5 千円だけ現金でおろします。残りは公共料金の引き落としがあるので、口座に残しておきます。

14. 戦前の生活を知る私にとって、倅約は当たり前のことだと思っています。生活保護の財源は税金です。

19

節約するのは食費しかないので、例えば高い刺身のバックではなく、安い時にイワシやアジなど、自分でさばいています。何通りもの料理になります。おいしい肉は高齢加算廃止前かなかなか食べられませんでした。高齢加算廃止後は全く食べられず、安い鶏肉や挽き肉を買うのがせいぜいです。

衣類は、20 年以上前の服がほとんどです。歳とってだらしない格好をしているのは嫌なのですが、普通の服を買う余裕はないので、まめに糊付け、アイロンがけをして着るようにしています。60 歳を過ぎてから更年期障害になって汗をかきやすくなったのですが、下着も毎年買っているわけではありません。ほころんでも我慢をして着ています。

寝具は生活保護を利用してから買い換えています。

大きなものが壊れたとき、たとえばクーラーや風呂釜の修理が必要になったときは、非常に困ります。現にクーラーが修理しても使用できず、そのままの状態で飾り物です。古い冷蔵庫を使っていたが冷たくならないので、平成 18 年、単身用の冷蔵庫を 4 万円くらいで買いました。冷蔵庫は生活必需品なので保護費から出るのはとケースワーカーに聞いたのですが、出

ないという答えでした。当時の残っていた夫の香典と妹から 2 万円を借りて買うことにしました。テレビはありますが、寿命で時々見られません。新しいテレビを買う余裕はありません。我が家にはラジオはありません。家の中から文化がまた一つ消えてなくなったということです。

私は習字が好きです。絵にも興味があります。しかし、何かしようするとお金がかかります。サークルやお茶の会、絵を描く会を婦人団体で立ち上げてきましたが、私自身は参加していません。新劇も好きなのですが、何十年も行けていません。映画や演劇を映画館や劇場でみたことはありません。

15. 私は都営住宅の自治会の防災部副部長を 18 年ほどつとめたことがあります。自治会の人の葬式だと出ざるを得ません。自治会役員として出席する時は自治会会計から香典を包めば良いのですが、個人として出席するときは、2,000 円から 3,000 円を包んでいました。時にはお金のない者同志相談して 1 人 500 円ずつ集めて皆で出ます。本当に近所のお付き合いも義理をかくことも多々あります。悲しいですね。

都営アパートの生活は、いつも近所の人たちとの交流があります。魚を安く買った

らおいしく調理して、アパートの住人で分けて合って食べます。たとえば近所の方が「ぶり大根を炊いたからどうぞ」と持ってきてくれます。実家が米どころの人はお米を持ってきてくれます。自分のところでいなくなった物も交換します。どこそで何々が足りないという声があれば、みんなが声をかけあって服や布団、暖房なども手配します。助け合いもします。

16. とはいえ生活保護での生活は大変だと思うことは、当然あります。たとえば独身で付き合いのない人は、うちのように物々交換もないので、大変だと思います。また、お金がないなりに工夫して生活をしているとはいっても、保護費は「必要なものだけ」で消費されますので、読みたい本もあきらめる、映画や芝居を見にいったりもできない、ということもあり、文化的水準が保てないことは残念です。これは国の厳しい政策だと思っております。

減額するという前に、生活保護の生活の実態がどういふものかということかをよく分かってもらいたいです。

17. 私は、この裁判に参加して率直な気持ちは、厚生労働省の方たちは底辺の人のことを考えていないということです。国

は、この裁判で、こちらからの「どうして保護基準を下げたのか」という質問に答えていません。私はそれを見ると本当に不思議なのです。質問に答えられないのに、どうして保護基準を下げたのか、税金をどう使うか考えているのか、「財政削減」をするためにどうして底辺で暮らす人に負担を押し付けたのか。国のすることだからって黙って受け身ではいけないのの思いが強くなります。

18. 私は本当に戦争中から戦後にかけて頑張ってきました。この年になって事情があって生活保護を利用しなければならなくなったけれども、なぜこのような形でいじめられ、苦しい思いをしなけいばいけないのか。青春時代というのは本当に戦禍のなかでした。今、年を取ってから、すごく情けない思いをしています。

19. 私は生活保護を利用するようになってから、家にある六法全書を見て、生活保護法の勉強をしました。生活保護法 56 条に書いてることが私はすごく気になります。生活保護法 56 条は「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。」と書いています。東京生存権裁判最高裁判所

判決は「生活保護法 56 条は高齢加算削減には関係ない」と言いましたが、56 条の条文には「不利益に変更されることがない。」とはっきりと書いているのですから、最高裁判所の判決は間違っていると思います。厚生労働大臣は、この 56 条を守って頂きたい。

20. 私と娘は、何年間も外食していないので、何がおいしいのか、外食の味を忘れてしまい、自分で何がおいしかったのか忘れてしまいました。こんなみじめなことってあるでしょうか。

21. 義父の八木彦内弁護士は、秋田県の裁判所に出かける当日、私に此の言葉を残しました。「医は仁術なり。法も又然り。」私はこの言葉の意味を最近やっと理解をしました。「仁とは思いやりの心」なのだと。裁判長と裁判官には「仁」という「思いやりの心」で判決を出して頂きたいと思います。

22. 自分たちは、生存権を守るために憲法 25 条、生活保護法 56 条を武器として手にとりました。

私は東京原告団の団長として、裁判長と裁判官には生活保護利用者の生活の実態を理解していただき、解決の道を開く勝利判決を東京原告団と共に迎えたいと思っています。宜しく願いを致します。以上です。

【神奈川】匿 名（女性・50 代）2024 年 9 月 10 日（東京高裁）

1. 2015 年に横浜地方裁判所に提訴したこの裁判も 9 年目を迎えました。2019 年に横浜地裁でも意見陳述をしました。あらためて、私たちがどのように生きてきたのか、今どのような暮らしをしているのかを、少し長くなりますが裁判官に聞いていただきたいと思います。

2. 私は、2002 年 4 月から生活保護を受けるようになりました。夫の事業がうまくゆかなくなり生活が成り立たなくなって、子ども 3 人をおかえて離婚しました。当時長男は中学校 2 年生、長女は小学校 5 年生、次女はまだ 2 歳でした。私は次女が保育園に入れなかったため働くことができず、生活保護を受け子どもを育てました。翌年には保育園に入れたのでフルタイムで働きながら、生活費の不足分は生活保護を受けて子育てをしてきました。

3. 現在、子どもたち 3 人はみんな働いており、独立して家を出ています。私は自らの経験から、自立して生活できる仕事に就くためには何か資格をもって手に職をつけることが大切だと、常々子ども

たちに話してきました。ですが、生活保護を受けながら子育てをし、教育を受けさせるお金を捻出するのは本当に大変なことです。特に長女と次女を私立の学校に行かせるのはすごく大変なことでしたので、そのことをお話ししたいと思います。

4. まず長女です。長女は中学のうちにトリマーになりたいとの夢を持ち、中学卒業後は茨城県つくば市にあるトリマーの資格と高卒資格の両方をとれる私立の専門学校への進学を希望していました。3 年制の学校で、相模原から通うには遠すぎます。通うとなれば、長女はつくば市に転居することになります。学費、家賃、生活費を合わせるとものすごい金額になります。進学させるためにはまとまったお金を借る必要がありましたが、生活保護受給者が借金をすることは許されていません。私は、どうか利用できる制度がないかと調べに調べ、母子寡婦貸付制度という制度なら利用できることが分かりました。

ですが、制度を利用する前に生活保護課の担当者の偏見を乗り越えなければいけませんでした。担当者の方は、生活保護を受

けている家庭の子どもが進学するなんておかしい。仮にするとしても当然公立の学校にすべきだ、という考え方でした。そもそも母子寡婦貸付制度の存在すら知りませんでした。私は、子どもが望む教育を受けさせることが絶対に必要だと確言していましたので、頑なに私立への進学を認めようとしない担当者に理解してもらおうと、粘り強く交渉しました。担当者が最終的に出した条件は、いざという時に教育費を代わりに支払ってくれる人を見つけて、その人名義の400万円が入っている通帳のコピーを提出しろ、というものでした。私は多くの人をお願いをし、その中で学校時代の友人が親切にも協力してくれました。それでようやく母子寡婦貸付制度を利用して長女を進学させてもよいということになり、教育資金を借りることができました。2007年のことでした。足りない分は、それまで生活費を切り詰めて手をつけていなかった長女の児童扶養手当と児童手当などで支払いました。

長女の分の教育資金は2010年12月から返し始め、約10年間かけて2020年秋に返し終わりました。

5. 次に次女です。次女は保育士を目指していましたので、2015年に幼児教育コー

スのある高校、2018年には3年制の専門学校に進学させました。いずれも私立です。二女の時もやはり母子寡婦貸付制度を利用し、足りない分は貯めていた次女の児童扶養手当・児童手当などで支払いしました。専門学校に進学した次女は生活保護が受けられなくなったので、生活保護の金額は激減しました。実際には専門学校入学から4年間は一緒に住んでいたため、その間は、私のお給料と大幅に減額された生活保護費、そして次女のアルバイト代月3万円で2人分の生活費をどうにかやり繰りしました。

次女の教育資金は今も返済中で、2031年5月まで返済が続く予定です。少なくともそれまでは、今の切り詰めた生活が続くだろうと思います。私は2018年末から副腎機能が低下する病気になり現在も定期的に通院していますが、ずっと2か所のパートをかけ持ちしながら働いており、頑張つて完済するつもりです。

6. 私は、子どもたちに教育を受けさせるために、あらゆる手立てをつかって工夫し切り詰めてきました。横浜地裁で意見陳述をした2019年はコロナ前でしたので、今とは物価状況がずいぶん違います。2019年当時までの状況と現在の状況を比べなが

ら、これまでどのように切り詰めてきたかを話します。

食費を切り詰めに切り詰めているのは今も同じです。2019年には見切り品で半値以下のパンや野菜を買っていましたが、パンは特に値上がりがひどく、今では見切り品でも100円を超えますので買えなくなっていました。食パンだけはかうじて買っていますが、以前は1袋78円で買っていたものが今は安くても138円以上です。1ケース10個入りの卵は、以前は100円以下で買えましたが、今はそんなに安いものではなく、140円以下を目安に買っています。肉は以前は格安の物を買っていましたが、値上がりがひどく、今はほぼ買わなくなりました。今、介護のために戸塚に住む母のところへ週4回ほど通っていますが、母が食べ残した冷凍ご飯やおかずは捨てるのではなく私が食べています。

公共料金でいうと、水道料金を節約するために、スーパーマーケットで提供している無料の水をポリタンクに入れて家に運んで使っています。ガス代は2019年には月3,000円程度だったのが今は5,000円ぐらいにかかっています。特に高くなったのは電気料金です。以前から夏でもエアコンはあまり使わないようにしていましたが、あまりに暑い日には子どもが眠れないので寝

ている間もつけておくこともありました。それで電気料金は月7,000円程度でした。今は、エアコンは1日2、3時間しかつけません。夜通しつけるようなことはとてもできません。それでも電気料金は今は月1万円を超える月もあります。電気料金は本当に高くなりました。電気・ガスが自由化になったので、少しでも料金の安い会社を探して契約するといった工夫をしています。

電化製品は高すぎてとても買えません。壊れても買い替えは無理です。これまでに洗濯機、電子レンジ、扇風機といったものもこれまでに壊れてしまいましたが、息子が働いている運送会社で廃棄品を息子がもらってきてくれました。本当に助かりました。今はクーラーがゴーゴーと大きな音を立てようになっていますが、買い替えのための補助制度がないので、壊れないかとびくびくしながら過ごしています。

7. 今、子どもたちが3人ともそれぞれに夢をかなえて自立し、それぞれ生き生きと幸せに暮らしていることは、私の誇りです。挫けず頑張つて本当によかったと思っています。

長男の夢はトラックの運転手でしたので、そのために工業高校に進学しました。

24

25

ですが、2005年に中途退学してしまい、中退後も色々あったのですが、2008年に運送会社で働かせてもらえることになりました。その社長はすごく長男に親身になってくれ、長男は社長にお金を借りて大型車両運転免許を取り、大型トラックの運転手として働くようになりました。長男は今もその社長と一緒に働いています。結婚して家庭をもち子どもがいます。

長女も夢をかなえ、資格を取ってトリマーとして働いています。結婚して家庭をもち、今は充実して働きながら子育てをしています。

次女は専門学校を卒業後、3年間は障がい者の就労支援施設で働き、今は目標だった保育士として働いています。2年前に家を出て独立しています。

私は、私と子ども達が生きることを可能にしてくれた生活保護制度に大変感謝しています。感謝しているのは子ども達も同じです。資格まで取らせてもらえ、今その資格を生かして働けていることを子ども達それぞれに感謝しています。とはいえ、元々限られた生活保護費のなかで、子ども達に望む教育を与えることは決して簡単ではありませんでした。生活を切り詰め、工夫し、努力をしてきてどうにかやり繰りしている中で何度も生活保護が引き下げられ、

本当に苦しい思いをしました。この訴訟を提起した後も2018年から2020年にかけて引き下げが繰り返され、計3,000円近くも減額されてしまいました。一方で、コロナ以降の物価の激しい上昇にもかかわらず、それに対応した保護費の引き上げは一切ありません。今も生活は苦しくなっていく一方です。

私は何とか子どもが望む教育を受けさせることができましたが、幸運にもめぐまれた数少ないケースであると思っています。もちろん私は必死になって努力しましたが、それでも周りの人の助けがなければ心が折れて諦めてしまっていたかもしれせん。

今の制度では、ほとんどの家庭は子どもが望む専門学校や大学へ進学させることはできません。といいますのは、専門学校や大学に進学すると、まだ学生で収入もないのに生活保護が打ち切られてしまいます。学費の捻出だけでもものすごく大変なのに、生活扶助がなくなり、健康保険料や医療費がかかるようになります。何重にも経済的負担が増してしまうのです。これではとても安心して進学の道を選ぶことはできません。生活保護を受けている家庭の子ども達にも教育を受ける権利があります。今の状況が少しずつよくなり、みんなが望む

教育が受けられるようになってほしいです。度重なる生活保護の切り下げは、ますます進学の道を選ばなくさせるもので絶対にやめてもらいたいです。このような思いで、私はこの裁判の原告に加わりました。横浜地裁では嬉しい結果となりましたが、国がその結果を受け入れてくれていないことはすごく残念です。東京高裁でも私たちの請求をぜひとも認めていただきたくお願いし、私の意見陳述を終わります。

26

27

【石川】高野 等（60代）2025年2月3日（名古屋高裁金沢支部）

2014年10月15日、金沢地裁に訴えを起こしてから24回の期日を経て2021年11月25日金沢地裁で判決が言い渡されました。私は、一審判決に納得できず高裁の判断を仰ぎたく控訴いたしました。特に私が原告になった原点であるデフレ調整の判断では「基準部会の検討がなくても問題ない。切り詰めた生活の中でも食事の内容が、社会的に、許容し難い程度ではなく嗜好品への支出がある者もいる。」ということでした。ですが、このことは憲法25条の健康で、文化的な最低限度の生活保障を否定することだと思います。生活保護利用者は、ただ静かに何もせず死を待ってはいけいよいののでしょうか？生活保護基準は、47の様々な制度に運動しております。2013年の生活保護基準引き下げにより生活保護利用者である国民約62人に一人が影響を受けました。

また制度の運動により、3千万人の国民に何らかの影響があったと言われています。私は2012年から、5年間生活保護制度を利用し、現在は厚生年金を主たる生活費として日々暮らしています。私はあらためて月、約6万円での程度、生活できるか試してみました。食料費、公共料金、通信費、その他、特に世界的な異常気象、ウクライナ紛争、

原油高、円安等で食品の大幅な値上がりが続きとても6万円では生活できませんでした。私は、地裁意見陳述でも申し上げましたが、5kgの米を2か月以上もたせようと5分粥、7分粥にしましたが持ちませんでした。2013年からの生活保護基準引き下げは、現政権の2012年第46回総選挙の生活保護費10%削減の選挙公約実現の為、今までにない手法を用い実行したものです。

私は、物価偽装までして生活保護基準を引き下げた行為を容認した金沢地裁判決を受け入れることはできません。また金沢地裁判決は、福岡地裁、京都地裁判決のコピペ判決ではないか？と言われています。このことは国会でも取り上げられ最高裁調査官代理の門田友昌氏は、コピペに共通の誤字があることを認め「国民の皆様の疑念を生じさせる事態となったことについて、裁判所の信頼を揺るがしかねないものとして重くうけとめている。」と答弁されました。

最後に政府与党が自らの政策目的を実現させるため極めて不適切に統計を加工利用し生活保護基準という国の根幹というべき政策決定に直結させるという最悪の統計不正を行った。こんな政策決定を司法が許せば、統計不正による政策決定が様々な場面

で行われるようになります。国の政策決定のありかたそのものが問われる裁判であり多数決原理では、決して奪えない価値があります。法を根拠にそれを守る。司法の存在意義は、ここにごさあるのではないのでしょうか。

どうか生活保護利用者の生活実態を見ていただき丁寧な判断をお願いいたします。

28

29

【三重】加藤 則生（70代）2014年●月●日（審査請求）

わたしたち夫婦は2階建ての小さな借家に住んでいます。

津市のうなぎやの出前をして働いていましたが、脳こうそくて倒れ、足も骨折して車イスとなって働くことができず生活保護をうけるようになりました。

お風呂はあります。ガス代が高いので週2回にしています。

食事は薬を朝、昼、夜と3回飲まなければならぬので3食食べますが、昼はおにぎりになっています。朝はごはんのみそ汁だけです。夕食のおかずは、安いものを買ってきて作っています。たまごをかけて食べることが多いです。

私は脳こうそくを患い、杖で歩くのがやっとです。外は危ないのでほとんど出ません。

妻も足腰が痛くて、あまり仕事はできません。月に1万くらいのパート収入があります。

服は昔に買ったものを着ています。冬の暖房は、灯油温風機を使っています。朝は少し使い、暖かくなったら切つて、衣類をたくさん着ます。夜、寝る前に少しつけて早く寝ます。

夏は、エアコンの除湿で電気代が安くなるようにしています。扇風機で暑さをしのぐことはできます。2階は物置にしています。母の葬式は、身内にも知らせずこっそりしました。お金がなかったので親せきにも近所にも知らせませんでした。身内や近所とも付き合いをしていないので困ったときにだれも相談する人がありません。

昨年8月に続いて今年4月も保護費を減らされ、どうして生きていけばいいのですか。

生活保護担当している職員のみなさんも、いまの生活保護費で生活してみてください。

本当に苦しいです。それだけはわかっていただきたいと思います。

【滋賀】野村 由徳（83歳）2024年3月22日（大阪高裁）

私は1971（昭和46）年、22歳の時にそれまでの勤務経験を生かして建設設備（電気）製図（写図）業で独立しました。

その後、コピー機の発達と、1991年ごろからのバブル崩壊で受注先の倒産により受性が家減し、自分自身も開業時の開業資金等の負債を抱え連鎖倒産しました。

倒産後、借金取りに追いかけられながら、派遣労働や警備会社でのガードマンなどで生計を立てていました。

1996（平成8）年、うつ前と診断されて就労できず、忸怩たる思いで生活保護を申請し今日に至っています。

私の場合2013（平成25）年8月、1350円、2015（平成27）年4月は1740円、それぞれ前月比で減額されました。

一か月千数百円ですが、我々生活保護利用者にとってはほぼ1日分の食費に相当する額です。

私は、生活保護利用当初は「最低生活」とはこれほど我慢をしなければならぬものかと、情けない思いでいっぱいでした。

風呂はほぼ入れず、夏冬に関係なくシャワーにして、水道、ガス代を節約しなければなりません。知り合いの保護使用者は一年

中半身浴です。

何か特別に欲しいものがあるときは、食費を削ることが多くの生活保護利用者の実態です。

私は、2013年の保護費引き下げ前は食費を節約して、3～4か月に一回くらいの頻度で、お経の勉強会に行っていましたが、引き下げ後はお経の本が買えない、会費が払えず行けなくなりました。私の唯一「文化的要求」を絶たざるを得ませんでした。

母親の葬式に行けず、それが原因で兄弟、いとことは絶縁状態です。

そのような事象は、言い出せばきりがありません。

それでも「国や市のお世話になっているので、やむを得ない」と自分で自分を納得させていました。

しかし、私は憲法第十三条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と。憲法第25条2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と

30

31

言うのは国の責務で、生活保護利用者であっても保護してくれる。それらの規定をよりどころに一番で頑張ってきましたが、私たちの訴えは容認されませんでした。

一番は提訴から 10 年弱の日時を要しました。その間、仲間は 4 人が判決を待たず亡くなっています。

この種の裁判は、全国 29 地裁で 30 件の訴訟が提起されています。

国の政策の是非を問う裁判で、そう簡単に勝てるものとは思っていませんでしたが、2022 年 5 月の熊本地裁での勝訴以後、勝訴判決が続き 7 月時点で、地裁判決では 17 件、高裁でも 1 件の勝訴判決が出され、裁判所の判断の流れが大きく変わってきていると感じています。

名古屋高裁では、私たちの主張を 100% 容認する判決が出されました。一番敗訴の名古屋高裁での勝訴は、私たちに大きな希望を与えて頂きました。

私たちは、生活扶助費の引き下げについて、福祉事務所からは、その理由については一切きかされていません。裁判に訴えることになってはじめて、2013 年の引き下げが、①専門家（社会保障審議会生活保護基準部会）を無視したこと。②これまでの保護基準の改定は、物価を基準にしていないにもかかわらず、物価を考慮したこと。③そのデフ

レ調整の起点を、物価高騰の平成 20 年にしたこと。④物価下落が大きくなる計算方法を使ったこと。⑤ゆがみ調整の数値を恣意的に 2 分の 1 処理したこと。⑥ゆがみ調整に加えデフレ調整を行ったこと。⑦生活保護利用世帯への影響の重大さを考慮していないことなどを、弁護士や支援団体の方々から教えて頂き、生活保護利用者とはいえこれは重大問題だと思いました。

大津では、2018 年の引き下げに対する行政不服審査において、滋賀県審理員も行政不服審査会も、「不利益処分に対して行政手続法による文章での通知が行われていない」と、審査請求を容認しています。

よって、この件については、実質的にも、手続的にも不当・違法であると考えています。

最後に、憲法第 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とされ、この裁判もそこに依拠しています。

私は、生活保護制度を利用して、自分で努力して最低限度の生活を維持していますが、その前提である「健康で文化的な」最低限度にはなっていません。

私は先にも述べましたが、2013 年の保護費引き下げ以来お経の勉強が出来ず、自分なりに文化とは無縁になりました。

【京都】森 絹子（79 歳）2022 年 7 月 17 日（大阪高裁）

私は今日、喜びとともにこの場所にいます。その訳は後でお話しします。はじめに、私の生活についてお話しします。

私は、自身の年金で足りない分を生活保護費として受け取っています。光熱費や携帯電話の通費等は口座引き落としにしています。生活のためには 5 万円引き出し、そこから自治会費や新聞代、雑費などを除くと、毎月の食費は月 3 万円以下にしなければなりません。

食費をおさえるためにあらゆる工夫をしてきました。新聞の安売りチラシをチェックして自転車で買い物に行く、農家の無人販売所を自転車でまわる、曜日限定の直売所に自転車で行く、豚肉は安い部位・安い産地のものが出ている時に買う、清涼飲料水はペットボトルでなく水に溶かす安い粉末を買う、ほとんどが自炊で献立を工夫する・・・など、言い出すときがありません。

他の人が何気なくしていることが全くできません。これだけでも、食べるため・命をつなぐためにお金を使ったら、もう手元には残りません。

そして、これだけ工夫していても、できないことがあります。エアコンは、今年のとても暑かった 6 月の時でさえ 1 日しかつけませんでした。それ以外は換気だけで過ごしました。音楽が好きで、働いていた頃は音響機器を置いて自宅で音楽を楽しんでいましたが、今は音楽のためにお金を使うことはできません。花が好きで、季節のお花を購入して楽しんでいましたが、今はお店できれいな花に出会っても、食費のことが気になりますので、まず買うことはできません。服が好きでおしゃれを楽しんでいましたが、人と会う時に少しおしゃれをしたいと思います。新しい洋服を買うことは何年もできていません。バザーなどの古着を 200 円～300 円で買うくらいで、本当にささやかな買い物です。インターネットのプロバイダ料金月 3,000 円が払えず解約しました。どうしてもやりくりできない時は、新聞購読をやむなく一時停止してもらってしのぎます。生活保護になってから、新品の家電は一切買えません。地デジに切り替わる時だけは、テレビが映らなくなってしまうので、中古店で探してテレビを買いました。私の生活ぶりを心配した友人が中古の家電を譲っ

32

33

てくれたこともありました。

生きるだけ・食べるだけでお金を使い切ってしまうのです。

今は身体が動いて、自転車に乗れます。だから自転車で行ける範囲に出かけて食費をおさえる工夫ができます。しかし、毎月の生活でお金が底をつきている状況で、もし自転車がパンクしたら、もし故障したら、修理代が出せないという不安がずっとあります。働いていた時に買ったエアコンはもう 10 年以上使っています。もし壊れたらという心配がぬぐえません。

これが私の生活です。健康を考えるだけで精一杯で、文化的な生活というのはありません。

私は、京都の裁判所で、私のありのままの生活実態を訴えてきました。京都の判決をみて、私は、これだけ工夫して今の状況なんだという私の気持ちを、裁判所が本当に聞いてくれたのかなと思いました。この生活をしたことがない人には分かってもらえない・分かろうとしてもらえないのかなと思いました。あなた今生きているじゃない、死なずに生活できているじゃない、と表面だけ見られてしまうのでしょうか？

7 月 5 日の新聞に、前大阪高裁長官で、最高裁判所判事になられた尾島明さんの記者会見が紹介されていました。尾島さんは、会

見で、国民の信頼を得られる仕事が見たいと抱負を語っておられました。私はこの記事を読んで胸が熱くなりました。切り抜いて大事に保管しています。

私や原告の方々の生活を、実感として理解できなくても、せめて私の話を聞いてほしいのです。今までは届かなかった私の生活、想いを知っていただくことができる、今の場所がその場所だとしてきました。

そして、東京での勝訴に希望以上のものを感じました。

世の中捨てたもんじゃない。その思いで、今日喜びいっぱいでごこにいます。

私はこれまでの私の人生と、今の私に誇りを持っています。私のありのままの人生、生活、想いを裁判官に見ていただきたいです。

引き下げられた生活保護の基準は、健康で文化的な最低限度の基準ではありません。私は普通の生活がしたいです。今の普通じゃない生活を知ってください。

以上で終わります。ありがとうございます。

34

【大阪】小寺アイ子（75 歳）2020 年 7 月 14 日（大阪地裁／要旨）

私は、2015 年からこの裁判の原告になりました。裁判に参加した理由と、たたかってきて思うことをお話しします。

私は 2013 年から生活保護を利用しましたが、経済的な理由から治療を受けられませんでした。保護を利用し手術を受けることができました。保護は本当にありがたい制度だと思っています。

■保護利用者の実態を伝えたいと原告に

私は、保護の実態を訴え制度改正を求める運動に参加しました。同じ保護利用者として運動に参加していた K さんは、世間の保護制度に対する冷たい仕打ちにもたじろぐことなく、困っている現実をはっきりと訴えておられました。そうした姿を見て私も奮い立ちました。しかし、その K さんは 2014 年、自宅で孤独死されました。私は、K さんの意志を継ぎたいと考えていました。ある時参加した学習会で、「保護を受けている人は白米だけ食べられればいい」という発言があり、大変ショックをうけました。学習会に来るほど保護に関心のある人ですから、世間は

もっと実態を知らないのだろうと思いました。今回の裁判の事を知った時私は、裁判を通じて世間に保護制度や保護利用者の実態を訴えたいと思い参加することにしました。

■引き下げでゆとりのない生活

相次ぐ保護費の切り下げで、私たちの生活はどんどん苦しくなっています。節約のため、お米はまとめて炊いて、一食分ずつ冷凍しています。作り置きした同じ惣菜を 4・5 日連続で食べています。私は医師から「バランスの取れた食事をするように」言われていますが、お金が足りないのも、同じものをずっと食べるしかありません。電気代の節約のため、冬場でも暖房の温度をあまり上げずに、衣服を着こんで寒さを凌いでいます。

孫を預かった時におもちゃをねだられても数百円のおもちゃすら買ってやることはできません。一番つらいのは、生活の苦しさのために今までお世話になった人と交流することができなくなっていることです。月に 1 回くらいは、元氣な笑顔で会いたいと思うのですが、喫茶店でお茶を飲むお金もありません。香典が包めないため親しかつ

35

た人のお葬式に参列することでもできません。
これ以上保護費が削減されれば、ますます心にゆとりのない生活を送らなければならぬのではないかと不安に思っています。

■裁判通して偏見なくしたい

原告になってから、生活保護の実態や基準引き下げのたらめさを世に訴えています。マスコミでも取り上げてくださるようになり、テレビを通じて、知人の方々から「まさか小寺さんが生活保護を受けることになるとは思っていなかった。生活保護の問題は、いつ自分たちの身に降りかかってくるかもわからない問題だ」という言葉をかけてもらいました。一方で、世間の保護利用者への無理解・偏見は根強く残っています。私も心無い言葉を投げかけられ悲しくなることもあります。保護世帯の実情を、もっと一般の人にも理解してもらいたいです。
私は賛沢を望んでいません。保護利用者が心にゆとりのある暮らしができるようにして欲しいと思っています。

36

ことはできないので、いつも半額になるのを待って肉や刺身、惣菜などを買うようにしています。半額になるのを待つと夕食の時間がどうしても遅くなってしまうので、息子は時々夕食を待てずに眠ってしまうこともあり、かわいそうなことをしてしまったなど思うこともあります。

今の物価では保護費が全然足りません。自分なりに工夫をしていますが、栄養バランスの取れた食事を用意することが難しく、子どもにだけサプリメントを飲ませるようにしています。

せめて子ども達には十分な食事を食べさせてあげられるくらい保護費を出してもらいたいと思います。

38

【兵庫】山下 美枝（40代）2023年1月27日（大阪高裁）

私は、離婚後、仕事を掛け持ちしながら2歳の長女と1歳の長男を一人で育てていましたが、肉体労働での無理がたたって腰を痛め、平成22年から生活保護を受けるようになりました。

生活保護受給後も、早く保護から抜けたいと思って、腰の状態が良くなるとすぐにまた働き始めましたが、保護基準に届く給与を得ることはできませんでした。

長女は服装や持ち物が安物ばかりだったことから、小学3年生くらいから周りの子から馬鹿にされていじめられるようになりました。

中学に入学する前に基準が引き下げられたこと、期末一時金が出なかったことから、入学一時金だけでは学用品をすべて揃えてあげることができず、中学でも惨めな思いをさせてしまいました。長女は、令和元年から定時制の高校に通い始めましたが、中学時代に長女をいじめていた子も同じ学校に進学したことから、1年で退学してしまいました。長女はいじめと精神疾患の影響から精神的に不安定になり、リストカットやオーバードーズ（薬の過剰摂取）が今でも絶えません。

昨年11月頃は特に娘のリストカットや

オーバードーズがひどくて、目を離すことができず、ほとんど仕事に行くことができませんでした。

自分自身も更年期と精神疾患で体調を崩してしまい、だるさやめまいで起きられず、職場に迷惑を掛けしてしまうことから昨年仕事を退職しました。

仕事をしていると勤労控除があるので、手元に2万円くらい多く残せますが、今はまったく仕事をできる状況ではないため、その分生活が厳しくなりました。

息子は公立高校に通っていますが、修学旅行の積立金などの費用は保護費から出ません。毎月2万2,000円の積み立てがしんどく、市役所に相談したこともありますが、教育扶助の5,500円で賄ってくださいと言われてしまいました。お金のために息子に修学旅行を諦めさせたくないで、生活費を削って積み立てていますが、日用品や食品も次々と値上げされており、これ以上削れるところがありません。

野菜も果物も高くて手を出すことができません。自分のお昼ご飯をふりかけご飯だけで済ませたり、食事を抜いたりして食費を切り詰めています。

だけど食べ盛りの子どもの食事の抜く

37

【奈良】中村 誠（60代）2025年5月（大阪高裁）

平成15年、生命保険会社に勤めるサラリーマンでした。家族3人で平凡な生活を送っていました。ところが子供の教育方針の違いがきっかけとなり夫婦仲が悪くなり、そして会社での上司からのパワハラ、事務所内での集団イジメで心労がたたり極度のうつ病を患い自殺未遂そして入院し療養。退院して離婚して1人になりました。

一年半は休職し月々15万円障害手当で暮らしました。手当が切れる頃になっても病状が良くならず失業保険を受給し、就職先を探しに職安に行くと職員に私の行動言動がおかしかったので生活保護の申請をすめられて生活保護課に行きました。

生活保護課の窓口でまだ若いので働けると申請拒否されました。

それで議員さんに相談して、ようやく平成17年3月22日付で生活保護申請できました。43歳のときでした。当時は家賃扶助含め月額11万円ほどでした。

一人息子の養育費を払ってやりたくて、自分の生活費はギリギリまで切り詰めました。

しかし精神は蝕まれて躁状態とうつ状態を苦しめられました。躁状態のときは症状の影響が浪費し、オーディオ機器を買いあ

さり返済不能となり法テラス奈良に行っても破産に至りました。

生活保護費は一般の人より生活費少なく、私は家賃込みで10万円以上は受給していますが、子供への養育費を払ってやりたくてかなり切り詰めた生活をしました。

緊急にお金がいる時の為に100円貯金をして食料品の買物のおつりは必ず貯金しています。

冷蔵庫が壊れた時も3万円貯まっていたのでそのお金で買いました。

私が一番困っているのは、変形性関節症のため歩行が困難になったことです。

いま住む団地からは通院に徒歩で20分以上かかるので不便です。

病院、銀行、スーパーが近くにある団地に引っ越したいのですが家賃がわずかに上がるから引っ越しは無理だと保護課職員に断られました。私のように精神障害や身体にハンディがある者は死ぬまで不便な暮らしをしるのかと怒りがこみ上げてきます。

平成25年8月に保護費引き下げになった理由が当時の物価が下がったからだと言うのですが、価格が下がったのはパソコンなどの電気機器ばかりで、食料品が安く

39

なったわけでも、衣類が安くなったわけでもないとのこと。

私の実感として、新型のパソコンが安くなったからとか、冷蔵庫が安くなったからとかの理由で買い替えようとは思いません。一生懸命貯めてもそんなに貯まりませんから電化製品はギリギリまで使って、故障し動かなくなるまで使い安い型落ちをネットや店頭の展示品・中古品を見つけて買い替えるのです。

電化製品の金額が下がったことは私達生活保護受給者の生活に何ら影響ないです。

引き下げは数千円だと言いますが、それで困っている人は大勢います。私は時々保護受給者の方と話しますが、ギリギリの食費なので数千円下がるだけで食事の内容が貧しくなります。昨今の急激な物価上昇によりさらに過酷な状況に追い込まれています。もともと少ない保護費をなぜ下げるのか理解できません。

このように、生活保護受給は融通が利かず不自由ですが、働くことができない者にとっては大事なセーフティネットです。

じわじわと金額を削減していくことは、生活を脅かすのでやめていただきたいと思っています。

以上

40

外のお風呂に行っていますが、12 時までに入ると 520 円で、12 時を超えると 600 円になります。腰痛があり、電気風呂にも入れますので、痛みを和らげることができます。また、夏場は、待合室のようなところで涼むこともできるので、家にいるよりはよいということもあります。

夏は、人と会う前にお風呂に行くことが多いです。頻度としては、3 日に 1 回から 4～5 日に 1 回です。お金がなくなってくると、食費で調整することが多いです。人と会うときはお風呂に入ることを優先し、食事を控えることが多いです。

冬は、あまり汗をかかないので、2 週間に 1 回、病院に行く前に行く程度です。冬場は、夏場よりお風呂代がかかりませんが、その分は、食費になっていると思います。

6、自宅にテレビもありません。ラジオを聞いたり、昔買った落語のテープを聴いたりするのが私の娯楽です。

自宅の家電ですが、オーブントースターは、30 年ほどに購入したものです。

扇風機は、10 年くらいまえに、もらったものです。ラジオは、十数年前に自分で購入したものです。

7、服や下着を購入することはほとんどなく、今年（平成 28 年）の夏の短パンを買いましたが、それ以前に衣類を購入したのはずっと前のことです。衣類は、知り合いからもらうこともあり、それでかなり助かっています。

8、新聞配達には、もともと持っていたカブを使っています。しかし、ガソリン代や保険代、その他維持費が結構かかってしまいます。新聞配達を辞めてしまうほうが余裕がでるのかもしれませんが、自分で少しでも稼いで生活していきたいと思って、頑張っております。

9、生活保護基準が切り下げられました。世間では楽な生活だと思われるのかもしれませんが、実際は、決してそのようなものではありません。ぎりぎりの暮らしだったものが、今もぎりぎりの暮らしで、苦しい生活であることには変わりません。月末になると、お金のやりくりがしんどくなることが多くなった感じです。

消費税が上がったころは、食品の値段や電気代といった生活のための値段が、増税分以上に上がったと感ずることが多く、まわりの方も同じような話をされていまして。

42

【和歌山】匿名（69 歳）2016 年 11 月 15 日（和歌山地裁）

1、私は、原告の●●●●です。現在 69 歳です。和歌山市内で、一人暮らしをしています。

私は、平成 21 年 6 月から、生活保護をいただいて生活していますが、少しでも自分で稼ぐことができると、新聞配達の手伝いをしており、その謝礼としての収入が少しあります。

2、私の生活ですが、平日の朝は新聞配達をし、昼間は、生活困者の交流する団体の事務所に行っており、交流したりお話をしたりしています。

3、私の食事ですが、月曜から土曜日まで、朝新聞配達後に、吉野家で 300 円の納豆定食（納豆朝食）を食べます。それが私の楽しみです。

裁判を始めたころは、昼や夜は、買ってきたパン 1～2 個を食べたり、うどんや雑炊を食べたりしていました。うどんは、鶏肉をいれるときもありましたが、「すうどん」や「刻みあげ」だけのときもありました。雑炊は、うどんのだしに、電子レンジで温めたご飯をいれて炊いたものです。残った出汁（だし）は使い回しています。

最近、昼は、週に 3 日ほど、王将餃子 2 人前（500 円）を食べることが多いです。それ以外は、食パンや即席麺を食べることが多いです。

引き下げ前には、1 つ 100 円くらいの菓子パンを買っていたことも多かったのですが、最近、5 枚切りの食パン 1 枚にバターだけを塗って食べることも多いです。昼と夜で、合計 2 枚の食パンしか食べないということも、月に 1、2 回あります。これは以前にはなかったことです。

自宅には、冷蔵庫も電子レンジもありませんので、事務所の冷蔵庫や電子レンジを借りて食事をしています。

月に 1 回程度、サービス品の 1 房 98 円のバナナや 398 円のにぎり寿司をスーパーで買って食べるのも、楽しみの一つです。

4、洗濯機もありません。洗濯は 1 か月に 1 回くらい、まとめてコインランドリーでこなっています。

5、お風呂は、自宅に入りません。毎日していると、水道光熱費がかかりますし、洗ったりもしないといけないからです。

以上

41

10、生活保護は、最後のセーフティネットと言われていています。この裁判では、他人ごとではなく、私たち生活保護受給者の暮らしが、本当に人間らしい暮らしなのか、みていただきたいと思っています。

以上

43

【岡山】大原 三枝（40歳）2020年6月8日（岡山地裁）

1. 私は1979（昭和54）年12月11日高知県吾川郡いの町に大原壽一と大原悦子の三女として生まれました。

地元の小中学校を卒業して高知県立追手前高等学校吾北分校に入学して1998（平成10）年3月卒業しました。

2. 高校卒業後、フジボウテキスタイル豊浜工場に4年間勤めたのち、日本生命に外交員として就職したのですが、ノルマがきつく営業の仕事にも向いていないので1年足らずで退職しました。

2004（平成16）年5月から日総工産という派遣会社に就職して色々な製造業に派遣されて働いていたのですが、リーマンショックの影響で2009（平成21）年1月派遣切りにあって退職しました。

その後福祉作業所でフルーツ包装用のネットや自動車部品を作る軽作業をしていました。A型作業所のあじさいの輪に入って軽作業をしていたのですが、あじさいの輪の代表者が補助金を不正に受給していたことが発覚し、あじさいの輪が閉鎖されてしまいました。

その後、雑貨を扱っている3コインズイオンモール倉敷店のバックヤード担当として2019年7月まで働いたのですが、体調を崩してしまい退職しました。私には適応障害があり、障害者の枠で採用してもらっていたのですが、ストレスから出勤できなくなって自分から辞めさせてもらったのです。

現在、単身住所地の借家で失業保険と生活保護で生活しており、就職活動もしています。

3. 私は2009（平成21）年9月から生活保護を利用するようになりました。この年の1月に派遣切りにあい、失業保険で生活をつなぎ、さらに生命保険も解約して食いつなぎました。いよいよ生活費が底をついたので、生活保護を申請し、認められました。

4. 今住んでいる借家には3つの部屋と台所、トイレ、お風呂があります。

しかし、建物はとても古くて、壁が剥がれたり落ちたりしていたり、床が沈んだりしています。お風呂は60cm四方と狭く、

44

1mもの深さがあり、とても使いにくい構造になっています。家賃は3万5千円で倉敷市から直接大家さんに支払ってもらっています。

冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、電気炊飯器、掃除機、電気ポット、エアコン、コタツなど電化製品は一応揃っていますが、電気ポットとコタツ以外は生活保護を利用し始める前から持っているものです。

エアコンは知人が引っ越しをする折に、引っ越し先に持っていかないと言うので貰ったものです。

5. 1か月あたりの生活のための支出は、電気ガス水道等の光熱費が6,200円ほど、携帯電話の使用料を含めた通信・雑誌・新聞に1万3千円、衣料費が3～5千円ほど、交通費や生活用品が1万円ほどで、残りは食費です。

適応障害があるので精神科の病院に通院していますが、医療費はかかりません。病院まで1.2kmほどの距離があり、自転車では通院しています。

6. 収入は、失業保険が5万9千円と生活扶助費3万8千円です。2013（平成25）年の引き下げで2,080円減らされました。

7. 食事については出来合いのものを買うこともあります。最近は自炊することが多くなっています。食材は近くにあるスーパーのエブリイとドラッグストアのザグザグで購入します。売り切るために閉店時間が近くなると食材の値段を下げるので、食材が安くなる時間帯を狙うなどの工夫をしています。野菜類では安いものやしの割合が増えています。

衣類については、季節の変わり目のセールで安くなっているのを狙って購入するようにしています。下着類は1年に1度か2度購入しています。

光熱費を抑えるため、お風呂は2日か3日に一度入浴するようにしています。美容院は、千円でカットしてくれるお店に2か月に1回程度行っています。

8. 生活保護を利用するようになって以来このような節約生活を送っています。

以前はリラックマを集めるのが趣味でしたが、今はやめています。趣味と言えるかどうか分かりませがユーチューブを見て過ごすことが多いです。

外出することはほとんどありません。買い物や通院の必要があるときに外出する程度です。ただ、現在は倉敷駅前にあるハートスイッチに通ってコミュニケーション能

45

力、健康管理、パソコン技術など就労移行訓練をしています。少しでも再就職に有利になるようにするためです。

9. 2013（平成25）年の引き下げでは2,080円減額されました。2,080円といえどかなりの食材を購入することができる金額です。減額はとても痛手でしたが、何とかやり繰りしているというのが現状です。

生活保護を利用するようになる前も貧しい生活ではありました。しかし、本を読もう、外歩きをしよう、などやりたいことを考えていました。

しかし、生活保護を利用するようになってからは何かにつけて抑制することに慣れてしまっってやる気さえ起こらなくなっています。

46

【広島】中村 絹枝（80歳）2024年11月11日（広島高裁）

1. 私は、今年の6月で80歳になりました。原告代表として意見を述べるのは、今回で3回目になります。前回の意見陳述のときには、保護費が、減額される前と比べて1万円以上も少なくなりました。さらに、物価高の影響で、食料品や電気代が値上がりし、「これ以上どこを削れというのか!」との悲痛な思いを訴えました。

あれから1年8か月が過ぎた現在、保護費は、当時と比べて、1,000円ほど上がりました。

しかし、これは、まやかしだと思っています。なぜなら、保護費が1,000円ほど上がる前と後で、生活状況が良くなったと感じたことは一度もなく、むしろ苦しくなったと感じることが多いからです。

2. 前回の意見陳述の後も、値上げラッシュは続いており、今年の10月には、食料品が年内最多となる約3,000品目も値上げとなりました。何もかも値上がってしまい、主食のお米まで、今年の夏の米騒動の影響で、昨年の2倍近くも値上がりしました。郵便料金も約3割の値上げとなり、今

後どこまで値上げラッシュが続くのかと不安で仕方ありません。

前回の意見陳述のときから、さらに野菜や果物が高くなり、以前は袋詰めで買っていた野菜も、高過ぎて手が出ず、単品で買って、その単品を何日かに分けて食べています。100円以下で買える野菜が少なくなりました。果物も、おいしそうな季節の果物が並んでいても、見て見ぬふりをするしかありません。バナナでさえも1袋100円以下では買えなくなりました。卵は、10個入りが高くて買えず、6個入りで我慢しています。単価が高くなればなるほど、食べる量を減らして節約するしかありません。

3. 電気代の値上げも深刻です。前回の意見陳述では、冬の電気代が1万円を超えた話をしましたが、今年は夏の電気代も1万円を超えてしまいました。冬は服を着込んで調整できますが、夏は服で調整できないのがつらいです。地球温暖化の影響で、夏の暑さが年々厳しくなり、今年は、9月になっても真夏並みの暑さが続きました。9月下旬になって、ようやく朝晩だけ涼しく

47

なりましたが、9月の電気代も1万円を超えました。クーラーは、こまめにつけたり消したりするより、ずっとつけっ放しにした方が安いという知識はありますが、電気代が気になって、ある程度冷えたら消してしまします。夜寝るときは、扇風機で我慢していますが、寝苦しくて何回も目が覚め、熟睡できません。

古いエアコンなので、ぼちぼち故障するのではないかと不安はずっと続いています。冷蔵庫も電子レンジも、まだ持ちこたえてくれています。家電を買い直すための貯金など、する余裕はありません。

4. 80歳になって特に気をつけていることは、家で引きこもらないようにすることです。引きこもっていると、気持ちが沈んできます。また、ずっと一人でいると、認知症になるのではないかと不安もあります。

それでも、外へ出れば、心ない声をぶつけられることがあります。例えば、もらい物の服でお洒落をして出かけると、「いい恰好しているくせに、なんで生活保護受けるの」というような色眼鏡で見られることがあります。また、月に1回の通院でも、「大したことなくてもタダだから行ってるんでしょ」みたいに言われることがあ

り、深く傷つきます。それでも、心を強くして生きていくしかありません。

前回の意見陳述でも言いましたが、私は、憲法25条の「健康で文化的な」という言葉が大嫌いです。今の私の生活の、どこが「健康で文化的な」生活なのでしょう。憲法25条は、「死なずに生きられればいい」ということではないはずです。それなのに、「健康で文化的な」という言葉が、今の私の生活とあまりにもかけ離れ過ぎていて、絵に描いた餅にしか見えません。

5. 昨年10月2日に、広島地裁で勝訴判決が出ました。秋晴れのいい天気、私の心も晴れ晴れました。あの日、判決で「取り消す」という言葉が聞こえた瞬間、私たちの悲痛な叫びが届いたんだと、嬉しくて嬉しくて、涙があふれました。広島地裁の判決に、生きる勇気と希望をもらいました。

どうか、広島高裁の裁判官の皆様にも、私たちの悲痛な叫びに耳を傾けていただき、広島地裁の判決に続いて、「生活保護基準の引き下げは不当である」という正しい判断がなされることを強く望みます。

以上

48

【愛媛】中川 小夜子（76歳）2016年●月●日（愛媛地裁）

私は76才で、内子町の町営住宅で、わずかな年金と保護費で生活しています。2年半前までは自転車で行けるところにAコープがあって、夕方半額になるのを持って総菜を買うことができました。今はAコープがコンビニに変わってしまい、値引きがなくなったので食費の負担が強く、コメさえもない時もあります。

月に200円、300円の保護費引き下げが生活にどれだけ影響するか、厚労省の偉い人には想像もできないでしょう。でも、裁判官には、暑くてもエアコンは使わない、寒くても灯油が切れたら小さな電熱器を抱くようにして寒さをしのぐ、そんな私たちの現実の生活を知ってほしいのです。

この夏は猛暑で苦しかったです。エアコンが3年前に壊れましたが、電気代も余分にかかるので、買い替えずに扇風機で我慢しています。7月に地域の草引きに出た日に気分が悪くなって働けなくなり、生体会の人にボカリスエットとパンを買ってきてもらいました。一口だけ食べましたが、家に戻ってから吐いて、いつのまにか眠ってしまいました。夜になって町内会の人心配

して様子を見に来てくれたところ、テレビはついているのに応答がないということで、役場に連絡を取って合健で玄関を開けて起こされ、救急病院に運ばれました。熱中症で意識を失って倒れていたのです。あの時も、誰も来てくれなかったら、命がなかったです。

「血圧が高いのに、暑い中無理して草引きに出るからよ」と言われるかもしれません。でも、草引きに出ない家は、草引きしない代わりに2500円の負担金を出さなければなりません。私にとっては大きなお金です。更につらいのは、狭い町の小さな団地では周りの人みんなが、私が生活保護を利用していることを知っていて、何かと陰口をたたかれることです。だから、町のみんなが草引きをする日に出なかったりしたら、何を言われるかわかりません。負担金を払うことも出来ないし、体が悪くても休めず、めまいがしながらでも草引きに出るしかなく、死ぬ一歩手前でした。

大きなスーパーまでは遠くてバスもなく、タクシーでないと行けないので、保護費が出たときにまとめ買いをしに行くのですが、生活保護のくせにタクシーに乗るな

49

んでげいくださいと言われ、病院に行けば、病院代がタダだと思っいつも来ているなどと言われます。

地域で不幸ごとがあっても香典を出せないでお葬式などにも行けず、孤立しています。県外の姉が亡くなった時も、お金がなくて来られないだろうと、知らせてもらえませんでした。姉にはかわいがってもらっていたので、とてもショックでした。せめて高齢加算が廃止されていなければと、悔しい思いです。「生活保護は国民の権利」といいますが、実際は人間扱いされないのが現実です。

50

【熊本】浅井 勝也（81歳）2024年12月4日（福岡高裁）

私は現在81歳、生活保護費を受給して民間のアパートで、単身で住んでおります。

今の私の生活は、スーパーマーケットに食料品を買いに行っても2割引や半額品に手が出るのは普通になっています。

入浴も3日おき、冷暖房の使用はギリギリまで我慢して節約している状態です。

いつの間にか趣味は無くなりました。

古本屋や図書館の本を読み、脳が衰えないように人と会話して接することを心がけていますが、追い詰められている生活では健康で文化的な生活が程遠くなっております。

国は生活援助金として、小間切れに支給していますが、その場しのぎの支援で終わり、生活が上向く対策ではありません。

生活保護基準費の引き上げと夏季加算の支給、冬季加算の増額があつてこそ先の明かりが見えてきます。

熊本市や国に届かない生活の苦しさを我々原告が声を上げ、ようやく熊本地裁で勝訴したときは8年かかっていましたが、熊本市と国が控訴したため、現在、福岡高裁での裁判となり、10年目を迎えております。

当初49名の原告団も10名の人々が亡くな

りましたが、私たちの意欲は衰えてはおりません。

私は40年間営んでいた居酒屋を、首の頸椎を痛め、手足の痺れから仕事が出来なくなり、閉店して以来、生活保護費を受給しております。

受給当初は11万円でしたが、安倍政権、菅政権の時に三度にわたり引き下げられ、現在は9万6千円になっております。

食料、光熱費、家賃、携帯電話、日用品代等を支払うと、生活費は月2万5千円ほどで、一日1,000円を下回ります。

特に、最近の食料品の値上がりは我々には手が出ません。

今年は電気料金も倍に上がり、夏のクーラーを節約して我慢をしたためか、私は8月に2回熱中症になり、9月には新型コロナにもかかり、厳しい夏を過ごしました。

国は今になって、電気、ガス料金の援助手当を検討していくと言いはじめましたが、遅すぎます。

国の対策が遅れるなら、市町村の自治体で援助金を支給する等の方策はあったはず

です。その上に、米の不足と急な値上げに、生

51

活は更に苦しくなり、ひもじい思いになお
拍車が掛かっています。

そんな時に、俳優の菅原文太さんは、戦争
は絶対にしてはいかん、国民は飢えさせた
らいかん、と自らの体験を通して我々に最
も解り易い言葉を残して逝ってくれました
が、今まさにその思いをしています。

私たちが保護費を受給する以前には、そ
れぞれの職を持ちながら働いて、租税はき
ちんと納め、国民の義務は果たしてきました。

この福岡高裁でも何人もの原告が生活の
苦しさを発言してきましたが、何ひとつ嘘
や誇張する言葉はありません。

そのためには、恥も外聞も捨てて全てを
さらけ出して、自分の思いを話しました。

また近年は、国民年金だけでは生活をし
ていけず、生活保護を受給する人も多くな
りました。

憲法 25 条で保障される健康で文化的な
生活を送る権利を私たちに戻していただき
ますように、裁判長と裁判官におかれまし
ては、どうか私たちの言葉を背中から聞か
ず、に血の通ったご判断をいただきたく、お願
いいたします。

52

ちにたいし、まるで傷口に塩を擦り込むよ
うなひどい仕打ちでした。

だからこそ私は 2015 年 12 月 24 日の鹿
児島生活保護基準引き下げ違憲訴訟の提訴
には迷わず原告の一員にくなりました。

あれからすでに 8 年半以上の月日がたち
ました。全国各地の地方裁判所で原告勝利
の判決が相次ぎ、名古屋高等裁判所では国
家賠償まで認める判決が下されました。全
国で 1,000 名を超える原告が勇気をふりし
ぼって立ち上がったこの生存権裁判が、生
活保護に対する偏見を一掃し、「健康で文化
的な最低限度の生活」が文字通り国民の権
利として保障される社会の構築に大きな力
となることを心から願っています。

私がなぜ生活保護を利用するようになった
のか、どんな生活をしているかなどにつ
いてお話しさせていただきます。私はなに
もなまけて楽をしたいから生活保護を受け
るようになったものではありません。私は昭
和 33 年 8 月 9 日に出水市上鯖瀬で農家の
次男として生まれ、17 歳で大阪に行き、理
容店で 22 歳まで働きました。しかし、はさ
みがうまく使えなくなりその後神戸で土木
会社に就職、型枠大工の仕事につきました。

阪神・淡路大震災のときは何とか被災は
まぬかれ、その後社長の跡を継いで会社を
まかされたものの仕事は減る一方で会社が

たちゆがなくなってしまういました。体調不
良もつづき、50 歳の時故郷の出水に帰る決
心をいたしました。ふるさとに帰ったもの
の仕事をしなければ食べていけないのは同
じです。しかし交通事故も何度かおこし、そ
の後遺症で腰痛など体の不調もますますひ
どくなりました。急に胸が苦しくなり救急
車で病院に運ばれたこともあります。水俣
病被害者とみとめられましたが、若いころ
はさがみうまく使えなくなったのは水俣病
の症状だったのではないかとと思っています。
なかなか仕事もみつからず、腰痛を見てい
ただいたお医者さんには重労働はできない
といわれ途方に暮れたあげく、意を決して
生活保護を申請したのです。

生活保護がうけられるようになってほっ
としましたが、仕事で食べていけないみじ
めさ、心苦しさは私にとっては大変つらい
ものです。今でも仕事をして生活が出来る
ようになりたいと思わない日はありません。
保護を受けている自分がやるせないのです。
病院でほかの患者の皆さんが支払いをして
いるのに自分は支払わなくてもすんでいる、
いつもいつも人の目を気にし、負い目を感じ
ている自分がいます。なぜ生活保護を受け
ていることにこんな恥ずかしい思いや引
け目を感じなければならないのか。恥ずか
しいことではない、国民の権利なんだと自

54

たのうえ

【鹿児島】田上 和義（65 歳）2024 年 7 月 3 日（福岡高裁）

私は原告の一人、出水市の田上和義です。
鹿児島地裁でも陳述しましたが、高等裁判
所でもこうして陳述に立つことを決意しま
した。どうぞよろしくお願いいたします。

今年 1 月 15 日、鹿児島地裁は「引き下げ
処分を取り消す」と私たち原告の訴えを認
める判決を下していただきました。私は以
前、水俣病被害者と認められ、210 万円の
一時金を支給されましたが、これを収入認
定されたことを不服として審査請求し、審
査請求が棄却されたあと、仲間と一緒に裁
判を起こした経験があります。その時は私
たちの主張は全く受け入れてもらえず、本
当に悔しい思いをいたしました。それだけ
に 1 月 15 日の原告勝訴の判決には「ようや
く自分たちの思いを受け止めてもらうこと
が出来た」と心の底から安堵し、うれしい思
いでいっぱいでした。

最近鹿児島のテレビ局が「いのちのとり
で」と題する生活保護問題を正面から取り
上げたドキュメンタリーを作成、5 月 30 日
に放映されました。その画面に 2012 年、母
親が生活保護をうけているとしてあたかも
不正受給かのごとく糾弾され、謝罪の記者
会見をひらくことを余儀なくされたお笑い

芸人の姿が映し出されました。あらためて
記者会見にのぞむ姿に接し、不正受給でも
ないのに大勢の取材陣を前にして頭を深々
と下げなければならなかったその心のうち
はどんなにくやしくみじめだったろうかと
身につまされる思いでした。しかも当時野
党だった自民党の参議院議員がこれを国会
質問で取り上げ、「不正受給は許せない」「生
活保護を恥だと思うのはこの国の文化だ」
などと生活保護を受けている私たちに「不
正受給が多い、はずかしく思え」といわんば
かりに攻撃をかけ、その後テレビのワイド
ショーなどで連日のように不正受給批判、
生活保護受給者へのバッシングが流されま
した。それを背景に自民党は「生活保護基準
の 10%削減を公然と選挙公約にかかげ、安
倍内閣の成立直後の 2013 年 8 月から平均
6.5%、最大 10%の保護費の引き下げを実
施したのです。この流れを振り返ってみる
と、生活保護基準を引き下げるための意図
的な世論操作が行われたのではないかと
の疑念さえわいてきます。いったいなぜこん
なひどいことがまかり通り、許されたのか、
私は今なおその理不尽さに強い憤りを禁じ
えません。社会の底辺であえいでいる私た

53

分にいきかせても、どうしても平気にな
れない自分がいます。おそらく多くの生活
保護利用者が同じような思いをいだいてい
るのではないのでしょうか。「すべて国民は健
康で文化的な最低限度の生活を営む権利を
有する」憲法 25 条のこの理念に基づいて実
施されている生活保護制度、生きるために
必要であるからこそ受けているこの制度が
いまだに国民の権利として定着していない
と痛感しています。私は生活と健康を守る
会の会員となり、様々なことを学ぶ中で、生
活保護を受けることはなにも施しを受ける
ことではなく、憲法 25 条が保障する国民の
権利だということを学びました。大事なこ
とは、だれもが安心して胸をはって受ける
ことができるようにすること、国民の権利
として正しい理解をひろげることです。こ
の裁判を通じてこの思いが一人でも多くの
人に伝わればいいと願っています。

私は昨年咽喉がんにかかり、現在も治療
中です。熊本県八代市にある労災病院で本
当によくしていただき、一命をとりとめる
ことができました。生活保護を受けていな
かったら安心して病院にもかかれなかった
だろうと思うと本当に感謝しています。ま
さに生活保護はいのちのとりでということ
を身にしみて痛感しています。だからこそ
この制度をだれもが安心して利用できる制

度にしてほしいし、バッシングも根絶して
いただきたい。健康で文化的な最低限度の
生活が権利として保障され、人間らしい生
活ができるようもっとよくしていただきた
いと思うのです。

私の最低生活費は家賃をのぞいて現在一
か月 69430 円です。咽喉がんのため、今食
べられるのはうどん、ソーメンなどの麺類
です。不思議なことに即席ラーメンは塩ラ
ーメン以外のどを通りません。体力をつけ
るためにも食事は大事です。タンパク質は
主に納豆やとうふ、たまごなどからとって
います。野菜は細かく切って飲み物と一緒に
のどを通しています。こうした食事でも
けっこうお金がかかります。物価高騰の今
はなおさらです。食事以外で今出費が大変
なのが水道光熱費です。お風呂は寒い冬で
も 1 か月 2 回ぐらいしか浴槽につかること
はありません。夏はもちろんシャワーのみ
です。電気、ガス、水道で毎月 2 万円近く
もかかり、今年の夏はどうなるだろうかと
今から心配しています。食費のほか、水道光
熱費、スマホの通信費、日用品費、交通費な
どなどで生活はいつもぎりぎりです。衣類
や靴も 1,000 円以上のものにはとても手が
でません。電化製品など中古品でも買い替
えなど考えられない状況です。お悔やみの
香典もつつむこともむずかしく、不義理を

55

することがないように、少しずつ何とか貯金箱に入れる努力もしていますが追いつきません。せめて月に一回でもゆったりとコーヒーをのみたい、せめて2,000円ぐらいのシャツをきてみたい、せめて一年に一回でも一泊で温泉にいったみたい、こんなさやかな願いでももつことはいたくなのでしょう。私も今わずかですが年金をいただけるようになりました。2か月ごとの年金支給で家計のやりくりはますます難しくなりました。物価もかつてないほどにあがっています。

こうした中で今日から控訴審がはじまりました。裁判長はじめ福岡高裁宮崎支部のみなさん、どうかお願いします。最低生活費での生活がどんなものか、どうか私たちの生活実態を理解していただき、生活保護基準引き下げの不当性を明らかにし、引き下げ処分の撤回を求めてください。生活保護は一部の人の問題ではありません。コロナの影響、昨今の異常な物価高の中で生活保護が必要な人はふえているのではないのでしょうか。就学援助や最低賃金、国民年金、非課税基準など生活保護基準は多くの制度に連動しています。何よりも長い人生のなかでいつ、どんなことがおきても最後には生活保護があると、私たちが生きていく権利を保障し支えてくれるのが生活保護制度

です。この制度はまさに国民すべてにかかわるいのちのとりでなのです。鹿児島地裁で厚生労働大臣の裁量権の乱用という法律違反が認められたにもかかわらず、違法行為によって引き下げ処分を強いられた出水市や鹿児島市が、国に抗議し処分撤回を相談するどころか、国に相談して控訴にふみきったことは極めて残念です。それだけに司法の場において地裁につづき、公正・公平な納得のいく判断をくだしていただくことをここからお願いし陳述を終わります。ありがとうございました。

56

【生活保護基準引き下げ違憲訴訟】とは

国は2013年8月から3年にわたり、生活扶助基準（生活保護基準のうち生活費部分）を平均6.5%、最大10%（年間削減額約670億円）引き下げました。

生活保護基準部会（厚労省の社会保障審議会に設置された常設部会で、学識経験者の委員により生活保護基準の専門的評価、検証を行う）の意見を聞くことなく独断で行った「デフレ調整」は、一般世帯の消費支出を基に計算することで、パソコンやテレビなど大幅に価格が下落した品目の影響を受け、生活保護世帯の消費実態とはかけ離れた数字を算出する点や、より下落率が高くなる方式を一般的な計算方式と混用して使った点など、多くの問題点を抱える「物価偽装」をして行われたものでした。

また「ゆがみ調整」として、基準部会による検証数値を勝手に2分の1に「調整」し、所得の下位10%（第1・十分位）から生活保護世帯を除外せずに比較を行うなど、統計等の客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性をいずれも欠いたものでした。

国会議員が率先して生活保護バッシングを行っていた自民党は、2012年の総選挙で「生活保護費を10%削減する」などの公約を掲げて政権に復帰しており、これに厚生労働省が付度したものと考えられます。

このように物価偽装までして強行した大幅引き下げに対し、全国29都道府県で1,000人を超える人が裁判を起こしました。現時点（2025年5月27日）で原告側が地裁で19勝11敗、高裁でも7勝5敗と勝ち越しています。

全国生活と健康を守る会連合会では、基準引き下げに「NO!」の声をあげようと全力で不服審査請求に取り組み、生活保護バッシングが強く影響するなか、勇気を出し、みんなで励まし合い、提訴に至りました。法廷での陳述の一部ですが、会員の訴えを各県1人と呼びかけて集め、この冊子を作成しました。どうぞ原告の声に耳を傾けてください。

2025年5月27日 大阪・愛知の最高裁弁論の日に

57



全国生活と健康を守る会連合会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATO ビル3階

電話：03-3354-7431 FAX：03-3354-7435

E-mail：ze-unity@zenseiren.tokyo

2025年5月27日 発行